

166  
20

# 涵祠拾壹教會

編 蓮以 天理 天輪 御嶽 金見 大占  
神習 黒位 丸山 富士 喚

附 佛立 神編 石 觀理 幹枝 巫女  
録 顯真 本良坊 おほつこみ

神道各派管長ニ贈ル書 (下ニ掲ル凡例ト參看スルヲ要ス)

佛弟子伊東洋二郎謹ミテ一書ヲ作り之ヲ常ニ景仰スル神道各派管長辦事貴下ニ捧呈  
ス伏テ惟フニ貴下等ハ學、古典ヲ貫キ才、華實ヲ綜メ蔚然タル惟神ノ宗、卓乎タル  
神道ノ傑、神教子徒ハ頼リテ以テ重シト爲シ後進子弟ハ仰キテ而シテ則チ取ル嗟呼  
何シ其學徳ノ博洪ニシテ且其位置ノ莊重ナルヤ僕ノ如キハ佛弟子ナリト雖モ亦尙ホ  
一クヒ貴下等ニ謁ノ教ヲ請フコト中心ニ冀望シツ、アリキ而シテ未ダ其莊冠彩袍ノ  
風采ニ接スルコトヲ得サルヲ憾ミトスルノミ、然レモ僕貴下等ヲ景仰スル此ノ如ク其  
レ切ナリ僕未ダ直接ニ貴下等ヲ知ラズト謂フト雖モ既ニ其學徳名聲ヲ欽慕スルコト切  
ナリトモハ僕ハ全然貴下等ヲ知ラザル者ニ非ズ惡ンク僕ノ微衷ヲ述テ清聴ヲ煩ハサ  
ンオ得ンヤト但恨ラシハ僕ノ荒學陋識卑見疎論、文章モ亦々腐淺鄙蕪、固ヨリ貴  
下等ノ高眼ヲ汚スニ足ラサルコト、夫レ然リ然リト雖モ其言ハント欲シ其論セント  
欲スル處ノモノハ僕ノ平生信スル一片ノ至誠ト數行ノ紅淚トヲ以テスル者ナレバ其



必<sup>○</sup>貴<sup>○</sup>下<sup>○</sup>等<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>腔<sup>○</sup>子<sup>○</sup>裏<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>撼<sup>○</sup>動<sup>○</sup>セ<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>ム<sup>○</sup>ベ<sup>○</sup>キ<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>アル<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>信<sup>○</sup>ズ、夫<sup>○</sup>レ<sup>○</sup>誠<sup>○</sup>ト<sup>○</sup>涙<sup>○</sup>ト<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>力<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>殘<sup>○</sup>忍<sup>○</sup>  
傳<sup>○</sup>酷<sup>○</sup>ナル<sup>○</sup>罪<sup>○</sup>鬼<sup>○</sup>羅<sup>○</sup>刹<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>亦<sup>○</sup>尙<sup>○</sup>ホ<sup>○</sup>感<sup>○</sup>動<sup>○</sup>セ<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>ム<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>得<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>非<sup>○</sup>ズ<sup>○</sup>ヤ、然<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>況<sup>○</sup>ム<sup>○</sup>ヤ、慈<sup>○</sup>雲<sup>○</sup>覆<sup>○</sup>物<sup>○</sup>  
盛<sup>○</sup>德<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>備<sup>○</sup>フ<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>人<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>教<sup>○</sup>ヘ<sup>○</sup>民<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>導<sup>○</sup>ク<sup>○</sup>任<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>在<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>貴<sup>○</sup>下<sup>○</sup>等<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>於<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>オ<sup>○</sup>ヤ、其<sup>○</sup>盛<sup>○</sup>德<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>必<sup>○</sup>ズ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ガ<sup>○</sup>此<sup>○</sup>誠<sup>○</sup>  
ト<sup>○</sup>涙<sup>○</sup>ト<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>以<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>セル<sup>○</sup>處<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>撼<sup>○</sup>動<sup>○</sup>セ<sup>○</sup>ラ<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ベ<sup>○</sup>キ<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>深<sup>○</sup>ク<sup>○</sup>信<sup>○</sup>ジ<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>毫<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>疑<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>サル<sup>○</sup>處<sup>○</sup>ナ<sup>○</sup>リ  
且<sup>○</sup>夫<sup>○</sup>レ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>生<sup>○</sup>キ<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>斯<sup>○</sup>奎<sup>○</sup>運<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>世<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>遭<sup>○</sup>遇<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>タル<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>思<sup>○</sup>ヒ<sup>○</sup>又<sup>○</sup>自<sup>○</sup>己<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>技<sup>○</sup>能<sup>○</sup>如<sup>○</sup>何<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>省<sup>○</sup>ミ<sup>○</sup>レ<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>尚<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>  
其<sup>○</sup>信<sup>○</sup>ス<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>處<sup>○</sup>ナ<sup>○</sup>ク<sup>○</sup>ン<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>ア<sup>○</sup>ラ<sup>○</sup>ズ、而<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>其<sup>○</sup>所<sup>○</sup>信<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>以<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>聊<sup>○</sup>カ<sup>○</sup>之<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>著<sup>○</sup>作<sup>○</sup>文<sup>○</sup>壇<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>試<sup>○</sup>ミ<sup>○</sup>以<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>國<sup>○</sup>家<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>  
タ<sup>○</sup>メ<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>涓<sup>○</sup>埃<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>微<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>報<sup>○</sup>ヒ<sup>○</sup>ント<sup>○</sup>欲<sup>○</sup>ス<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>ノ、是<sup>○</sup>レ<sup>○</sup>實<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>十<sup>○</sup>年<sup>○</sup>渝<sup>○</sup>ザ<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>處<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>志<sup>○</sup>ナル<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>既<sup>○</sup>  
ニ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ガ<sup>○</sup>半<sup>○</sup>世<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>學<sup>○</sup>業<sup>○</sup>、等<sup>○</sup>身<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>著<sup>○</sup>書<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>據<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>之<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>貴<sup>○</sup>家<sup>○</sup>等<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>前<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>公<sup>○</sup>言<sup>○</sup>ス<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>得<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ナ<sup>○</sup>リ、又<sup>○</sup>  
僕<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>佛<sup>○</sup>教<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>篤<sup>○</sup>信<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>神<sup>○</sup>典<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>鉤<sup>○</sup>索<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>其<sup>○</sup>他<sup>○</sup>東<sup>○</sup>西<sup>○</sup>兩<sup>○</sup>洋<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>宗<sup>○</sup>教<sup>○</sup>學<sup>○</sup>術<sup>○</sup>特<sup>○</sup>詣<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>タル<sup>○</sup>處<sup>○</sup>ナ<sup>○</sup>キ<sup>○</sup>モ、亦<sup>○</sup>概<sup>○</sup>  
子<sup>○</sup>其<sup>○</sup>之<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>涉<sup>○</sup>獵<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>タル<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>一<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ガ<sup>○</sup>十<sup>○</sup>年<sup>○</sup>寧<sup>○</sup>時<sup>○</sup>ナ<sup>○</sup>ク<sup>○</sup>天<sup>○</sup>下<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>公<sup>○</sup>布<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>タル<sup>○</sup>處<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>著<sup>○</sup>書<sup>○</sup>中<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>言<sup>○</sup>フ<sup>○</sup>  
ガ<sup>○</sup>如<sup>○</sup>シ、今<sup>○</sup>此<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>其<sup>○</sup>詳<sup>○</sup>細<sup>○</sup>ナル<sup>○</sup>事<sup>○</sup>歷<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>陳<sup>○</sup>セ<sup>○</sup>ント<sup>○</sup>セ<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>冊<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>易<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>尙<sup>○</sup>未<sup>○</sup>ダ<sup>○</sup>足<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>サ<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>可<sup>○</sup>シ、要<sup>○</sup>  
ハ<sup>○</sup>唯<sup>○</sup>貴<sup>○</sup>下<sup>○</sup>等<sup>○</sup>ガ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>茲<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>言<sup>○</sup>フ<sup>○</sup>處<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>ノ、皇<sup>○</sup>室<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>尊<sup>○</sup>嚴<sup>○</sup>國<sup>○</sup>體<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>金<sup>○</sup>甌<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>維<sup>○</sup>保<sup>○</sup>ス<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>根<sup>○</sup>抵<sup>○</sup>タル<sup>○</sup>惟

神<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>汚<sup>○</sup>晦<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>關<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>默<sup>○</sup>止<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>能<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>ザ<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>衷<sup>○</sup>情<sup>○</sup>ヨ<sup>○</sup>リ<sup>○</sup>出<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>者<sup>○</sup>ナ<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>コ<sup>○</sup>ト<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>知<sup>○</sup>ラ<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>足<sup>○</sup>レ<sup>○</sup>リ<sup>○</sup>否<sup>○</sup>ナ<sup>○</sup>貴<sup>○</sup>  
下<sup>○</sup>等<sup>○</sup>ガ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>衷<sup>○</sup>情<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>諒<sup>○</sup>察<sup>○</sup>セ<sup>○</sup>ン<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>強<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>望<sup>○</sup>マ<sup>○</sup>ズ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>唯<sup>○</sup>世<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>情<sup>○</sup>感<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>富<sup>○</sup>ミ<sup>○</sup>義<sup>○</sup>俠<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>勇<sup>○</sup>ナル<sup>○</sup>士<sup>○</sup>君<sup>○</sup>  
子<sup>○</sup>ガ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>衷<sup>○</sup>情<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>諒<sup>○</sup>察<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>一<sup>○</sup>滴<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>涙<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>落<sup>○</sup>ス<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>ア<sup>○</sup>ラ<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>尙<sup>○</sup>ホ<sup>○</sup>死<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>亦<sup>○</sup>敢<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>辞<sup>○</sup>セ<sup>○</sup>サル<sup>○</sup>ベ<sup>○</sup>  
シ<sup>○</sup>寧<sup>○</sup>ロ<sup>○</sup>其<sup>○</sup>道<sup>○</sup>理<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>殉<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>死<sup>○</sup>ス<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>僕<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>最<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>快<sup>○</sup>ト<sup>○</sup>ス<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>處<sup>○</sup>ナ<sup>○</sup>リ  
謹<sup>○</sup>ミ<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>惟<sup>○</sup>フ<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>惟<sup>○</sup>神<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>道<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>是<sup>○</sup>レ、皇<sup>○</sup>典<sup>○</sup>、聖<sup>○</sup>謨<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>天<sup>○</sup>下<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>經<sup>○</sup>綸<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>字<sup>○</sup>内<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>統<sup>○</sup>紀<sup>○</sup>ス<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>洪<sup>○</sup>  
範<sup>○</sup>ナ<sup>○</sup>リ<sup>○</sup>故<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>惟<sup>○</sup>神<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>大<sup>○</sup>道<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>彼<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>普<sup>○</sup>通<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>宗<sup>○</sup>教<sup>○</sup>ト<sup>○</sup>同<sup>○</sup>視<sup>○</sup>ス<sup>○</sup>ベ<sup>○</sup>キ<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>ノ、ニ<sup>○</sup>ア<sup>○</sup>ラ<sup>○</sup>ザ<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>敢<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>  
論<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>俟<sup>○</sup>カル<sup>○</sup>所<sup>○</sup>ト<sup>○</sup>ス<sup>○</sup>然<sup>○</sup>リ<sup>○</sup>而<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>幕<sup>○</sup>府<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>末<sup>○</sup>、皇<sup>○</sup>威<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>陵<sup>○</sup>夷<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>紀<sup>○</sup>綱<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>壞<sup>○</sup>頽<sup>○</sup>ス<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ヤ<sup>○</sup>惟<sup>○</sup>神<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>亦<sup>○</sup>幾<sup>○</sup>  
ノ<sup>○</sup>ト<sup>○</sup>地<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>墜<sup>○</sup>ツ、今<sup>○</sup>上<sup>○</sup>、聖<sup>○</sup>明<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>德<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>以<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>此<sup>○</sup>間<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>、登<sup>○</sup>祚<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>忠<sup>○</sup>孝<sup>○</sup>以<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>、祖<sup>○</sup>宗<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>鴻<sup>○</sup>猷<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>恢<sup>○</sup>  
弘<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>之<sup>○</sup>ト<sup>○</sup>俱<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>其<sup>○</sup>萎<sup>○</sup>微<sup>○</sup>不<sup>○</sup>振<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>惟<sup>○</sup>神<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>挽<sup>○</sup>回<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>玉<sup>○</sup>ヒ、其<sup>○</sup>後<sup>○</sup>神<sup>○</sup>祇<sup>○</sup>官<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>制<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>古<sup>○</sup>典<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>復<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>宣<sup>○</sup>教<sup>○</sup>使<sup>○</sup>  
ヲ<sup>○</sup>置<sup>○</sup>キ<sup>○</sup>又<sup>○</sup>特<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>大<sup>○</sup>教<sup>○</sup>宣<sup>○</sup>布<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>、詔<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>下<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>更<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>教<sup>○</sup>部<sup>○</sup>省<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>設<sup>○</sup>ケ<sup>○</sup>教<sup>○</sup>導<sup>○</sup>職<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>置<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>至<sup>○</sup>リ<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>所<sup>○</sup>以<sup>○</sup>モ  
又<sup>○</sup>是<sup>○</sup>レ<sup>○</sup>今<sup>○</sup>上<sup>○</sup>忠<sup>○</sup>孝<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>、聖<sup>○</sup>德<sup>○</sup>能<sup>○</sup>ク<sup>○</sup>、祖<sup>○</sup>宗<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>遺<sup>○</sup>訓<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>守<sup>○</sup>ラ<sup>○</sup>セ<sup>○</sup>ラ<sup>○</sup>レ<sup>○</sup>テ<sup>○</sup>斯<sup>○</sup>ク<sup>○</sup>惟<sup>○</sup>神<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>大<sup>○</sup>道<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>衰<sup>○</sup>頽<sup>○</sup>セ  
シ<sup>○</sup>ム<sup>○</sup>ル<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>、軫<sup>○</sup>念<sup>○</sup>遊<sup>○</sup>バ<sup>○</sup>サ<sup>○</sup>レ<sup>○</sup>シ<sup>○</sup>モ<sup>○</sup>ノ<sup>○</sup>ニ<sup>○</sup>外<sup>○</sup>ナ<sup>○</sup>ラ<sup>○</sup>ズ、臣<sup>○</sup>民<sup>○</sup>タル<sup>○</sup>者<sup>○</sup>誰<sup>○</sup>カ、聖<sup>○</sup>旨<sup>○</sup>ヲ<sup>○</sup>奉<sup>○</sup>戴<sup>○</sup>セ<sup>○</sup>ザ<sup>○</sup>ラ

ソヤ此ニ於テカ貴下等大教院ヲ設ケ尋ヒテ神道事務局ヲ置キ宣教申明ノ事務ヲ措置セラル然レトモ惟神ノ大道ヲ以テ普通ノ宗教ト同視スルコト固ヨリ惟神ノ特性ニ背反ス明治十年教部省ヲ廢シテ内務省ニ社寺局ヲ置キ神佛兩道ニ關スル事務ヲ統理スル事トナレル後、貴下等ノ中ニ祭神論起リ異議紛然未タ其歸スル所ヲ知ラス其遂ニ十四年二月神道各派ノ會議ヲ東京ニ開キタリシ事實ニ徴スルモ、又以テ惟神ノ大道ヲ普通ノ宗教ト同視スルハ非ナル事ハ業ニ既ニ貴下等ノ自認サル、所ナルヲ信ズ、果シテ然ラハ貴下等堂々タル宣教ノ重任ニ在ルニモ拘ハラズ現今ノ如ク内務省社寺局ニ統管サル、ノ失体ナルヲモ復タ自ラ能ク知ラル、所ナルヲ信ズ然リト雖モ政府ハ宗教ニ對スル行政上ノ必要ヨリシテ内務省ニ社寺局ヲ設ケ神佛兩道一括シテ監督セサルヲ得サルノ事情アルヲ如何セン而シテ貴下等現行社寺行政ノ失体ヲ非難シテ神祇官復興ヲ唱道サル、ニモ拘ハラズ依然トシテ尙ホ内務省社寺局監督ノ下ニ立ツモノ抑モ亦タ貴下等自ラ失体アルニ據テ然ラズンハアラズ、謹ミテ

惟フニ惟神ノ要旨ハ報本反始ノ典ヲ舉ケ慎終追遠ノ實ヲ表シ 皇化ヲ翼贊シ臣徳ヲ歸厚スルニアリ國體ノ基ヲ申明シテ 皇室ノ尊嚴ヲ示スノ外亦タ惟神ノ大道宣教ノ必要ナキニアラズヤ然ルニ貴下等ガ統轄サル、所ノ教會中ニハ惟神ト宗教トノ異性特質ナルモノヲ同視シ教會ニシテ純然タル宣教的ノ事ヲ爲スヨリモ反ツテ神社的ノ祭祀ヲ爲スノミニ孳々タルガ如キ狀況アルハ既ニ萬目一視同認スル所現ニ彼ノ丸山、天理、金光、御嶽、蓮門、太占、富士講各教會ガ祭ル所ノ神ハ如何ナル神ゾ、彼レ等ガ祭ル所ノ神ハ全ク有ル事無キノ神ナリ彼レ等ハ有ル事無キノ神ヲ仮設シテ之ヲ天神地祇ト俱ニ祭ル是レ荒誕ヲ極ムルノ甚シキモノニ非スヤ既ニ彼レ等ノ祭レル神名有ルヲ無シ彼レ何ガ爲メニ之ヲ仮設スルヤ愚民ヲ蠱惑センガ爲メナルノミ既ニ愚民ヲ蠱惑セント欲シテ有ル事無キノ神ヲ仮設シ祭リテ以テ愚民ヲ崇信セシム此事ヤ明カニ彼レ等自ラ淫祠タルヲ證ス况ンヤ彼レ等ハ其有ル事無キ神ノ靈驗著シキ事ヲ説キ或ハ妖怪極マル事ヲ行フテ以テ愚民ヲシテ神ニ諂諛セシムルマテニ欺罔スルモ

ノモ亦明ニ彼レ等自ラ淫祠タルヲ證シツ、有ルニ於テオヤ唯タ彼レ等ハ胡亂ノ説ヲ以テ愚民ヲ盡惑シ奇利ヲ攫取シテ生活ニ資スルノ外、惟神ノ盛衰如何ヲ顧慮スルモノニ非サル也又氣品ノ高クシテ道徳ノ殷ナル所何所ニアル言行ノ高邁ニシテ人民ノ摸範トナルベキ所何所ニアル俗界ノ痛苦ヲ救済スベキ教職者ノ徳義何所ニアル貴下等彼レガ如キ惟神ノ道ヲ汚濁スル淫祠ヲ存シ恬然彼レヲ許シ置ク僕ハ其事ノ風教上ニ關シ國家的ニ繫ルコト大ナル慮カリテ深ク悲マズンバアラズ嗟呼此ノ如キ弊竇ヲ現出スル所以ノモノ之ヲ詮スルニ現今神道各派ノ教規ニ規定セル所、惟神ト宗教トノ異性特質ナルモノヲ明白ニ限制セザルノ然ラシムル處ナリ教會ニ於テ祭祀的ノ動作アラシメ神社ニ於テ宣教的ノ言動アラシムルモ亦タ各教派ノ教規、之ヲ強制セサルニ由ラズンバアラズ而シテ此事ヤ明カニ貴下等ガ教務ヲ總理シ部下ノ各教會ヲ監督スルニ放縱ナル事實ノ證シツ、アル所ナラズヤ此レ等ノ事實ハ寔ニ貴下等ガ情實纏綿ノ腦髓ト偏頗ノ管見トナリテ教規ヲ振勵シ監督ヲ嚴重ニスル能ハサルニ由ル

ト謂フト雖凡亦之ガ爲メニ淫祠ノ勢力ヲ世上ニ逞フセシメ其荼毒ヲ社會ニ流サシムルヲ憂ヘスシテ可ナランヤ貴下等ノ失体既ニ此ノ如キ者アツテ惟神ノ大道モ亦尙ホ未ダ内務省社寺局ノ監督ヲ離ル、一能ハサル所以ナリ昔者宋ノ襄公霸業ヲ圖ルノ餘、鄆子ヲ殺シテ次睢ノ社ノ犠牲ニ用ユルコトアリシニ司馬子魚ノ曰ク古ニハ六畜ダモ相爲メニ祭ラス小事ニハ大牲ヲ用フス況ムヤ人ヲ牲ニ用フムヤ、祭祀ハ人ノ爲メニシテ民ハ神ノ主ナリ人ヲ用フズ何ノ神カ之ヲ饗ンヤト是レ淫祠ヲ廢停セシムルノ至言トス周室ノ微ニ赴キテ諸侯ノ叛キシコト楚兵ノ氣挫キテ一國ノ危カリシコト等皆是レ淫祠ノ與ヘシ害毒ヲラスンバアラズ淫祠ノ害毒豈ニ大ニ恐レサル可ンヤ而シテ貴下等ノ統轄サル、淫祠ガ荒唐不稽ノ言動ヲ以テ教育ハ進歩ヲ妨ケ衛生ノ發達ヲ阻ミ行政ノ施設ヲ障礙シ其荼毒ヲ社會ニ流シツ、ハアリトセハ畏クモ皇室ノ凌夷國家ノ衰替、或ハ其此ニ基因セザルカチ慮カラズシテ可ナランヤ否ナ淫祠ノ言動ハ誠ニ事風教ノ上ニ關シテ國家ノ上ニ繫リ且貴下等ノ職責ハ

此人民ヲ教導シテ 皇典 聖謨ノアル所ヲ申明シ此 帝國文明ノ大計今一呼吸ノ間  
ニ決セントスルノ時運ニ伴ハシムルニアル者ナリ。貴下等自ラ職責如何ヲ思ハ、復タ  
何チカ其統轄ノ淫祠ヲ處置スルニ躊躇スベキ、彼ノ世ヲ欺キ人ヲ瞞シ浮華輕靡ノ風  
ヲ移シ遊惰放逸ノ俗ヲ易ルノ弊竇アル淫祠ハ必ズ速ニ快截ナル處置ヲ下サル可キモ  
ノナルヲ信ス、若シ貴下等情實ノ爲メニ一時ヲ纏繞シ陰ニ彼レ淫祠ヲシテ他日ノ處  
ヲ爲サシムルガ如キコアラハ僕ハ其之ガ爲メニ貴下等ノ盛徳ヲ傷ケ併セテ惟神ノ道  
ヲ衰頽セシムルニ至ランコトヲ憂ヘテ止マス、僕ノ切ニ貴下等ニ對シ其統轄ノ淫祠ヲ  
斷乎ト處置スベシト勸告スル處以ノモノ亦實ニ是レガ爲メナルノミ  
嗚呼貴下等ノ統轄サル、淫祠ノ動作一トシテ社會ノ害毒トナラサルハ無ク而シテ其  
之ヲ齋祀シ宣教スルノ職ニ在ル人物ノ操行モ亦甚ダ低キ事ヲ表ス彼レ禁厭、祈禱、  
卜占、筮言、火渡リ、劍渡リ等ノ普通ノ學理ト智識トニ矛盾スル事ヲ行フテ恬然耻  
ル色ナキ所ヲ見テモ尙ホ能ク其學徳ノ狹陋ナルヲ知ルニ足ルニアラスヤ况ンヤ其操

行ノ隱微ナル事實ヲ細カニ探索セバ兇奸貪婪ヲ行ヒ遊惰淫逸ヲ爲シツ、アルハ滔々  
皆然ルモノアルニ於テオヤ此ノ如キ者能ク人ヲ教ヘ民ヲ導クノ資ヲ具セリト謂フチ  
得ル乎、自己ノ學徳乏シク素行修マラサル者ガ如何シテ人々ニ信服セラル、チ得ル  
ト思ヘル乎、憶フニ貴下等モ亦之ヲ疑ハル、所ナクンハアラス然ルニ操行ノ甚ダ低  
キ未ダ全ク人々ヲ教導シ得ルノ資ヲ具セザル者ヲ教職ニ補ス、此貴下等ノ補任濫濫  
ナルヨリ延テ其所管ノ教體ヲ汚瀆スルニ至ルコトナシト言フチ得ル乎僕豈ニ貴下等  
ノ爲メニ之ヲ惜ミ惟神ノ爲メニ之ヲ悲マサルチ得ンヤ  
唯夫レ然リ誠ニ教職ニ在ル人物ノ操行甚ダ低キヨリ延テ其所管ノ教體ヲ汚瀆スルノ  
ミニ止マラハ尙ホ或ハ可ナリ若シ一教一派ノ汚瀆ニ止マラズノ畏クモ 皇室ノ隆替  
國家ノ興廢其最モ繫ガル惟神ノ大道ヲ晦墜セシムル由々敷大事ヲ惹起ス、無キヤ否  
期スルチ得ズトセハ是 僕ガ今彼ノ操行甚ダ低キ濫濫ノ教職者ヲ教派外ニ放逐セラレ  
ンコトヲ促ガス所貴下等ノ宜シク首肯スベキモノニアラズヤ然レモ貴下等或ハ情實ノ

爲メニ其濫瀆ノ教職者ナシトシテ僕ノ言ヲ虚誕ナリトセン乎僕ハ貴下等ノ教規ヲ振  
勵セズ唯外觀ノ一裝飾物ト爲スハ彼ノ貪婪ニシテ淫蕩ナル其兇、其奸、其傳、其惡  
ナル者ヲ存養シ以テ益々貪婪淫蕩ノ行爲ヲ逞フスルノ便ヲ得セシムルモノニ非サル  
ヤ否ヤヲ疑フナリ果シテ僕ノ疑フガ如キ情實ノ貴下等ニアリトセン乎、他日惟神ノ大  
道ヲ晦墮セシムル者ハ彼ノ操行甚々低キ濫瀆ノ教職者ニ非ズシテ之ヲ統管シツ、ア  
リシ一教一派ノ管長ナリト言フ者アラハ貴下等何ノ辞ヲ以テ之ニ答ヘントスル乎、  
僕ノ叫號シテ以テ貴下等ニ反省ヲ促ス所豈ニ容ル、ナクシテ可ナランヤ、論シテ此  
ニ至レハ彼レ等ヲ處置スルコトハ貴下等復々何ヲ猶豫スベキ、其速ニ疏決セラレ  
テ可ナルコト多ク言ヲ須井サルナリ

以上ニ陳白スル事 皇室ノ尊嚴國體ノ金甌ヲ維保スル根柢タル惟神ノ汚晦ニ關シ默  
止スルニ忍ビズ敢テ衷情ヲ披瀝スルニ至リシ所以ナリ、伏テフ惟ニ神道各派管長辨  
事貴下僕ノ言フ所或ハ矯激ナルモノアラン是レ實ニ僕性慷慨ニ富ミ時事日ニ非ニ

シテ情神ノ現状ニ據テ更ニ其將來如何ヲ慮カル毎ニ流涕シテ且長大息セサルハナキ  
ニ依リ今モ亦知ラス識ラス言ノ矯激ニ流レシ所以ナクソ 僕佛弟子ナリト雖モ亦深ク  
惟神ヲ崇敬シ殊ニ最モ貴下等ノ博洪ナル學徳ヲ景仰スルヤ年既ニ久シ何ゾ惡意ヲ  
懷テ此言ヲ爲サンヤ幸ニ僕ガ微衷ノアル所ヲ諒察シ設ヒ言ノ矯激ナル所アルモ其好  
意ニ出テ然ク言フモノナリト爲セ孝孫ノ我ヲ愛スルハ疾痰ナリ孟孫ノ我ヲ惡ムハ藥  
石ナリト儒家既ニ尙ホ然リ然ルナ況ンヤ惟神ノ道ヲ承述シ慈雲覆物ノ盛徳ヲ備フテ  
人ヲ教ヘ民ヲ導クノ任ニ在ル貴下等ニ於テオヤ不肖僕ノ言フ所賢明ナル貴下等ノ及  
ビザル處ヲ補フノ餘師タルニ足ラズト雖モ貴下等ノ盛徳其必ス喜ビテ容ル、ニ容カ  
レテサランコト信スルナリ仰キ願クハ貴下等自ラ莊冠彩袍ニ省ミテ僕ノ言ヲ諒トシ  
玉々

(附言) 前ニ掲ル一書ハ余ガ神宮教、大社教、實行政等ヲ除キテ其他ノ神道各派管  
長ニ贈リシモノニ係ル余ノ所見ヲ以テセハ神宮教、大社教、實行政等ハ眞實惟神

的ノ動作ヲ爲シテ毫モ亦々淫祠ヲ容ル、ナ許サズ其皎潔ニシテ神聖ナルハ寔ニ  
 余ノ敬服スル所ナリ何ゾ此レヲ他ノ神道各派ト同一視スルヲ得ンヤ否ナ神宮、  
 大社、實行ノ諸教派ハ余ガ他ノ神道各派ノ淫祠的言動ヲ尅責打撃スルヲ大悦シ  
 テ多年神道ニ被ムリシ汚瀆ヲ洗雪シ得ベキ時機到來セリト爲シ余ノ言フ所ヲ歡  
 呼シ彼ノ名ヲ神事ニ藉リ籍ヲ神道ニ置キテ淫祠的言動ヲ爲シツ、アル者ハ血祭  
 ルニ猶豫サレサルベキヲ信ズ

凡 例 (前ノ神道管長ニ與ル書ト參看ヲ要ス)

一字典ヲ考覈スルニ淫ハ唐韻余箴ノ切、正韻夷針ノ切、放也貪也過也甘也僭也邪也トア  
 リ本書中ニ批評セル神道ノ各教會ハ潛シテ神道ト稱スルモ人ヲ惑ハスニ妖怪ヲ以テシ  
 民ヲ罔ルニ非類ヲ以テシ政旨ニ乖戾シ行政ノ障礙ヲ爲シツ、アル者は正シク放也貪  
 也過也甚也僭也邪也ト謂フ可シ此根據ニ由テ事實アルヲ示サハ余ノ彼レヲ淫祠ト宣告  
 スルモ亦彼レハ余ノ宣告ニ服從セサルヲ得サル可キヲ信ズ

一余ハ佛弟子ナレモ亦深ク惟神カミナカラヲ崇敬スル者はレ帝國臣民トシテ 皇室ノ爲メニ神祇  
 ナ齋キ以テ寶祚ノ無窮ヲ祈リ臣道ヲ盡スベキ一ノ神勅ヲ眷々奉戴遵行スルガ故ノミ之  
 ナ以テ前項ニ云フ淫祠ノ言動ヲ見聞スルニ及ビテハ亦何オカ國家ノ秩序ヲ紊亂シ社會  
 ノ公益ヲ破壞スル者ト看做シテ彼レ淫祠ヲ攻撃スルニ猶豫スベキヤ、乃チ余ガ多年蓄  
 殖シタル所ノ學識ヲ以テ飛耳張目探觀シ得タル彼レ淫祠ノ醜行汚態ヲ論評暴露セリ、  
 亦以テ社會ノ公益ヲ扶持シ世道風化ニ裨補ナシンバアラサルナリ余豈ニ漫リニ神道ヲ  
 排擠スル者ナランヤ實ニ止マテ得サル也



一此書中ニ扶摘シタル所謂淫祠ナルモノ余ガ切憫ノ厚意ニ感セバ速ニ其教會ヲ改革シ神明ヲ肅齋シ嚴ニ惟神ノ道ヲ宣揚スル所ト爲ズト要ス過失ヲ改ムルヲ憚カラサルハ人間ノ美德ナリ彼レ淫祠ニシテ其美德ヲ履踐セバ誰カ淫祠ト稱スル者ゾ余ハ其尊嚴ナル教會ト視テ肅然襟ヲ正フシ鞠躬如ダランノミ若シ彼レ余ノ淫祠ト稱スルヲ虛構ト爲シ純正ナル神道ナリト強信セバ社會ノ公堂ニ立チ堂々ノ道ニ據テ以テ余ノ言ノ虛構ナル所ヲ辨議シ以テ自教ノ真理ヲ顯揚シ併セテ自信ノ強キヲ証シ他信感化ヲ博フスルノ機會ニ利用シ以テ教職者タル德義ノ殷ンナル所ヲ示スベキヲ信ズ彼レニシテ既ニ此ノ如クナラハ余モ亦固ヨリ徒ニ彼レヲ中傷スルヲ好ムノ惡意アル者ニ非サルニ依リ、其彼レノ德義ノ殷ンナルニ敬服シ速ニ此書ヲ覆響ノ料ト爲スヲ躊躇セサル可シ

一前ノ如クナランニハ一ニ余ト彼レトノ宗教的所信ト學術的所見トノ範圍ニ於テ又士君子タルノ爭域ニ於テ相踰越スルコトナク真理ヲ討論ス可キノミ彼レニシテ是ニ出ナバ淫祠ノ汚名ヲ洗除シテ全然正教ノ美名亦之ヲ收ムルニ難カラサル可キナリ然ルニ彼レ計茲ニ出ズ教職者タル德義ノ範圍ヲ踰越シテ法律ノ保護ヲ仰グ手段ヲ採ラン乎、其不徳

ハ益々以テ淫祠タルヲ表示セシ彼レハ余ニ醜行汚態ヲ暴露セラレタルガ爲メニ之ガ保護ヲ法律ニ仰グ、即チ自教ノ真理ヲシテ德化ヲキテ証ス、夫ノ佛教ト云ヒ婆羅門教ト云ヒ同々教ト云ヒ耶蘇教ト云ヒ古來凡ソ宗教ト云フ者ニシテ他ノ批評論難ヲ受サルハナク甚ダシキハ政治的迫害ニ遭逢セシコトモ亦多シ、然レモ教理ノ以テ批評論難ニ當ルニ足ルアル者ハ毫モ他ノ批評論難ヲ受ルヲ恐レズ最モ喜ビテ他ニ辨解對答シ以テ自教ノ信用ヲ維持シ感化ヲ博フスルヲ期セサルハナシ其冀望ノ遠大ニシテ德義ノ超邁ナルハ即チ佛、婆、回、耶蘇教ノ宗教トシテ世人ニ尊崇セラレツ、アル所以ナリ、余ノ所謂淫祠ナル者深ク反省シテ可ナリ

一然ルニ彼レ法律ニ據ルトセシ平余ハ社會公益ノ爲メニ平生ノ所見所信ヲ直寫シタルニ依リテ陷害ニ遭逢セバ余反ツテ之ヲ一大名譽ト爲サン然レトモ今日ノ法律ト云ヒ法官ト云ヒ昔時信ヲ曲ゲ勢ニ諂ヲヘシ者ノ比ニアラズシテ忠恕憊マズ審理情ヲ盡シ其扶ク好ヲ懲ラスノ良法律善法官ナルコトハ公衆既ニ之ヲ信セリ何ツ排惡舉善ノ審理ヲ誤ルコトラン況ンヤ余ト雖モ事此ニ至ラハ豫メ大ニ決意ノアルオヤ「自ラ反シテ縮クンハ

千萬人ト雖正我往シトハ余ガ社會ノ公益ヲ重シテ彼レ淫祠ヲ攻撃セシ勇氣ナリ其  
豫メ大ニ決意セル所ナリテ余モ彼レト争フコト豈ニ止ムナリ得ンヤ唯余ハ彼レニ蠶蛇ノ用  
心ヲ注意シ置クノミ

一余毎ニ若シ彼レノ法律ニ據ルガ如キ心ヲ以テ心トセバ何ゾ彼レヲシテ法律ニ據ルコトヲ  
先キンゼシメン余ヨリ法律ニ據テ彼レヲ陷害スルコト容易ナリ唯余ハ夙ニ著述家トシテ  
佛弟子トシテ世ニ立ツ其職責及所信トシテ及ビ得ル限りハ言論文章ヲ以テ彼レニ對ス  
ルコト正當ト認ムルガ爲メ此方法ニ採リテ彼手段ニ據ルヲ欲セズ彼レガ法律ニ據リシ時  
ノ防衛手段トシテ大ニ其餘地ヲ存シ置クノミ明哲身ヲ保ツ處ニ做フ所ノ余豈ニ輕躁ニ  
此書ヲ著作シテ彼レ淫祠ヲ打撃スル者ナランヤ萬止ムナクンバ余モ亦彼レト随分法律  
的ノ争ヒヲ爲サン

一本書ハ余ノ彼レ淫祠ガ世人ヲ欺罔シ強テ其殘毒ヲ國家ニ流スヲ憎ムノ餘リ自ラ撰クテ  
志士仁人ノ道ヲ顯サント欲シテ彼レノ淫祠ノ事實ヲ暴露ス、其中ニハ錯綜スルニ學理  
ノ精蘊ヲ抉出シ成ハ歴史ノ指歸ヲ劃シ、研索幾致シテ以テ明カニ彼レノ淫祠タルコ  
トヲ示シテ天下ノ醒覺ヲ促シ、而シテ社會ノ公益ヲ扶持セントス。其ノ余ガ本書著作ノ爲メ  
ニ參考シタル書目ハ

古事記	日本書記	續日本書記	日本後記	續日本後記	延喜式
古語拾遺	後拾遺集	萬葉和歌集	枕草紙	順和名集	江談
太平記	三代實錄	文德實錄	字彙	論語	孟子
書經	春秋左氏傳	史記評林	周禮	易經	莊子
風俗通	山槐記	金樓子	唐禮集義	河海抄	東國道繼
英宗實錄	口史成文	古史徵	神代系圖	靈能真柱	古道大意
俗神道大意	神事故實	大智度論	大方等陀羅尼經	楞嚴經	梵網經
大寶積經	法華經	大日經	大無量壽經	法苑珠林	釋氏要覽
翻譯名義集	沙石集	スルニ宗教進化論	スルニ有神本元論	ワスレ有神進化論	アレン人身生理書
アルト氏 亞細亞ノ光	ハクニ神進化論	シミン 自然陶汰論	トル氏 人身生理書		
クツ 宗教及化學論	スニニル氏 信仰論				

等ナリトス故ニ彼レニシテ余ノ議論ニ反抗セント欲セハ其自己ガ教職タル本分ト機義トニ據テ、余ト同シク索考盡致正々堀々ノ論辨ヲ將チ來レ、若シ能ハズンハ辭ヲ與フシ來リテ余ノ前ニ伏シ教ヘテ乞フベシ、余不肖ト雖モ汝ガ爲メニ教ル所ナラン然ルニ汝之ヲ悟ラズシテ頑然余ニ反噬スルアラソ乎余モ亦汝ニ對手スル方法手段ノ準備ルニ余將サニ手ニ唾シテ汝ノ起チ來ルナ俟ツ

一本書中丸山教會ノ系統ヲ扶桑教會ヨリ承統スル者ノ如ク記セシモ彼レハ全ク神道事務局直轄ノ誤植ナルヲ以テ茲ニ正誤ス尙ホ此他ノ記事中ニ魯魚ノ誤リナキニテラズ他日小間ヲ得テ訂正スベキノミ讀者寛恕セヨ

一本書ヲ著作スルニ方リ柳田政寛大國手ノ啓沃ヲ被ムリシ打毬カラズ君ハ國手ナレドモ又能ク神道ノ古實ニ通曉サル、コ一頭地ヲ出タセリ茲ニ其由ヲ一言シテ以テ君ノ厚意ヲ謝シ尙ホ併セテ君ノ技脇ヲ大方ニ鳴ラヌ

著者識

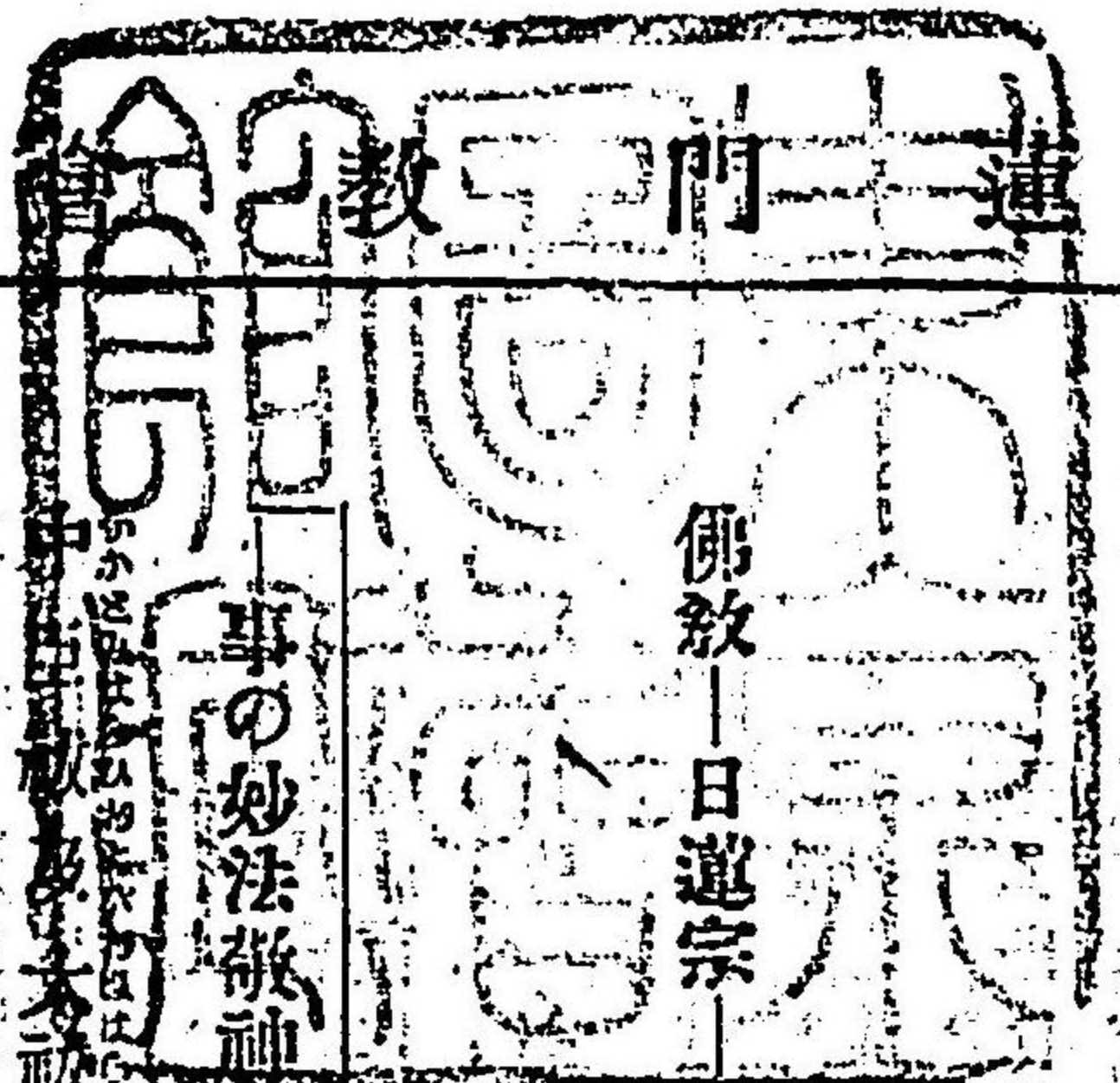
### 特別廣告

當淫祠十一教會の内其一教會に限り印施の爲百部以上御賣上の節に可仕候○序文又は緒言等加ふる度き方は三十五字詰め廿行迄にて百部に付正價の外に三十錢と原稿御送付願上候割方は左の通りに御座候

代書名	百部	百五十部	一部當リ	二百部	一部當リ	三百部以上
○淫祠天理教會	三圓五十錢	四圓七十三錢	三錢二厘五毛	五圓六十錢	二錢八厘	二錢五厘
○淫祠太古教會	四圓五錢	六圓十五錢	四錢	七圓十二錢	三錢五厘六毛	三錢二厘
○淫祠神習教會	全	全	全	全	全	全
○淫祠御嶽教會	四圓七十錢	六圓卅五錢	四錢二厘	七圓五二錢	三錢七厘六毛	三錢三厘
○淫祠丸山教會	一圓七十錢	二圓三十錢	一錢五厘	二圓七二錢	壹錢四厘	壹錢二厘
○淫祠黒住教會	四圓七十錢	六圓卅五錢	四錢二厘	七圓五二錢	三錢七厘六毛	三錢三厘
○淫祠金光教會	二圓五十錢	三圓三十七厘	二錢二厘五毛	四圓	二錢	一錢七厘五毛
○淫祠禊教會	全	全	全	全	全	全
○淫祠蓮門教會	七圓七十五錢	十圓五十錢	七錢	十三圓五十錢	六錢三厘五毛	五錢五厘
○淫祠天輪教會	五十五錢	八十二錢五厘	五厘	八十八錢	四厘四毛	四厘
○淫祠富士教會	一圓七十錢	二圓三十錢	一錢五厘	二圓五二錢	壹錢四厘	一錢二厘
○附録	全	全	全	全	全	全

特18  
126

(一)



淫祠蓮門教會

蓮窓 伊東洋二



佛敎—日蓮宗

一致派—身延山  
不受不施—日鏡派—柳田市兵衛—嶋村ミツ  
日講派

勝劣派—妙満寺派—興門派—本隆寺派  
本成寺派—八品派

事の妙法敬神所—政談講學所—人道研究所—神道大成教蓮門教會

折伏 破言門離事の一念の妙法蓮華經の文を唱ふ

明治十一年福岡縣平民島村ミツの首唱せし處に係り、初めは東京下谷區練堀町に本  
祠教會を設置し次て神田區末廣町に移し後ち神田區錦町に轉じ、追々各區に分教會

淫祠拾壹教會目錄

- ◎淫祠蓮門教會
  - ◎淫祠天理教會
  - ◎淫祠天輪教會
  - ◎淫祠御嶽教會
  - ◎淫祠金光教會
  - ◎淫祠大占教會
  - ◎淫祠神習教會
  - ◎淫祠黑住教會
  - ◎淫祠丸山教會
  - ◎淫祠富士教會
  - ◎淫祠喫教會
- 附錄
- 佛立。神編。八石。觀理。幹技  
巫女。顯真。太良坊。おほつ  
こみ

淫祠拾壹教會目錄畢

の殖るに隨ひ教務に便宜の地を撰みて以て本祠と定むる事と爲し、十八年に至り芝  
 區田村町五番地に本祠を設けしも更に之を第一教院と改稱し、豊前國小倉の分教會  
 を本祠と爲し神山區美土代町に在る教會を第二教院と稱し、長崎袋町に第三教院を  
 置き後ち岡山縣岡山市、西中山に第四教院を設け、其他各地に小教會を順次増置す  
 るに隨ふて大いに教勢を流布せしむるに至れり  
 教式は先神前に向ひ「事の妙法様南無妙法蓮華經」と五遍繰返し唱へて恭しく拜禮  
 し以て日々一身一家の繁榮幸福を祈る、而して「事の妙法」の靈驗必ず其祈る處の  
 人に利益を現はし玉ふものと信じ奉り、特に祭日式日等には教會に參詣し「事の妙  
 法」を禮拜し説教を聴くべきものとす、是れ其信者たるものが「事の妙法」の平素  
 加被し玉ふ所に報ゆる一端の教式とするなり  
 蓮門教會の教祖嶋村ミツの出身履歴は如何、萬朝報の其紙上に於て披露せし所を次第綜  
 合すれば

嶋村みづ自ラ云フ妻ハ豊前國小倉ノ一大酒造家ノ出身ニテ、斯ク教界ニ在ラサル

モ裕福ニ暮シ居ラルベキ身ノ上ナレドモ日蓮上人が昔我レ口レテ三百年後ニ筑紫  
 カラ一人ノ婦人が現ハレテ「事の妙法」ヲ普ク世界ニ弘ムル事ニ成ルト云ハル、  
 今妾ハ即チ上人ノ仰セラレシ婦人ニ當リ我先師柳田翁ハ二代目日蓮上人ニシテ妾  
 ハ三代目日蓮上人ニ當ルナリ、而シテ「事の妙法神」ノ靈驗ニ通達シ其靈驗ヲ取  
 成シ得ルモノハ日蓮上人ト妾トノ外ニアルベカラズ、左レハ詞ヲ替テ云ハハ妾ハ  
 酒造家ノ生レナレドモ其實ハ日蓮上人ノ身ガ生レ替リ出來レル者ナリト  
 斯教の教祖名はミツ姓は嶋村と云ふ天保二年三月十八日の出生にして、山口縣豊浦  
 郡岡枝村吉賀の小農梅木林藏の次女なり、兄弟は四人あり兄を吉三郎と稱し妹トモ  
 ツナなど、呼ふ而して兄吉三郎は夙に荻藩士西嶋家の養子となり後ち父母共に病死  
 せしに依りミツが全然家督を繼ぐべき順なるゆゑ、ミツは同郡吉岡村の漁師某を嫁  
 に娶り細き畑を擧つゝも辛き月日を暮し居りしが、元來ミツの天性多情淨薄なるよ  
 り村内の博徒牛松と私通したること既く聲某に知れたれば聲も呆れて縁を切り實家  
 へ歸り去れり、是れよりミツは牛松と公然相かる色なく野合居りしが根が多淫の

ツの事なれば尙ほも外に誰彼の撰みなく私通せるゆゑ、其之が爲めに種々紛争を起すは至る事も度々なれば親戚の者は深くミツの不品行を配慮し、將來の事を氣遣ひ再び罽を廻ひさせしに浮湖なるミツは定まれる夫のみにては飽足らずや、相變らず諸人と野合し居る内或男と何處へか逃走し、四五年間も踪跡不分明なりしが後ち青岡の濱邊に來り漁家に足を留めて手傳などして口を糊し居りしに、幾もなく其漁家も追出されしかば破落戸の家に厄介と成り洗濯物の手助けなどして居る内、又も無頼漢と通じ遂に一男兒を擧ぐ之を清吉と名づけ先初めは據るなく自ら育て居りしも此兒ありては己が放蕩するは邪魔なれば月々屹度養育料を仕送る約束にて、元と同郷人なりし末綱某が下の關に住居せる家に預け、此れより一層ミツは放蕩を爲したる後ち其近傍の日蓮宗某寺の住職を年來手練したる殺活掬縦自在に技なして暫くは其寺に居りしかば、雖て住職の油斷を見すまじ其所有品を撰出し携へて其寺を逃走し豊前國小倉に渡り、兼て己の妹ヨシが妾と成り居る日蓮宗願中寺に到り一時厄介となる事に決し幾もなく該寺の世話入れにて同宗の某寺の手傳として雇はれ行き居

る内、該寺に圍はれ居る小倉藩士柳田市兵衛の妾に懇親となりて此れよりミツは巫女卜占に似たる事を覺ゆしゆゑ、近隣の人々などの爲めに其覺へし技術を行ふては少々づ、の禮金を貰ふ折柄、偶々下の關地方に於て米相場師等が相場高下の賭博通稱寸丹なるものが非常に流行し出せしをミツは早くも見て取り「妾は米相場高下の豫報を占ひ中る事に妙を得て居れり」云ひ觸し日々多くの占ひ請へに來る人を迎ふるの運に至りしかば、遂に一長屋を借受けて住居し自分も亦た少しづ、相場を試みたりし折しも、其相場師の群に小倉古船場の豆腐屋嶋村安次郎の次男にて幸吉と云へる者と怪き交り結び、果は全く幸吉と夫婦氣取に暮す事となれり雖て明治維新百揆革新の折を紛らし、郷里逃走以後無籍のミツは嶋村家に入籍し又下の關の末綱方に預け置し私生兒をも迎ひて共に入籍したり、此頃小倉在にて朽木村と云へる所に豊任居士柳田市兵衛なる者あり頻りに諸人に「事の妙法」と云ふ事を説き聞せ、此法よく人々に幸福を授け災害を除くを得るの實學とか哲學とか唱ひて愚民を迷信し居りしをミツは見聞するに付け、已も柳田に就き其法を授かり度思ひは何と

か傳を求めて彼方に取入らんと欲したりしに、偶々先年某寺に在る時、彼方の妻か  
 静と懇親なりし由縁も有は其事柄を彼方に話して取入の上策なるを考ひ、之を實際  
 に施し見たるに果して已が思ふ盡に事行さミツは柳田に同居し、柳田はミツを殊の  
 外に信用しれた静もミツを妹の如く勵はりて情深く款待ふにぞミツは得たりと後計施  
 す大苦肉策を胸の中に秘めて顔へは夫れと現はさす何事も實体らしく見せ事ひ居る  
 ど、何時かミツと柳田の間は怪き情誼と成りしに付きミツは最早時節到來せりと獨  
 言しつ、更にね静の事を柳田に讒訴して彼方を追出させ、後は柳田を掌上に圓めん  
 が如く絞なして折々は柳田の眼を掠め本夫の幸吉と逢引し居たり、然るに柳田は後  
 ち病死して世を去しかばミツは兼て柳田より傳はりし「事の妙法」を唱ひ愚人を靡  
 かせ多少の報酬さへ得る分際となりし面白さに、柳田死去後は本夫の家に歸りて女  
 房事へするよりも寧ろ獨立して自分丈の生活を別にするの氣樂なるに如かずと思ひ  
 更に自分の見込みし近傍の古長屋一軒を借受け「事の妙法敬神所」と記せし大看板  
 を掲げ出し又従前柳田方に入出せる本田八郎小川駒太と本夫幸吉の知人田代彦次郎

等を引入れ、此者共に命じて諸所に妙法の不思議なる利益ある事を説き廻らせしに  
 愚人は之を難有く思ふて参詣に來り、追々其跡を絶たざるが如く繁昌し出したるに  
 ぞ、ミツは茲に又一策を案し出して毎月十三日の夜を以て「ね籠り」と稱し参詣の  
 男女を混宿せしむる事と爲したれば好色の男女は競ふて妙法の信者と成り前日に倍  
 し繁昌を極むるに至りしも、雖て此男女混宿の爲めに淫猥褻瀆の噂と世上に傳播す  
 るより小倉警察署に於ても密かに探偵し始めしに、果して世間の風説に違はされば  
 斷然ミツに對して「事の妙法敬神所」の解散を命じ更にミツを監獄に拘留し置さし  
 に本夫幸吉及息子清吉等より哀願して放免を請へしゆゑ、其筋に於てもミツの後來  
 を訊めて放免されしに尙ほミツは懲ざりしか再び前の借長屋に「政談講學所」と記  
 せし札を掲げ表面は新聞紙に出る開明を資くべき論説どもを焼直して、演説し聞し  
 むる事と爲し裏面は「事の妙法」の利益を説き更に神水を差出して妙法の利益を諸  
 人に授くる事と爲し本田八郎、小川駒太郎、末綱喜一郎、平岡敬輔、山鹿ノブ等を  
 使喚しつ、開業したるは明治十一年秋にて之ありき、ミツが再び妙法教の開業をす

るや従前好色の信者は喜び來りて入講するにぞ、暇く間に繁昌し出したれども月々講員一人より二錢つ、納めしむる講金と其他の養錢位にては家賃、神前費、一味六名の生活費等に差支勝なる折柄小倉市中に可なりの商人の一愛子が大病に罹り既に醫士にさへ見離されし程の危篤なれば、其父母の悲歎一方ならざる事をミツは他に聞き知りしにぞ、早速傳を求めて件んの家へ説き入り甘く其病子の平癒祈禱を引受け多くの祈禱料を取りて歸りし後ち、ミツは神前に於て祈禱を行ひ日々神水を病子に與へて堅く其全快を保證し尙ほも數度に御初穂料を取りし効もなく其病子は死去したるゆゑ父母の悲歎は一層甚だしく、果はミツの偽言詐行を憎みて其仔細を認め告訴したれば再び繫獄の身となりしが數月にして出獄し三たび「人道研究所」の看板を掲げ妙法を説く所ありしも、最早好色の男女も従前の如く來り集まらさればミツは一味の者と協議し本田八郎、同妻ノブ、末綱喜一郎、平岡敬輔等を率ひ少しばかりの衣類道具等を賣拂ひし金を旅費に充て小倉を發し、晝は歩行き夜は木賃宿に泊りなるとして辛くも明治十五年の春東京に着し、本所區松倉町の木賃宿に泊り次

て下谷邊の安宿に轉じ、此所にて一味の面々種々相談を凝し差當り適當の所に住居を定めされば何事も爲し難きを以て、本田は神田區和泉橋邊へ赴き家を探したるに松永町十九番に六疊敷二間の家にて一ヶ月家賃一圓三十錢の明家ありしを借る事に約し、早速下谷の安宿より引移りて妙法を飾り日夜讀經の音絶たず家外を粧ひ又辻々へは「神田區松永町經節屋裏なる本田方にて諸人助けの爲に神靈不思議なる神水を施し其利益を受たる者數を知らず此段難病者に告ぐ」と記したる貼札を爲さしめ尙ほ一味の本田、平岡等を諸所に回らせて頻りに妙法の利益ある事を評判せしめしに依り追々傳へ聞きて參詣人も殖來るにぞ更に無理なる命策して下谷練堀町五十番地の抜路次中に獲れ果し黒板塀の門掩ひたる貸家あるを見當り早速其差配人添田某方に到り其貸家を一ヶ月三圓五十錢の家賃にて借受る事に約し此所に移りし年の夏恰も好し虎列拉病流行し始めしゆゑミツ等は此處を我々の金儲け時なりと一層妙法の事及神水の靈驗ある事を評判せしめしに其思惑通り神水を貰ひに來る者日増に多く日々大分の入金もありて喜び居たるに其神水の荒誕なる却て愚民に衛生の法を欺



まらしむるに至るを慮かりし下谷警署に於ては早速ミツと本田入郎を呼出し神水と稱するものを諸人に與ふる事相成らずと嚴重に陳謝し兩名より畏まりし旨の受書を取り歸宅爲さしめられし事をも顧みず尙ミツは内々神水を與へ居ること再び同署に開へしかば巡査は特に出張してミツ本田等に諭さる所ありしに兩名は反つて其巡査に暴言を吐き抗せしより乃ち兩名を拘引して拘留十日科料若干に處分さる其放免の後ミツ及本田其他一味の面々打寄りて協議するやうは「斯く絶へず警察の注目を惹くも畢竟教籍の所屬なきに由るものなれば今より孰れかの神道に所屬を定むる事とせば警察の五月蠅事を免かれて上策なるべし」と一決し早速神習教管長に教職補任の願書を提出せしも聞届けられず加るに添田某よりは練塀町の借家立退を云へ出され泣々神田區末廣町に借家を探し當て引移り此れよりミツは只管内務省社寺局へ教職補任願を提出し或は之を東京府知事に執送を申請せしも皆な其願書を受理さるゝに至らず殆んど困じ居る折曾て練塀町に在し時懇意にせし原倉助は大成教管長平山省齋が腹心の人なる事を思ひ出して急にミツは本田の妹ナカに耳打語り原

を呼寄せミツはナカに命じて酒を振舞ひ兼て命せられ居るナカは心あり氣に原へ見せ酌款待ひを始むる頃を見計りミツは改めて原に向ひ教職補任願の件に付き平山管長へ執成方を頼みしに原も心易く受引きしゆゑミツは嬉しく思ひつゝ其場を外し去れり一室に在るは原とナカ——唯だ室外へは温かさ空気を洩せしのみ斯るミツが巧みの籠絡に乘られし原争でかミツの爲めに斡旋する處なからんや左れば此れより原は只管平山管長に頼み込みて漸くミツに教導職試補の辞令を下得させしにミツも日頃の望み達したるを深く喜び門口には「大成教蓮門講社」と云ふ大標札を掲げ日夜神前に燈明を捧げ鐘をたゞき讀經若くは説教に怠らざりしかば幾もなく多くの信者を得ると均しく一味の面々神前の上り高を以て裕かに生活し得らるゝに至りたり茲に於てミツは小倉に歸省して久振に本夫幸吉及其他の者に面會し上京の時も其儘にして置きし「人道教授所」の看板を取除け「大成教蓮門講社」と云ふ大札に改めさせ尙ほ小川駒太郎等に後來の布教方法を示して東京に歸り若くは斯教の盛大ならん事を計畫し以て現今の如く教體規模を宏大ならしむるを得るに至れり斯くてミツ

は小倉に残し置きし實子清吉を呼寄せ修信と改名し教職を授けしめ之を副教長と爲しミツ自身は教長と成る

斯教の教師等が言ふ所を聽くに事の妙法様を信仰する人は貧乏人も金満家となり重病患者も平癒し跛足や癱瘓者も腰足が立ち容貌の醜者も天女の乳や美人石輪を用ゐずして美しき顔肌となるべしと又事の妙法様を信仰せんと欲せば他の神道佛道の如く六ツケ敷き祝詞や板等を唱ふるの煩はしき事なく唯た一事の妙法様南無妙法蓮華經と唱へつ、拍手して稽首すれば則ち足れり殊に病人等に至りては大法輪驗著しき神水を戴きて神の大恩徳を禮謝致し居れば醫士も藥も要せずして必ず其病は癒るものなり之を要するに世上諸神佛多きが中に於て人を救へ人を助け賜はるものは獨り事の妙法様より他にある可らず然るに之を思はずして他の諸神佛を信仰するものは愚と云ふの外はなけれども亦た其愚なる人々を救へ助け得さすべき道を知らしめされば依然として世の愚なる人々の救はれ助けらるべき時なきの道理なり此れ故に斯く教會を諸所に設けて事の妙法様の道を説き弘むる次第なり此道を説き弘むる

と云へば或は教主や教師等が自身の名利にする事と思ひ取る人もあるべけれども決して然るにあらす世の人を救へ助けやらんとは事の妙法様の思召なるを、反つて此難有き思召を知らずして他の諸神佛を信じ迷へる愚人を大法靈驗微妙なる我れに頼て救へ助かるべき事を知らしめ遣はしたいと思召す所を今我れ等が御取次申すに外ならずとす信徒達も斯まで難有き思召を按じ奉れば自身の信心を堅固にすべきは勿論未だ親戚友人の中に此道を信仰し居らざる人もあらば誘へ奨めて此道に入らしむるのも亦た事の妙法様に對する御恩報じの一分と謂ふべきなり」と信徒教化の方法は大略此の如し此大略に依りて以て亦た全豹を窺ふを得べし

神といへば皆ひとしくや思ふらん、鳥なるもわり出なるもわりと是れ神典を解釋するに一個特殊の炯眼を具したる本居宣長の詠み遣せし歌なりき、彼れ本居の炯眼と見識とを以て斯く詠みたりしは可なり然れども理想の念の乏しくして種種の迷信を惹起し易き凡庸の人々に向ふて、蓮門教の如き妖絶怪絶なる妄誕を説示するとせば是れ豈に人に毒を與へ尙ほ且の足れりとせずして刀物を用ゐて全く殺し去るもの

と異ならんや果して然らば蓮門教なるものは其名宗教的に相違なしと雖も、亦た實は之に背反して殘忍刻薄の甚だしきものと謂ふ可し、熟々憶ふに蓮門教は三神を立るといふにも拘はらず別に事の妙法を崇敬す、聞く處に依れば事の妙法は三神の總体なりといふも、亦た其實は梵天、魔王を二聖と爲し自在、大自在を二天と爲し天照太神、鬼子母神十羅刹女、八幡大菩薩等を總稱せしものなりと云ふ、果して然らば則ち是れ兩部神道なる乎、兩部神道と稱して神道に佛道を併行する説と、唯一と稱して陰陽五行の説を合同する等の事は本居平田(篤胤)の論の爲めに壓倒せられて、皆な其奇怪説の迹を潜めたりしとは神道者流の常に誇り居る所にあらざる乎、然るに近來神道大成教直轄の系統を紹承する蓮門教にして、前に言ふが如き兩部神道に類するものあるは抑も亦た何等の怪訝ぞや

且つ夫れ彼れ蓮門教徒の所謂「蓮門」の典據は正しく我佛教より剽竊せしものにして其証を示さば即ち昔釋迦牟尼佛が其弟子目連に向へ「末世に此法華經を俗人にして信する者あれば優婆塞の蓮門教主なり」と宣言されし事あり、即ち此語を今の蓮門教徒は取り

て以て自家のものと爲せし事、豈に寔に明かなるにあらざるや

又彼れは「事の妙法」と稱せども此れは日蓮宗の所談たる「事の一念」と云へる法義に據りしものなるは敢て論を俟ず、然れども彼れが無學無識の悲しさには眞個に日蓮宗所談に係る「事の一念」の法義旨趣を全く發揮して天台の所謂「理の一念」と討較し得ざるは言ふ迄もなく蓮門教會を公けに向ふて代表する教長嶋村ミツは

(略) 妙法ノ難有キ事限リナシ「事ノ妙法」ハ今日世界ノ涸濁ニナリシヲ救ハンダメ天ヨリ降り玉ヘシモノナレバ只一心強情ニ「事ノ妙法」ト唱ヒ又御神水ヲ呑ムベシ妾ハ小倉ノ大酒造家ノ娘ニテ此ナ教導職ニナラズトモ宜シキ者ナレト先師柳田翁ガ撰抜ト遺言トニ依リ財産ヲモ願ミス布教ニ盡カスル次第ナリ(下) 明治廿七年四月十五日

と云へるが如き譯の分らぬ説教を爲しつ、あり此説教中に「妙法が天より降り玉へし」とは何たる事ぞ、又妙法と神水とは何等の關係がある、其説く所の要領を得ざる首尾の矛盾なるも亦た甚だしと謂ふべし彼れは未だ「事の妙法」の如何なる乎を知らざるなり彼れの無學無識なる日蓮宗の「事の一念」天台の「理の一念」其如何なるもの乎未だ之

を知らざるなり嗟呼蓮門教會を代表する處の教長——大成教の大教正として神祇の宣教奉齊を提擧し、皇室の尊嚴を維し國體の金匱を保つ事を計る任に在る嶋村ミツにして、既に前に掲ぐるが如く秩序に副はず名分に契はざるの説教を爲す其此れが部下に隸屬指揮を受けて宣教に従事する講義訓導の者共が邪説以て人を惑はしつゝ、ある事推て知るに足るべきなり彼れは既に邪説以て人を惑はしつゝ、あり其彼れが民心の醇を亂し社會に毒を流すこと、の大いなるも亦た能く知るを得ん

又嶋村ミツが説教中二言目には必ず先師柳田の凡人ならざりし事を説き、且つ神の如くに云へなせども是れ太だしき僞言なり讀者若し柳田の神なる乎、若くは超邁なりしや否やを知らんと欲せば、先左に掲ぐる所を看よ

（上）柳田なる皆の友人なりと云ふ人の言を聞くに、柳田は祖先先來小笠原の藩臣にして其前は山なりの身分なりし者なるが、或事件の爲め録高を削られ市兵衛の代に至て又其は二十石四人扶持扈從役を勤めたれど、當勤には非ざるを以て城下を去る三里割力下はの在る住居を兼て二回位の出勤に止まるを以て悠々閑暇に日を送り居たるが

何時しか蓮宗に歸依したり其當時日蓮宗は本門不受不施の二派に別れ何れも自派の毀譽に汲々たる折柄、柳田は不受不施の一人として大に其利益を説き居たるも同派は元來狐狸を使ふと云はれし別派なれば同國の藩制として之を信する事を嚴禁するのみならず同派の者とは縁組みは勿論交通もなさざる程に排斥なせしより、公然其信者たるを表示する者は不窮に信向なす位にて同藩にては至つて微々たる有様なり、然るを柳田は其藩臣にあらながら之を信するより勤務中に於ても其同僚は同人と伍するを厭ひ手もなく別者の如くにて談笑すらも彼れに向つてするものもなく、殊に妖巫みつが如く神儒佛三道の蘊奥を究めたる人杯とは以ての外のことにて、漸く四書五經の素讀に止る位的人物なれば不受不施ならざるも差して尊敬せらるべき價値ある手腕も有せざりしと云ふ（下）明治廿七年五月一日万朝報

此れに據て之を思ひばミツの師事せる柳田なる者の學識淺膚なりし事を証し得らるゝと同時に其未だ成徳の君子ならざりし事をも証し得らるゝにわらずや古人曰く「成徳の君子には正義の手あり」と又「兼は其師に聽育す」と今ミツの師事せし柳田なる者の不徳

不能なる既に高朝報の言ふが如くんば其の醜育する處のミカ焉んぞ不徳不能ならざらんや然らば即ちミツが其自己の尊嚴なるを示さんと欲して先師柳田を超越の人の如く又神の如くに糊塗するも世の具眼者豈に彼れの爲めに欺かる可んや況んや其毎に教ふる所行ふ所を觀來れば、彼れは太だ惟神の道に背反せる事を教へ行ひつゝ、あるに於てをや、思ふに惟神の意義を阻礙するに夫の神典に所謂「隨三神」道亦自有「神道一也」どの義に此を本居等は「日本の國は善き國がら故に他國の如く言痛をしへを立す、神道は神々の行蹟に従ひ行く中が自ら道わり教へもあるなり斯く道など言すして道わり教へなぞ説すして教へあるは畢竟我日本の人心おほらかに質朴にして君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の間から自ら能く神の範に合ひ居るが故なり」と云へるなり有弊に本居は獨自一個の見識を以て能く神典を解釋し得たりと謂ふべし誠に神典此の如きものならんには夫の祭禮、祈禱、祓除の類に關し神に奉仕する禮儀作法を別に設くるすら尙ほ且つ自然に神の行蹟に従ひ行くべきの範に違ふものならずや然るを況んや蓮門教の如く妖絶怪絶なる信仰の典例を設け人の吉凶禍福擧て皆な神の與奪し玉ふものと爲すに

於てをや其甚だ神典に背反し不稽妄誕も亦た極まれりと謂つべきのみ看よく彼れが自ら神道の蓮門教と稱し居るにも拘はらず病者平癒の祈禱を頼まるれば事の妙法様に向ふて妙法蓮華經序品を讀誦し三境の大事口決たる九字を切るは如何九字とは何ぞや他なし

華四寶八經六

蓮三第八經五

由三無六衰八

諸五法一妙七

妙一序六一九

令一旬四諸七

蓮三相九法二

法二品七華四

百二内五忠九

等是れなり此の如きの事は惟神に之ある乎、決して惟神の道に之わらざるなり妙法蓮華經に此の如き修法ある乎、未だ斯る修法の妙法蓮華經中に之ある事を見ざるなり、然らば則ち是れ蓮門教祖れみつ婆の空前絶後の一大新發明乎、然りく實にれみつ婆の新發明のみ其惟神の道に合ふと合はざるとは何ぞ彼れの顯るる見よらんや彼れは世の理想に乏き人の弱點に附込み資本入らずの水を神水と唱へ與へて神水料をせしむれば足れるなり、參詣の人々に光岸寺蠟を神前に購點せしむれば足れるなり、祈禱料を捲上れば足れるなり、

るなり、彼れゆ道と爲し教へと爲す所何ぞ爪の垢はとも惟神の趣味ある理わらんや、ソハしても迷惑なる者は醫士と蠟燭屋、試みに彼れが教會に到れば孰れも皆な必ず其構内に専用の井一個を穿ち之を汲上て其水を神前の大壺に貯へ置き鬼も十八番茶も煮花でオツ一氣取ツた乙女の紫袴つけたるが勿体なさうに順次玄關に頭山肉海待合する人々へ神水を量り渡す有様は如何なるゾルゾル大先生の玄關はハの施藥院なる藥

時事新報 二〇〇〇年五月七日 拜水 蓮池 畫工 教宗 畫題 其一 畫の迷



局も亦た能く彼れに及ぶべからざるを信するなり 元來醫士の業は仁術と言ふべきもの、而して藥は固より廉價なる物なり其廉價なる藥を醫士は調合して之を患者に與へ以て其患者より相當の代價を申受るにさるる俗に藥九層倍と通稱して醫士の不仁なるを誹るにわらずや、然るに蓮門教は如何、其構内に在る井より唯た吸み上し資本入らずの水を神前の大瓶に貯へ、之を病者に與へて以て御神水料をセシメ込む何ぞ其商法の甘過ぎるや、否な何ぞ其所爲の不仁不徳なるや蓋し亦た夫の藥九層倍の藥價を患者より申受るの故を以て醫士が不仁と誹らるゝの比にわらざる可し何となれば蓮門教は既に前に言へるが如くハハの水を病者に與へ嘘八百口から出鱈目出放題を功能を云ふて多額の御神水料をセシメ込むの醫士の不仁に比して更に大いなる不仁不徳にわらざる乎

蓮門教は病者に神水を與へて醫士の藥價を申受るが如くしてこそ神水料を受取らされ、神水を戴けば如何なる難病も忽ちに癒ること醫士の藥劑の遠く及ぶべき處にわらざるのみならず、此神水さへ戴き居れば診察料及藥價等を醫士に遣はさずより安上りならん、

と然れども祈禱料を納め神水を供ふるにあらざれば神前に在りて見張る巫女は咄を  
 此方に決するの恐ろしさよ、實狀既に此の如くなれば二天作して見ざるも亦た反つて  
 神水料の醫士より貰ふ九層倍高き藥價に比して其最も高きものに當る事を知り得べし神  
 水何ぞ安上りならんや醫士の藥よりも亦た高上りなるにあらすや否な其高上りなるを安  
 上りなりと詐り井水を以て藥に勝れりと欺きて神水料を搾り上る之を詐欺取財と言すし  
 て將た何とか言ん人の心の素朴にして友愛温厚の情を旨とするこゝ神の範にも合ふもの  
 と云ふべけれ、然るを彼れが如く残忍刻薄なる詐欺取財を行ひつゝ、あるを見る是れ豈に  
 神聖なる惟神の道に背き淳正なる人間の道に悖れるの行爲なるにあらすや  
 彼れ蓮門教會の水は水にして尋常の井水に過ぎず既に尋常の井水なりとせば其れ何  
 の効かある彼れは尋常な井水を糊塗して神水と稱れども亦た其神水即ち井水なるに相違  
 なければ井水の以て疾病を癒治すべきの効無や明けし左れば彼れの神水が能く從來多く  
 の病人を殺せし事實の歴々徴すべきもの高朝報紙上に計かれつゝあるが其中にも左に摘  
 録せし者の如きは正しく彼れ蓮門教會の神水が人を殺したるものと云ふて可なるに似たり

(上) 昨今八益しき彼の蓮門教の爲に二つとない生命を失ひし迷信者ころわれ、洲崎  
 辨天町の引手茶屋大三こと今井れふきの養子天田鐵五郎(三十一)は去る一月中より助膜  
 炎に罹り同廓の醫師市川某の治療を受けし甲斐あつて追々快方に赴き、ありたり  
 然る處大三の女將は蓮門教信者にて酒は飯ひへし男女和合して水さへ飯めは如何な  
 る無理も通ると云ふ難有も何ともない教に迷はされて居るゆゑ、早速黒江町の蓮門  
 教分祠に赴き教頭に養子鐵五郎が病氣の事を云ふと其こゝ醫師の藥より水なり効  
 能は忽ち目前と云はれて女將は難有がり直ちに市川某の藥を廢し例の善惡も分らぬ  
 水を服し始めしは二月下旬の事なりしが斯ばかりの大病人に何とて水の利目あらん  
 哀れや去る十六日遂に死去したので女將は大に驚き直に分祠に行て死去の趣きを告  
 ると嗚呼宜い往生かな最早天命の盡たるならん然れど妙法の力に依て差したる御苦  
 痛のなかりしは日頃御信心の利益なりと胡魔化されて立歸つては來たが此死者の埋  
 葬方に差支へたり、其譯は醫師の診斷書が無れば區役所にて埋葬證を下付されず、  
 尙其証なければ香華等にて埋葬を取扱つて呉れぬので進退谷まつて、又分祠に到





最下等なる處に於て加入人の外は、其處に居る程の第十三號大字片隠  
 殿坂下と云ふ處の片隠三井坪計り、其外は又青山の方、同様に最下等にて其價も極  
 めて低きものなりし。斯處地は、我は死にたれば此後水のみにて死したる遺骸を埋め  
 る事は安然なれど、尙ほ欠くる處は、死口環を出入すべき醫師を手に入るゝの一段なり  
 流石に奸才に長けたる連中も、此事は難なるに、見を漸くにして一人の醫師  
 を手に入れ、終に内密の約束を結ぶに到り、夫より二年を経たの事なりし(略)却説  
 墓地の出来たるより、妄信の愚夫愚婦等は、先祖代々我菩提所として或は親を埋め  
 或は妻子を葬りたる從來の寺院に向て、忌月忌日の墓參もせず、甘して我は不幸の子  
 孫となり、祖先は無縁の佛となし、世の胡虜となるさへ知らず、に醉夢の中に迷ひ居た  
 るうたてける(明治二十七年五月)丁本町の(略)此處に  
 讀者此文を熟讀せば、蓮門教會の神水が能く人を殺す事の多きは既に彼れ自ら之を認めつ  
 ゝある事を推知するに足らんが、夫然らば彼れの神水能く人を殺す事多く、隨つて其死亡  
 證の授受と埋葬すべき墓地は、種々差多きに依り、彼れは其教會所屬の醫士と墓地と

を入手するの必要に迫られて、之が計畫を爲せし事前と言へるが如くなり、彼れの神水の  
 有害無効なるを將た彼れは其神水の有害無効なる事を既に自ら知り、神水と稱して詐  
 術を行ふの資料に爲せるとの弊惡兇奸なる心事を證明し得らる可し。嗟呼蓮門教會其名を  
 神道に藉りて、傳惡兇奸なる言動を爲すこと前に引證せしが如し、之を淫祠と評し去るは  
 亦た能く當れるにあらざるや  
 斯く論じ來る時は、彼れ蓮門教會の水が世の愚夫愚婦に禍ひするの大なる事得て知らるべ  
 し、是れ余が彼れの神水なるものを有害無益と云ふ處以なり、然れども彼れは分疏して一  
 我教會より諸人に與ふるは井より汲し水を其儀與ふるに過ぎず、而して此水を受け去る  
 人が神水の名を附するなりと云んか、實に然り、其水を受け歸る人が眞個に神水と信じて、鹿  
 未にせば勿体なしと思ひ、腐敗するに至るも尙ほ棄けず、遺棄して之を香ひに依り衛生に  
 害毒を與ふべきは理の最も看易き處なるにあらざるや、余が彼れの神水を有害無益と稱する  
 ものに對し、彼れの分疏何の詮なきを如何せん  
 且つ夫れ仔細に蓮門教會の水を精査せば、其水すら亦た尙ほ有害の恐れあり、云ふ事は正



詣の男女に行はしめる事既に彼れが如くなれば則ち彼れが誠意を以て人心を淫蕩に誘ふ者なり。纏繞すべき人道を破壊する者なり。此社會の道義を紊亂する。大罪人は彼れにあらすして誰かあらんや。

夫れ然り蓮門教會は金箔附の淫賣屋なり。嘗て讀賣新聞は「毒復頭」と題する小説を掲げて明かに蓮門教會の淫蕩を討つ。次て萬朝報は「高等地獄蓮門教會」「淫祠蓮門教會」等數十篇を連載し。二六新聞は斷乎として表面より攻撃して細かに蓮門教會の汚穢を穿ちしは、世人の能く知り居る處なると共に其三新聞が明細描寫周到なりしは世人の感嘆したる處なりき。故に其幾多の事實を徴して彼れの淫蕩汚穢を證明する事は限りある。此冊子の企て及ぶを得べからざる處なれども、今左に抄録するもの。如きは亦た彼れが平素の言動より事此に至りしものにあらざる無きか。

(上) 蓮門教會の淫名近來頗る高まり教會の威信地に墜んず。昨朝横濱市本町本町なる蓮門教會の門前へ何者か左の貼札を爲せり。  
 明治二十七年四月十八日  
 本教會へ高等淫賣屋ナル事ヲ見(著者某氏)ハ便於觀望(シ)テラレリ

四月十七日

神道蓮門教會

此貼札たる教會外に在る人の惡戯なるや敢て論を俟ず。雖も烟のある所必ず火あり。彼れ蓮門教會の淫蕩穢汚ありて以て此の如き貼札さるゝに至るもの。豈に固より其處なるにあらずや殊に況んや彼れが事實は徴せば。

本郷區元町二丁目六十六番地の硯石商吉澤磯三郎の妻ナチ(二十)は小兒二人もある身なるに其愛を顧みず妙法を信じ蓮門教會へ出入する内、主なし子を孕み夫の前をも憚かる程身重になりしゆ。島村ニツに話すと彼方は神水に一服の粉藥を與へしに、ナチは其藥を多量に呑みじかば忽ち七轉八倒の苦しみにして妊兒は脱胎すして反つて非命の末期を遂るに至り。磯三郎はナチの蓮門教會の爲め非命に死せしを見て發狂し終に己も愛子二人を残して死去せり。  
 明治二十七年四月十二日

下谷根岸の華族某の妾相澤サヨは女の淫々しき心より令嬢春子連れ、一たび蓮門教會に參詣したるに教員等は早くも見て取り手厚く待遇ければ、其後サヨは屢々教會に參詣し果は京堂に「妙法の勇領城」相澤サヨの名を誦はれしと。全年全月十八日

云ふが如きものあり其他之に類する蓮門教會に於る淫猥汚褻の隠微を知らざらんには、  
讀者の煩はしきに堪へざるのみならず其詳細なる事は既に餘蘊なく高朝報が悉盡せし余  
亦た何をか言はんや唯た余は蓮門教會の巧みに人々の弱點に投じて游惰淫逸の心に化じ  
浮靡輕薄の者と爲りつゝあるの事實を讀者に示さんと欲するに過ぎざるのみ、若し夫れ  
讀者の心中蓮門教會の言動が如何に天下の人心を迷信惑溺せしめつゝある乎又彼れが如  
かに茶毒を社會に流いつゝある乎を熟思せば彼れの如き淫祠は其一日も此社會に存在せ  
しむ可らざるものなるを知り得らるべき乎  
余は以爲らく蓮門教會が斯くも淫猥汚褻なる事を爲すも亦た恬然羞惡の心なきは畢竟  
彼れ教師たる者が大面獸心なるが故なりと否な人面獸心ならば或は尙ほ可なる處か程  
必す彼れは然らば皆て獸面獸心なる者なり、左ればこそ彼れ教師に在るにも拘はらず惟  
神の大道を宣教する神聖なる教會に於るも顧みず紫袴の男教師と緋袴の女教員等が參詣  
に來る人々の間に輪旋し青年に越境の通を謀じ少女に兇隙の隙を教べし妻承淑が男を放  
擲にし有夫の婦を破貞と爲し、幾んど人々を大慶海の淵中に沈淪せしむるは常に彼

れが教職としての行爲なり尋常人にして此行爲あるも亦た尙ほ社會徳義の制裁は之を  
許さざるにあらざるや故に少しく徳義の心ある者は其徳義に關る行ひを爲すを厭ふ然る  
に彼れ蓮門教徒は毫も之を耻ざるのみならず其行ひは徳義の外に跳脱し俾惡兇奸幾んど  
法律を濫るに便なるが爲めに教職に在るに過ぎざる者なり其彼れの獸面獸心なる何を羞  
惡の心あるべけんや今余は讀者の爲めに彼れ等が獸面獸心にして獸行を爲しつゝある事  
實を左に摘抉せん  
(上) 森本八重は本田なかと共に女生徒等と心を合せ入り來る男信者等を厚く待遇し  
法燈暗き處に神帷垂る邊に與郎を送り越客を迎へ楚臺の夢圓かに巫山の雲濃やかな  
る夜の重なりければ、何時しか主も定まらぬ胤を宿し日を経るに従ひて漸く人目に  
着に至れり初めの程に隠れもしたれい今は隠すことも爲らざるまでとなりたれば  
八重は或る日みつに其事を相談しけるに、みつは何事か私語しめし更に八重の身も  
人知らぬ家に潜ませ其家にありて八重は何物かを服用せしめたりと云へり、然るに  
八重は其が爲めか何かは知らず忽ち死体の兒を分娩しけるが扱其死体につきて頗る

其處置に苦み如何はせん、遂に常世にせしめ、みづは忽ち思ひ出せじまゝにて、其頃門番を  
 務め居たる○○○○と云ふものを招き、其取がたつけを命したり(中)○○は元來、素性の  
 者に似合はざる朴訥の男にて、其性質さへ鈍まじきものなれば、島村みづが身の素性  
 より平生の悪行をも知りながら、尙ほ妙法と云ふ事を信仰し、みづの命令は何事も背く  
 事なかりしかば、みづは特に此男を見立て、死体の取り片づけを命せしなり、斯て○  
 ○はみづの申し付にて、教會所の門際なる自分が起臥する家の椽の下を掘りて、密かに  
 死体を埋め終り、誰知るまじと澄し居たりしか、其事何時しか世の人の耳に入り、或る  
 遊ひ人の強談を受けて○○は大に恐怖したりしも、素より遊ひ人の事にて、金沙汰のみ  
 にて事濟みとなり、僕侍にも彼等一類は今日までも法網を免れ来れり、其後八重は再  
 ひ父無子を懐妊し、今度は萬一の事を氣遣ひて、成瀬勇吉の家にて無事に分娩せしむる  
 に至り、月満ちて即ち産の結も解しか、其時八重は主なき子を育て、は教長の怒りも  
 恐ろしければとて産みたる子を、其儘暗路に送らんとせしか、勇吉に引止められ、  
 赤子の命を拵ひて直に他へ托けたり(下)明治二十七年四月二十六日

蓮門教會の教職に在る者にして、此れに類するの行爲あること尙ほ累々たるが故に、煩を  
 厭ふて、歴擧せざるべけれども、亦た其彼れ等が人間らしき良心の微分子、具へずして、獸  
 面獸心に伴ふて、獸行を爲しつゝ、あるの事實は、即ち前文に徴し得て、能く之を知るべきに、あ  
 らずや宜なり、彼れは萬朝報の鋭筆の下に、其隱微を暴露されて、尻尾を出したることを、然れ  
 ども余は未だ彼れ、獸面獸心の蓮門教徒が、獸行を爲して、而も毛の生たる尻尾を現はさる  
 を怪むのみ。

蓮門教會が法律の疎なるを頼み、驕傲の舉動を爲して、特に愚夫愚婦を欺くのみならず、天下  
 の正人君子をも瞞着せんとする、其心事憎みても、尙ほ餘りあり、其彼れが正人君子を瞞着す  
 るの始めは、必ず其人の弱點に投じ、淫華淫靡以て、其人の心を煖柔し、而して利せん事を圖る  
 今其事實の一斑を示せば、左の如きものなり。

(前) 麴町區富士見町邊に住む貴族院議員に神様子爵と云ふあり、性來佛教を信じ、又神  
 道へも首を入れ、家族擧りて熱心の信心家なれば、飯合止み難き用事あるも、濃して夫人  
 と共に手分して、布教に盡力する程に、子爵の爲に信徒を増たる教會多しと、かや(中)時

しも彼芝温田村町なる蓮門教會の主旨は大いに神佛二教の粹を抜き、今この世に適切の教旨なれば是宗教こそ我等の本尊と爲すに足れりと爲し子傳先試みは蓮門教會へ車を枉て妍まき美人の説教を一心不亂に聴聞すること前後數回に及びけるに一どして我意に叶はぬと云ふ事なく祠掌の美人また懇懇に待遇するにぞ心は天外へ飛ぶ迄に嬉しく急に夫人共に同教會に入會し同族の家々に就き頻りに蓮門教の難有き次第を説き廻りけるに何れも子傳を信するより蓮門教の旨意はさて置き貴紳淑女の入會續々多く従つて月々數十圓つゝの金品を寄附するより名聲忽ち教會の内に轟き渡りぬ(下)明治二十七年四月十八日説書新聞

彼れが既に正人君子をも瞞着し更に之を囹に使役して尙ほ他の貴紳淑女をも自己の教會に引込み一は以て益々他の愚夫愚婦を眩惑し來らしむるの看板と爲し一は以て自己の淫祠が世に動作するの財源に充んとす何ぞ彼れが必事の奸黠なるや試みに嘗て萬朝報社が蓮門教信徒名簿に就き精密なる調査を以てしたるに貴紳淑女の氏名登錄しありし由なるが彼れが忘誕なるあはて之を信する足らず

而して此れ等の貴紳淑女が蓮門教會なる大魔海の渦中に巻込まるゝや、毎月幾千の講費を取らるゝの外尙ほ屢々多額の寄附金を蓮門教會に欺き取られて、蓮門教會の奉納帳中に悪名を立派に記入披露されしとは、其貴紳淑女に對しては寔に氣の毒の至りなれ、蓮門教徒の奸黠なる貴紳淑女をも尙ほ且つ瞞着して自己の生活に資せんとする此の如き事實あるを見る時は誰か亦た彼れの奸意黠行を憎まさらんや  
夫れ然り彼れの奸意黠行は能く貴紳淑女をも瞞着しつゝあり彼れが貴紳淑女を瞞着するの手段たる必ず荒誕なる神水の靈驗を以てし或は妖絶怪絶なる吹水の利益を以てし其他総じて其人の弱点に投じ其人を懐柔するに適應の手段を施さるはなく此の如くして以て貴紳淑女を瞞着するに至るものなれば其間には彼れ多少の勞費を消耗し居るが故に彼れ假令蝦魚を以て鯛を釣る底の奇利を騙攫するも亦た尙ほ恕すべき所あり特り彼れが貴紳淑女の氏名を濫用して世の愚夫愚婦を眩惑せしむると共に其信徒を増し其寄附金を騙収するの利器と爲すが如き狡猾なる詐欺の行爲あるを見聞するに至りては誰か其行爲の狡猾を憎まさらんや今彼れが最も狡猾なる詐欺の手段を讀者に示さんとせば幾多の事實

あるが中にも彼れが小倉の本祠の門前公園内に建立したる柳田市兵衛の碑を圍らせし御影石の玉垣の親柱に「金五千圓黒田伯夫人」と刻したるが如きは最も狡猾なる手段と謂はざる可らず蓋し讀者も左に抄録する所を一讀せば余の言ふ所毫も亦た彼れを認るものにあらざるを知り得べきか

(上) みつは先年歸國して小倉市に壯麗なる堂宇を建てしが、凡そ一丁四面にして堂々赤瓦を以て葺き上げ其前通りの一丁四面を公園となし、堂宇の門と相對して公園内に柳田市兵衛の石碑一丈四尺餘の大石を以て建て、其周圍は御影石の玉垣を以て圍らし尤も目立つ所の親柱に金五千圓黒田伯夫人と銘しあるよしにて某氏は夫人に就て事の序にるの實否を問ひしに夫人は之れを知らずと答へしより其事人の知る所となり妖巫みつの虚飾を怒り殊に其成立を知り居るを以て土着の人にして信する者は稀れなるのみならず蓮門教と稱ふる者なく何れも赤瓦と呼びて名を言ふ者なきより赤瓦は九州一般の稱呼となれり、然るに土着の偉人雄は彼れ妖巫が其昔をも打ち忘れ富を以て人に誇り且つ宗意も知れざる説教をなし水を賣つて愚民を惑はさんとす

るを惡み、動もすれば堂宇を毀たんとする迄に激昂せしが暴を働けは法律の制裁を受るの馬鹿々々しく中に、違警罪にても問はる、者有は妙法様のお罰なりと言はしむるより激昂を次第に薄くと共に、心ある者は愈よ見向く者もなきに(中)其一体は福岡人の面汚し也とて何れも妖巫の惡徳を惡まぬ者はなき程なりと(明治廿七年五月)蓮門教會長島村ミツ何者ぞ尊惡兇奸の一老婆に過ぎざるのみ、然るに彼れは信徒に呼しむるに「御尊師様」の稱を以てせしむ何ぞ其傲慢無禮なるや然り而してミツの無學無識なるは彼れが言動能く之を辯せり其中にも彼れが説教中に曰く

釋迦牟尼如來、云フニハ東海ノ内ニわはさん國アリ

と此「わはさん國」と云ふ典據を考致すれば即ち百濟の日羅が日本を指て云へし語と「粟散洲」と出るを前の如く彼れは「わはさん國」と讀み違ひ居れるもの乎、否な彼れは誰かに聞き嘴つて居たるものなるや必せり彼れは又

「事ノ妙法」ハ日蓮上人ガ或處ノ經文中カラ見出シタルモ未ダ其時ガ來ラズシテ我弟子ノ日期ニモ日照ニモ傳ヘスト思召シ封シテ納メ置キ其後柳田市兵衛ト云フ人ノ軍

學書物文庫ヲ開キシニ不思議ニモ其内カラ日蓮上人ノ封シ置キシ妙法ガ顯ハレタリ  
(中)「事ノ妙法」ハ古氷ノ神道ノ妙法ナレバ神道ト云フ者ハ此妙法ノ外ニハ決シテ神  
道ナシ理ハ南無妙法蓮華經也

など、不稽妄誕の説を爲す是れ實に法ツの無學無識を證するに足れり試みに思へ彼れが  
祈禱の唱ふる「爾前迹門寸善尺魔」云々の語は日蓮上人藥王品得意抄に「爾前迹門猶  
難離生死」と出で又日向記に「今末法時所弘法華經本門事一念三千南無妙法蓮華經」  
と出づ而して此れが本據は「法華折伏破權門理如金沙大河無復廻曲」とある法華經玄義  
九の卷に出づるを、然れども彼れの無學無識なるは「事の妙法」を唱ひつゝ、其典據如何  
を知らず「爾前迹門」を稱しながら其理趣を知らざるにあらざる乎、彼れミツが信徒に  
書き與へし祈禱の文句を見るに「爾前迹門」を「二善釋門」と記し「破權門理」を「破言  
門離」と書きありき彼れが無學無識なる之を以て判知するを得べし而して其手跡は極め  
て薄黒を筆にしめし、老後の手習したる事の羞かしさを隠せるが如くするも亦た焉んぞ  
具眼者を開まし得べけんや、開く處に依ればミツが「事の妙法」と云ふ三字を習ひ始め

しは今より五六年前にして此れは自書の神符を信者に與へて收入を期せんが爲めなり左  
れば其稍々鐵釘流なりと書き得らるゝ。或るやミツは部下の者共に合め信者に向つて言  
しむるやうは「御尊師様御直筆は近日中に御絶筆となるべきを以て之を望まれなば早速  
に願ひ出  
らるゝが  
宜し」と  
吹聴せし  
むれば愚  
味なる信  
者は詐言  
に垂るを  
願みず一枚の半紙を切り幅二寸にして堅六寸の紙に前圖の如く「事の妙法」と三字最も  
醜く書きしもの請ひ求むるに金一圓を奪ひ取らる此他幅一寸にして堅三寸のものは金二



願みず一枚の半紙を切り幅二寸にして堅六寸の紙に前圖の如く「事の妙法」と三字最も  
醜く書きしもの請ひ求むるに金一圓を奪ひ取らる此他幅一寸にして堅三寸のものは金二



十錢、幅八分にして堅二寸のものは金十錢、幅三分にして堅一寸のものは金二錢を取りて授與し特にミツが直筆のものは金一圓のものに限ると云ふ嗟呼ミツの鐵釘文字何の効かある之を授かりしとて些の効なし蓮門教會が愚昧なる信者を詐言に乗せ而して金錢を騙し取るの巧みなるは大抵此の如し

茲に最も憎まざるを得ざる事は彼れ等が神事を尊重らしきものに説き立て、愚昧の信者に賣付る事はれなり彼れ蓮門教會は何者ぞ唯だ一個の淫祠に過ぎず淫祠の神事何かある然れども彼れ等は如何にも其靈驗著明なりと詐言す彼れ等が之を以て如何に愚民を欺き大金を取りつゝ、ある乎、今其一班を讀者に示さん

(上) 蓮門教會の神事妙法神の守護あらたかなりと稱し其代價は非常に高く大金を納めたる者ならでは渡さず(中) 信徒或は其中を開きて檢めん事を恐れ恭しく言渡して曰く「此中を開き見る時は必ず目が潰れるぞ」と勿論目の潰れる等なき故其時の威しとして尙ほ曰く「若し目が潰れされば必ず三年の間に死す」と溺信者は此言を恐れて今まで一人も開きたる者なし(下) 明治廿七年四月廿七日万朝報

此れ等の事實に據て彼の言動如何を考ふるも亦た彼れが毎に詐言を以て愚昧の信者を欺罔し大金を貪りつゝあるの事實を認知するを得べしとす

夫れ此の如く貪の又貪、奸の又奸にして微分の良心だに有せざる獸面獸心の——蓮門教會——教長鳴村ミツ、彼れは既に貪の又貪、奸の又奸なる多情暴怒の爲め人間界より墮落し去て獸界魔界に在る者ならずや故に世上具眼の人は皆な彼れを人間と認めず惡魅妖獸と同一視しつゝ、あり然るに彼れが部下の教師等は説教の都度必ず「我妙法ノ神ハ活神様ナリ」と云ふ又「病メル人ナドガ參詣ニ來テ居テ妙法ノ活神様即チ教長ノ御尊師様ガ説教シニ高座へ御出ニナル時其褻風ニ觸ルレバ丈ニテモ病ハ平癒スベシ」と呼彼れの言何ぞ驕傲なるやミツ果して神なる乎、神たる資格と要件とも云ふべき聖顯にして靈能なる處ある乎、自己の情慾すら尙ほ制伏し得ざる不能にして不徳のミツ多情暴怒にして最も殘忍刻薄なる惡魔妖獸の彼れ、其神たるの資格要件一も之なきにわらずや焉んぞ神と稱するを得べき者ならんや世人若し彼れミツを神と思ふて其面を見るわらん乎先自ら豫じめ眉毛に唾するの用心せよ又ミツの褻風に觸んと欲する乎先豫じめ自ら鼻を抓ん

で放屁を嗅せられぬ注意を肝要なれ  
 噫呼蓮門教徒は何ぞ其れ驕傲なる俗界下賤の一老婆 多情暴烈殘忍刻薄なること惡魔  
 妖獸一般のミツを「妙法ノ活神ナリ」ト尊稱す其彼れ等が信徒を輕んじ聽衆を蔑たすの  
 驕傲無禮は決して之を許すを得ず殊に況んやミツ自らも「妾ハ妙法ノ活神ナリ」と稱し  
 て毫も亦た憚からざるをや蓋し此言や彼れが教會に行きて彼れミツの説教を聽さし人の  
 能く知れる處なるべけれども、尙ほ其事實を未だミツの自ら活神と云へることを聽さる  
 處の讀者に示すことあらんとす

(略)ミツが神田美土代町の教會にて説教中「我れ天より命せられて一人の病兒を救  
 はんとす其病兒は今日此教場に来り居る筈なり而して此病兒は俗に云ふ提燈兒と云  
 ふ者にて骨無しを生れなれば歩さも出來ず口も利れぬ者なり(略)此次の説教日迄に  
 確かに口も利き骨も出來る様に全快さすべし」と斷言して壇を下りたれば滿場の信  
 徒は前代未聞の事なりとて益す聲を擧て拜み互に傳へ合て其次の説教日には平日に  
 倍して場に溢る、はかりの大人數を滿したり(略)明治廿七年四月廿七日萬朝報

此言や即ちミツ自ら神たる事を稱するの意にして尙ほ彼れが「妾ヨリ先キニ教會内ノ湯  
 ニ入ル者ハ必ス罰ガアタルベシ」と部下の教師等を警誡するの言と兩々對比すれば明か  
 に其ミツ自ら神と稱し居るを證するに足るにあらすや華國諸尊 皇祖 皇宗の靈を祀る  
 べき神道一派大成教所風の蓮門教會にして魔鬼妖獸一般の者華國諸尊 皇祖 皇宗の  
 靈と併せ祀ること既に前に言ふが如きものなり吁彼れが如き潛上不敬尙ほ恕すべき乎否  
 な忠良なる 帝國の臣民、神祇に對し 皇祖 皇宗に對し奉りて彼れが如く潛上大不敬  
 の言動ある者焉んぞ許し得べけんや

夫れ事實此の如くなれば余が前より列擧する處は決して揣摩臆測の斷定にあらざるなり  
 之を淫祠と稱するに何の不可あらん管に其不可なきのみならず事實彼れが如くんば、則  
 ち淫祠の稱寔に其適評なるにあらざる乎焉んぞ彼れを排斥するに務めざるを得んや  
 世には理想の念に乏くして迷信の心を起す者あり其愚や固より笑ふべきも、亦た彼れ蓮  
 門教の如き淫祠が神道てふ神聖なる名稱を冠して氣品ある教師等が妖絶怪絶なる魔術を  
 行ふて愚民を妄惑するに至りては其言動焉んぞ憎まざるを得んや此の如きは實に神職に

在りつ、神道を毀損する者なり獅子身中の虫なり夫の古典を稽查して有名なりし伊勢貞丈翁をして若し今日にわらしめなば必ず彼れ蓮門教の如き淫祠を撲倒するに猶豫せざるべし

千早ふる神を掠むる雲霧を、しなどの風にふきな拂はむ

とは實に翁が世の淫祠と殿を倒さんとしてよみし歌にして、平田篤胤の俗神道大意を著すに至りし所以も亦た此翁の歌が其一導火線なりしと云へり、若し平田翁をして今日にわらしめん乎、蓮門教會の淫祠が名を神道に藉て古典を汚濁する妖絶怪絶なる言動在を見るや其必ず天に向ふて號泣せずんばわらざるべし否な啻に天に向ふて號泣するのみならず必ず亦た彼れを筆誅し彼れを論撃して以て彼れ淫祠を 帝國の中に立脚の地無からしむべきものを

然れども平田翁既に龍化して今は此世に在らず悲い哉、嗟呼、然るに偶々全國數百種の新報紙中の一頭地を出したる萬朝報なるもの厲聲叱咤以て蓮門教會の淫猥醜態を摘計し大いに其罪を詭めて毫も仮借せず其筆鋒の銳利にして議論の直截なる平素驕傲尊大を以

て自任する蓮門教會も打撃粉摧されて生色なからんとす嗟呼洗季の世、人心愈々危く道心益々微にして地獄の沙汰も金次第なる今日に方りては氣品ある新聞記者も亦た尙ほ金の爲めに惡を隠し善を傷け直を墮して曲を辯ぐるもの比々皆然り俠骨稜々權威に屈せず銅臭に魔せず毅然として正義皎潔自ら任するもの獨り萬朝報あり余は聊か以て人意を強ふするに足れるの思ひを爲せり、而して萬朝報の一たび蓮門教會を打撃し始むるや、大いに社會の人心を喚起し全國の新聞紙も概ね萬朝報に歡呼唱和して蓮門教會を罵排せざるはなし、以て如何に蓮門教會が如何に社會に害毒を與へつ、ある乎、又如何に彼の淫猥醜態を暴露するに萬朝報の力を盡したりし呼は左に列抄する各新聞紙の言ふ所を看よ

成田御前を征伐に及よんでうの後釜と云ふ譯けでもあるまいが今度は蓮門教會を筆誅するに萬朝の得意とする所だがあんなことは實際ある事か子、爾うサるりやア、マア地獄宿もよろしくといふ有様でうの混丹をはじくりだしたらあどからく出るに違ひない何故なら蓮の門と云から穴のあるのは道理サ(團々珍聞)

蓮門教會本部の財産實に二三十萬圓悉く詐欺に均しき収入なるへければ之れを窮追

して官没の價值わらむと萬朝子新たに政府の爲に一財源を發見し來る第六議會の豫

算委員に附しては如何(二六新報)

芝田村町の同會は萬朝報の爲に内幕を發かれて壯士の今にも押し寄せ來らん勢に恐

れて巡查二名を立番に雇ひたりとは扱神の威光の衰へし事か(小日本)

萬朝子例の直筆を以て遠慮なく其秘密を發き内幕の魂膽を明かにせしより同教會に

ては俄に秘密を洩らすまじとの同盟連判を取るやら巡查の立番を乞ひて壯士の攻撃

を防ぐやら大枚五百金を某通信社に與へて辨護通信を爲さしむるやら周章狼狽百方

策を講じて會連の衰勢を挽回せんとわせり居る有様なるが今芝區田村町なる本會の

實況なりと云ふを聞くに紫袴紅衣の輩三々伍々媚ふるが如く諂ふが如く場内に出沒

し輕飛高跳時に四隣の安眠を害する事あり其の紫袴を穿たるは男子にして緋袴を

着けたるは信者の令嬢嬢婦なり紫袴者は年齡十八歳より二十四五歳にして容色稍

やすぐれたる者十五六人女信徒來れば此の紫袴先出て、之に應接し頻りに嬌態を粧

ひて其愛を得んとを欲し終に白晝猥行を行ふて憚からず其緋袴者は男女相互の媒妁

を爲す者にして尙ほ娼樓に於る遺母の如きものなり也嗚呼教會は是れ誰能筆殺の下

にして此の如き醜行の百目公行するを見る實に長未息の至りなり(國會)

紅白晝猥頭の輩ね信徒を積みて其も繁昌を極めたりし芝の蓮門教會は一たび萬朝

報に其の醜狀を發かれり世評紛々として嗣ぎ起り爲めに良家皆な云ひ合せたる

如く婦女の參詣を止めれば門は徒影の車馬なく昨日綺羅に打て代へて今日は教主

一人の顔の色淋しむ下足の番人欠伸交りて春雨を眺むるも憐れなり(讀賣新聞)

淫祠でふ辭を新聞紙上に特有物としたる蓮門教會は萬朝報の暴露的記事に就き

一變じて壯士談判となり再變じて賄賂沙汰となり今や三變じて訴訟騒ぎとなる(中)

好んで裁判所で勝つたことで最早難有き神水も溝の水同様穢はし穢はし(自由新聞)

淫祠東京に浦の摺敷の下百怪然として横行す、近來世上の物論漸く此の現象に就

て洗滌せんとするの傾向あり、一目小僧三眼入道木葉天狗の露神たるが如きは唯思

民を愚にするのみ其の新加持神待神水の如き巫覡的の所指の如きは愚民を愚にも

て道に衛生を爲し間接に毒を毒するに過ぎず然れども其の良家の子女を騙誘して

て道に衛生を爲し間接に毒を毒するに過ぎず然れども其の良家の子女を騙誘して

淫行を促がし、狂亂なる神廟の下に却て醜怪なる責淫窟を現するに到りては其の世道人心を害する實に甚だしきものあり。天下豈に西門豹なればんや吾人足を駁で、之を待や久し(國民新聞)。

(前)殊に昨今東京市に於いて新聞社界の一問題となりたる、彼の蓮門教會に至りては實に言語に絶したる所業ありと云ふべし、彼等は詭辨口實を以て多くの良民を惑はし不義の榮華を貪り恬として毫も恥る所なく自から呼んで日本教會の一派なりと稱せり、もし夫れ斯かる宗教が社會の利益を謀るものぞせば廉耻なき所業は皆社會の利益を謀るものと云はざるを得ず、苟くも心に理心を具ふもの何んぞ此等の所業を等閑に付し以て一種の教會として觀過すべけんや、而して予輩を以て之れを見れば彼の蓮門教會に等しきもの又甚た少なからずと信するなり、或る教會は腐水を以て神水と稱し之れを病者に飲ましり或る教會は荒唐を以て託宣と稱して故なきに財寶を出さしむる等之れを通常の社會より觀察すれば實に言語に堪へざるものあり、而も尙一種の迷信者を集めて一の教會を組織し嚴然門戸に表札を掲ぐるに至りては

實に驚嘆の外なきなり、若夫れ此等の宗教を少しも取締る所なく漫然其儘に放擲し置かたには遂には如何なる珍事を惹き起すに至るやも知る可らず、苟しくも其局に當るもの大に猛省する所なくばあらざるなり(静岡民友新聞)。

蓮門教會の近頃東京諸新聞の爲めに攻撃せられ中にも萬朝報二六新報の如きは其淫行醜事を發して紙上に連載し幾多か之が辨駁の勞を取らるもいづかなも不入益々攻撃の尖鋭く萬朝報の如きは其記事に對する數多の感謝状をさへ掲載して世間の注意を保し居るのみならず警視廳の如きも之に感ずるところありたるにや同教會解散の儀に付き密議せりなど傳ふるに至り(中略)當地分教會の如きは間々吾人の耳朶に不穩當なる事實の入り來るあり、もと德行を基とすべし會合にして様々なる言ふに言はれぬ評判の出るは其間に原因するところなきんばあらざるなり今や世間の輿論が露々として一會に集り居る場合當地分會たるものも少しも顧みる處あり又其信者たる者注意するところなからず吾人は尙ほ察知するところあり若し果して淫行醜事の媒介所たるの實にして擧るべし(國民新聞)。









於て布教を試みしに、人心の好尚に相應して漸次信者の増殖すべき状況あるのみならず當時其少數の信者なりしと雖も亦た能く教會費及基本金等支出の負擔に堪へる見込み既に充分あるに依り、前に記すが如く稻葉神道事務局總裁に請ふて開教の認許を得るに至れるなり、此れよりして新次郎は舊修驗者、山伏等を驅り集め教師と爲し之を同國添上郡郡山、伊勢國龜山、美濃國方縣郡長良、尾張國名古屋市、京都、大阪、神戸等に派遣し以て一齊に布教せしめしに果して豫期せし處に違はず多くの信者を得たり仍て更に氣を奮へ勇を鼓して教線を擴張せしに今や東京、神奈川、静岡、長野、福井、石川、富山、滋賀、和歌山、岡山、香川等の各府縣下に布及して孰れも盛況を見る

教式は先十柱の神即ち國常立尊、面足尊、國枝杵尊、月讀尊、雲夜見尊、惶根尊、大釋天尊、大房邊尊、伊非諾尊、伊非册尊を総合して天理王命と稱すべきものと思ひ而して此天理王命の威徳を崇信する者は必ず毎朝夕自家の神に洗米、酒、燈明を供へ稽首拜禮すべきものと爲し又毎月八日、廿六日の兩祭日には信者教會に參

集し初めに神前に稽首して拜禮し次に教師高坐に就き説教を始む、其始めと終り毎には教師信者に向ふて合掌すれば信者も亦た一齊に教師に對し五遍拍手合掌して拜禮し教師順次説教終れば各教師は一同結界内に入り拍手木、大鼓、横笛、摩金、胡弓、三味線を合奏するを合圖に各教師は「惡さを擲ふて助け玉へや天理王命」と又「助け燥焦込び一列濟して甘露堂」と大聲に唱へつ、踊り始めれば信者も亦た同唱しつゝ手踊りを爲す、是れ昔し天照大神が天の岩戸に隠れ玉ひし時、宇津女尊を始め其他多くの神達が神樂を奏して神意を慰め玉ひし事に典據せるものとせり

教祖と稱すべき者は大和國山邊郡三味田村前川某の娘ミキ是れなり、ミキ十三にして同郡三嶋村の中山善兵衛に嫁し子三人を擧ぐ、其三十二歳の時に隣家の某も亦た三兒を設く然るに家計至難にして且つ母乳の欠乏とを以て三兒を養育すること到底能くすべからざるに依り、其乳兒をミキに預り呉れん事を請ふミキ其窮情を憫れみ夫の善兵衛に秘して乳兒を預り之を養育すること實子に倍せるものありき、何ぞ圖らん其乳兒の容顏に黒色の痘瘡を生ずるに至らんとは、ミキ吃驚して近郷神田村の

弘法大師に其平癒を祈願し一年に及ぶも些も効驗なし復た更に二月堂の觀音に其癒治せん事を懇請し三年三月に涉れるも聊かの利益なし、此れより自身と三人の實子とを身代りに立て預り子の痘瘡全癒せん事を幾多の神佛に祈りしが遂に實子一人死亡すると同時に預り子の痘瘡は癒治するに至りたり、之を以て近郷の人々皆なミキを尋常の人間と同一視せず之を崇敬せること幾んど神佛の如くなりき、天保九年十月廿六日の夜半俄然ミキの家宅地のみ震動して數時間に涉るも尙ほ未だ止せず、自ら不思議に思へ居たりしに天神の一なる國常立尊は已が跡に乘移らせ玉へたり、是れ實にミキが四十の時に當れり夫れより二三年を経て面足尊、國扶尊、月讀尊、雲夜見尊、惶皇根尊、大房邊尊、大釋天尊、伊弉諾尊、伊弉册尊がミキの身に乘移らせ玉ふ此の如く、十柱の神のミキが跡に乘移らせらるゝに至りし所以はミキの天性悲愴博愛なる靈間は専ら農業を勵み夜間は小倉織の鼻緒を製し、其勤儉したる處の餘裕は悉く皆な之を貧困の人に施與する等、其行爲の瘠潔なること毫もまた二視同仁の神徳に背反することなかりしに由れり

又其信徒を勸誘する一斑を見聞するに天理は神の法にして神の法たる天理は學理を以て攻究し得べからず、智識を以て探求し得べからず夫の醫藥の如きは學理に據るものなり智識に依るものなり、其智識と學理とに依據する處の醫藥功驗の著はるゝ處限りありと謂ふべきも天理の疾病を癒持するの靈驗や其及ふ所實に極まりわらざるなり、故に信者たるものは勿論仮令未だ信者にわらざる人と雖も心を正ふし誠を以て天理に従へば夫の業病難症も忽ち全癒して、毫も亦た醫藥の力を用ゐざるも可ならん

人の心は正きものにして誠實は其性徳なるものなるにも拘はらず、八ツの埃のかゝりて本來の性徳を開ます處より種々の災禍不幸も受るに至るものなり、然らば則ち八ツの埃を性徳にかけ汚さるやうにして天理に従ひ幸福を受る心なくんばあるべからず教祖の歌に

いかほど學問など、云ふたどて見へてなき事は知れまい  
 且眞に然り、太古より今日に至るまで連綿天地萬有を經緯扶持し玉へるは十柱の神

にして其事跡は悉く皆な天理に適合せざるなし、十柱の神の中に於て日と月との二柱の神即ち日の神は温暖を掌理し月の神は水氣を調理し玉ふに依り此二神は天地間萬有の父母と謂ふべし、而して特に吾人は萬物の靈長たる位置を占めて二神の恩徳を享るや最も大なるものあり、其二神の恩徳に報へ尙ほ且其庇蔭に依りて幸福を受んと欲するに就ても二神を厚く信奉せざるべからず、否な管に二神のみに止まらず十柱の神即ち天理王命は我教祖に直々神の道を傳承して吾人が神に救へ助けらるべき方法を知らしめられたり、誠には是れ吾人の大に喜ばざるを得ざる處なり左れば教祖は

見ル火ノ中モアリ淵中モアリ夫レヲ越シタラ小路アリ段々越セハ大道アリ是レガ儘カナル本道デアル

の語を遺言されたるなり此教祖遺言の語に依るも亦た吾人は身命財産を擲つとも厭はずして本道たる天理教を信仰し、天理王命の助けを受ん事を勤めざるべからず我教祖は大和國寒郷の一貧女に過ぎざりしも、其心情無慾にして言動皎潔、一に神を

篤信されし結果は神に乗移らせ玉ふに至る夫の

山阪や茨苦勞や欠けみちや劍のはしも通りぬけ、り

とよまれし教祖の歌豈に何の疑ふべき處か之あらんや、信者たるものと否とを論せず苟くも悪さを擲へ助けられん事を欲せば天理王命を信すべし、其之を信するには艱難辛苦も避くべからず身命財産をも惜むべからず」

天理教會の狀況に就て余の探尋觀察したる所は大要前に記すが如く然り、其言ふ所行ふ所の一として根柢なく徒らに世人を眩惑せしむるに過ぎざるものある之を淫祠と認定するも敢て支障なきを知るなり、否な宗教的に名を藉りて毫も世人の心性道徳を扶持し未來の安心立命を指導することなく猛浪虚誕の説を以て人心を眩惑するあれば是れ眞個に淫祠と名づくべきものあり、天理教會を淫祠と稱するは亦た定に其彼れの實狀に當れるを信す

其彼れの實狀に就ては讀者既に余が前に列擧したる所に據て其大要を知りしならん、然れども尙ほ彼れが教義中に猛浪虚誕の甚はだしきものを擧れば明治廿七年四月一日發行

の二六新聞に曰く

前(略)天理教會の教師及信者の重なる者は自教の擴張進運を計んが爲に信者募集に汲々たる結果として、常に己が知人の罹病せんを待つ(略)余の知人某病む其友なる天理教會の篤信者來りて先病を檢して「貴所は婦人に祟りあり何となれば、天理は婦人の怨恨を受ける者及男子の怨恨を招く者をして必ず其左眼を煩はしむ、今貴所は左眼を病みつ、あり是れ婦人の怨念祟るなり速に天理教に歸依して神話を聴聞すべし効驗は醫藥の企及する所にあらずと勧誘すること頻りなれば(略)遂に醫藥を廢し神話を請ふに至る其篤信者は得々として直ちに天理教會の教師と稱する一人の田舎漢を伴ひ來り教師は患者の枕頭に坐し劈頭第一先北枕の有害を説き、徐々クにも附ぬ漢語俚語打交へ尤らしく慇懃に他愛もなき理屈を列べ例を擧げ、ツマラぬ事に難有し勿体なしと哀む爲ねし喜ぶ爲ねし(略)彼れ二三人の教師は日々入交り立更り來て同一なる愚痴を繰廻す(略)若患者の病勢遂巡するか或は延引する事あれば即ち曰く「懺悔の足らざるを以てなり」と又曰く「舉家盡く之に歸依して信神慮る事なければ

必ず平癒請合なり」と(略)人の災危兇禍を堵し以て自家の經營に資する者無か(略)彼れ天理教なるものが孟浪虚誕なる言動に據て人心を眩惑するの狀況此の如きものあり之を淫祠と謂すして將た何とか言ん彼れ等は誠に資性閑愚にして未だ神道の神道たる所以を知らず、又未だ生理的作用の如何なるもの乎を知らざるより愚昧なる痴話を以て聖妙なる生理的現象を刺動し得んと欲せば余其愚陋を憫笑せざる得ずと雖も、若し夫れ聞愚なるよりも反つて狡猾なる資性、痴話を仮装して人心を眩惑し社會を蠱毒して以て自教の餌食と爲さんとするものあるに至りては其點計や決して許すを得ず夫れ然り彼れは實に愚愚ならずして寧ろ狡猾なる者なり、故に彼れ自らも能く痴話に依りて生理的現象たる疾病の癒治し得らるべきものに非ざるを知らざらんや、然れども自教の餌食を作り隆盛を計らんと欲せば人々の最も弱點たる疾病に乗じ妖説怪論して愚恵を被ひらしめ置き、以て奇利を攫収するより善きはなし是れ前に掲ぐる二六新聞記者の所謂「天理教會の教師及信者の重なる者は常に己が知人の罹病せんを待つ」所以なり又一人の災危兇禍を堵し以て自家の經營に資す」所以なり彼れ何の仁心ありてか衆人の福

利を増進する事を計らんや、彼れ何の徳義ありてか社會の敗風を敦厚にする事を圖らんや、唯だ彼れは淫祠として其特有の技能を揮推するに汲々たるあるのみ  
 試みに思へ彼れ等が從來天理教會の立脚を圖る途に其己が隸屬する神道事務局を始め  
 奈良縣、三重縣、滋賀縣、福井縣、大坂府、京都府、警視廳等の行政官廳に幾多の煩勞  
 をかけたる乎、彼れ等が沈思潛考して自ら既往を反省せば實に宗教的良心に鑑み穴の中  
 にも顔を入れ置したき思ひあらん、然り而して其最も彼れ等が行政官廳の説諭を受け其  
 他煩雜なる手數をかけしものは病人に醫藥を與ふるを禁じ根抵なき痴話を聽聞せしめて  
 以て其全癒を得るものと爲す事及神前に於て男女合同し踊る事等是れなり  
 其彼れが病人を癒治せんと欲し根抵なき痴話を聽聞させ醫藥を與ふるを禁するが爲めに  
 反つて病勢を危篤ならしめ更に甚だしきは非命の域に陥らしめ其酸境悲遇なるは幾んど  
 魂飛び鬼哭するの思ひあり、國家の治安と人民の福利とを擔保する任責ある行政官廳は  
 其自家の職務上に於て安んぞ黙止するを得んや、此に於てか彼れ天理教徒の非行を説諭  
 し其他煩雜なる手數を爲し來れるなり、然れども彼れ少しも改悔するの狀なく、今尙ほ

頑乎として前に掲げし二六新聞の言ふが如き事を爲し居れり何ぞ其剛腹無禮なるや  
 又彼れ天理教會の教式中に神前に於る手踊りと昔しの岩戸神樂に典據して神を崇敬する  
 の意を表彰するものとして、當初神道事務局本局に認許を請へしも其甚だ醜猥なりと認  
 る所あるに依り同局は之を允許せざりき、此に於てか彼れ等は其方法を種々討究し漸く  
 當初申請したる踊型に多少の取捨變更を爲し倭樂と云へる名稱を附して再請し遂に允許  
 を得て實施したるに、男女合同して野鄙なる音樂と呼應して踊る是れ焉んぞ男女の淫奔  
 醜情を煽介するものとならざらんや、又た得べけんや、左れば各地方中天理教會  
 の在る所、往々彼れが踊りの醜猥を説き遂に行政官衙より其男女合同して立踊りする事  
 を差止めらる、仍て彼れは再び踊型を變換し唯だ結界に在る教師のみ立踊りする事に止め、  
 他の信者は坐に在るま、兩手を搖動する事に改めたり肅敬の心を起さしむべき神前に於  
 て最も野鄙なる音樂と呼應して信者の男女に手振り爲さしむるは是れ人々をして神を  
 奉敬する心を起さしむる所以の道に契はざるなり、其反つて人心を淫奔醜情に導く媒介  
 たる夫の三味線、大鼓に合して、ステ、コを踊り、カツボンを舞ふと何ぞ擇ばんや、

鄭衛の音楽が人心を紊亂すること古人既に之を誦めたり、浮華なる舞蹈が世間を益毒し  
 たる事は既に其例乏しからず、然らば則ち仮令世上に鄭衛の樂器流行し浮華なる舞蹈好  
 尚さる、事あるも之を誦誦し之を排斥するに努むべきは宗教的天理教會等が宜しく其  
 本分とすべき所にあらざらんや、然るに彼れ等は毫も反省する處なく反つて鄭衛の音楽  
 を盛んにし浮華なる舞蹈を揮はさんと欲す、其彼れ等の大なる事は喩へば茲に他人の家  
 を焼拂はんが爲めに綿屑に火を附掛る者あるを見て其手段を緩漫なりとし更に飽屑に石  
 炭油を注ぎて與ふるものに類することなかんや否な彼れは飽屑に石炭油を注ぎて與ふる  
 すら尚ほ且つ之を緩漫と爲し、一聲の下に粉碎し去る「ダイナマイト」を與へて以て他  
 人の家を爆焼する導火の原料に充てしむる事に類するものなり  
 人あり若し余の批評を酷に過ると云は明治廿七年四月三日發行にかゝる二六新聞を讀め  
 之を讀まば彼れ天理教會に於て行ひつゝ、ある手踊りは其より豫て神道事務本局に申請允  
 許を得居る倭樂の高尙莊雅なるものみ似す其甚だ野鄭陋劣なる事を知るべし、今余は  
 讀者參看の便を爲けんか爲め該新聞の大要を左に披瀝せん

勤行第一 (藤八と節季ゾロ) (略) 多くの口より發せられたる聲は言ふ

悪さを撰んで、タースケターマへ、天理ノ王ノ命

意義の解釋は言ふまでもなし彼れ等が之を誦する始めは徐々悠々として、耶教の讚  
 美歌の如き節ありしが追々其度を疾むるに、随ひ哀れや可笑や、近頃全く其跡を絶  
 ちし乞食が毎歳年末家々の門に

節季の節季候、旦那の御庭に舞ひ込め遣込め

を放言する時の句調に異ならず而して此時彼れ等が動かす手先は遊治妓婦が演ずる  
 藤八拳に相似たり、されば樂器の調子も亦何となく「藤八、五文、奇妙」と伯仲の間に  
 わるなり

勤行第二 (ステ、コト甚句) (略) 之を前回に比すれば稍々容易ならざるが如く修業  
 淺き信徒には難く成し得らる、ものにあらすと傳ふ其言ふ處は

悪さを援んで、タースケセツコン、一列すまして甘露臺

是れ(中)長廣深なるものなり然れども語拾すらなき鄙野の俗語、解釋せぬ内ころ畜

なれ花なるべし其音調に至りては猶ほ

可愛けれやころ、神田から通ふ、憎て半町も通はりよかドッコイ／＼ドッコイシヨ  
先山出しの相撲甚句として聞けば大差なし故に之に適應する鳴物も亦三下り甚句の  
流、及時としては廿五座の囃に近似なる處あり手の運びは宛然ステ、コの趣味あり  
勤行第三(カッポレとツウツクツウ) (略) 文句は六ツケ敷、踊りの手は込んで繁冗雜  
駁なり音曲さへ又更に複雑多端に至れり、さて御勤めの詞は

チヨイと話し、神の言ふ所聞きてくれ、悪きな事は言んでナ、天と地とを象りて  
夫婦を推へ子を設け、之を此世の始めとし天理ノ王の命

愈々出て何の事やら毫も解せず其淺ましさを説くも鈍まし (略) 彼れ等が之を口唱する  
の句調に至りては數十年前以前の流行俚謠なる、ツウツクツウ節に彷彿たるものあら  
ん即ち

一ツ品川は、コラ、八ツ山下の茶屋女、之を何ぞと問みたらば、お客にツウツク、  
ツウツクツ

似たりや似たり天理教會よ汝は何を苦んでか故らに往時の館屋を學ばんとする、衆  
人の手の運び様が猶一層の可笑味ありしは余をして未だ往々獨笑抱腹せしむるあり  
何となれば (略) 阿房らしやヤートコせの音曲に伴ひカッポレを踊り居るを氣付さる  
にてあるなり(下略)

彼れ等も高尚莊雅なるべき倭樂を實際に行はず其隸屬せる神道事務本局を欺きて野郎  
陋劣なる倭樂を行ひつゝ、ある事既に前に二六新聞の言ふが如し、余が彼れ天理教徒を目  
して太だ人心を淫蕩に導き、大に社會の敗風を醸すの張本なりと云ふこと決して其酷に  
過ぎざるを知り得べし

余嘗て昔時神道の大家を以て一世に鳴りし年成翁の神道故實と題する寫本を讀みし事あり  
其神樂の事を記せし條に

神樂の大鼓は終りを強く敲き小鼓も同様、謠へも末張に謠ひ舞もまた囃につる、事  
を秘とす是れ神をして陽に進ましむるの意にして其事は法曹類林に見ゆ唐に婚禮舞  
入等の祝儀に催奏とて謠ふ事あり、是れも末張に謠ふ事なり我國の葬禮道中にて唱

ふ處の佛歌は太子傳の秘文にして、曲節は一向宗の和讃に似て未下りに唱ふ是れ陰に進むるを旨とす別に御葬歌といふものは日本武尊崩御の時に出來しこと古事記に見ゆ

とあり今此記事に依るも神樂なるもの、趣味は夫の天理教會に於て行ふが如き陰とも陽とも判明ならざるものに非ずして正しく陽氣なるものなり、天理教會に於て行ひつゝ、ある甚句ステ、コ、カツボレ藤八に類するものを陽氣と思ふ者は誰ぞ、ね平の長芋然たる若拙那か丹次郎あばすれ藝妓等に過ぎざるのみ、何ぞ神は正しき陽氣なるものと思召さんや

又彼れ天理教は一個の宗教的なりとせば人々の安心立命せしむるに足るべき靈魂上の既定説もあるべき等なるに、毫も左る事なきは何ぞや羽根田文明氏の筆に成りし「天輪王辨妄」の中に

天理教は人々靈魂を離れヨリ由來スト云へ肉體ハ白蛇、蟻蛇、豚、蝶、龜、人魚等ヨリ成立せりト云フ(取意)

由を記すを見る又兼子道仙和尚が著したる「眞理の裁判」中には

人ノ靈魂ハ天理王命ノ授ケシモノナレハ其固ヨリ死スルノ理ナク其偶々死スルト云フハ眞實ニ死シタルモノニ非ズ宛モ人畫働キテ跡疲ル、ガ故ニ夜ハ休ムニ至ルガ如キナリ(同)

前者と後者と兩々對叱し來れば則ち彼れ天理教には未だ靈魂上の既定説あらざるを知るべし、殊に其れ前者に人類の靈魂は離れより由來すと説くも彼れは之を何に由て究量し何に由て之を確めし乎、生理學、物理學上の原則に照察するに人類の靈魂が離れより由來すと云ふべきの理法を看出すを得ず

昔し進化論を創めて唱へ出したたりしダーウソルン氏は人類を猿より進化したるものと爲し論辨盤々肯綮に中り大いに當代の學者を推倒し千古の心胸を開拓したりしが今代の天理教徒中には人類の靈魂を離れ由來すると云ふて、常尋小學の一年生にも尙ほ且つ笑はれんとは、無學なる彼れ等には知悉せられさりしならん然れども此説や彼れ等の無學に相應したる一大創見の説なり故に若し余をして彼れ等の



如く無學なる者ならしむは、我日本にも亦たダーウル・キン氏を得たるを喜ばんが、否らずして余は多少の學殖あり、焉んぞ彼れ等の庸人進化論を信認せんや、

後者の靈魂説に依れば天理王命が人類の靈魂を授けたりと云ふ、其授、ると云ふは受ると對し授受は即ち與奪と對するにあらすや然らば則ち仮令人類の靈魂は天理王命の授けしものゆゑ死せずと謂ふと雖も、其人が天理王命の氣に入らず兼て授かりし處の靈魂を奪ひ上られし時は如何、身は空蟬のもぬけの殻、亡らん後の苦の下、左りとは人世の眞價たる靈魂的智識を培養すべき宗教部分に在る天理教に似合しからぬ説ならずや

凡る宗教の一大趣味とし價値とする處は靈魂的智識を培養して人世の眞價を知らしむるにあり故に孰れの宗教も亦た必ず靈魂上既定の説あるものなり、然るに彼れ天理教には宗教として最も緊要なる靈魂説の一定したる處なきは前に言へし處を以て知り得らるべし、夫れ然り彼れ豈に宗教の趣味あり價値あらんや

彼れ等が創始せる天理教は實に彼れ等の愚昧相應に成修したるものなり、彼れが所謂十柱の神中、雲夜見、帝釋天の兩尊は我國の神典に未だ其名あらざるなり之を以て後日兩

神名を豊斟淳、大戸邊の二神名に變更したりと云ふが如きは誠に其學殖の無さを証す、又最初教祖ミキは今の如く天理王と呼すして轉輪王と稱せしと蓋しミキは嘗て佛者より四轉輪王の説を聽き之を最も尊く思へ居たるに依れるなり其孫中山新次郎が教會開設の義を神道事務本局に申請するや、同局は其書面を調査し奉神の配立及教會名稱の佛教に紛はしき處ありと爲し允許されず、依て少しく奉神の配立を改め教會名稱を天祖と變して申請する處ありしに、是れも亦た皇室に稱呼さる、祖宗の義に紛はしとして允許されず此の如くせしこと前後六回、後漸く天宇の下に理字を附し連ぬるの當れる事を考ひ出し天理教會の名稱を以て申請し遂に允許を得るに至れるなり

然るに此天理と云へる會稱の意義を天朝の意義に附會仮托し更に甚だしきは恐れ多くも皇室を擁し奉りて「日月二柱の御子孫に在す」など、申し奉り、若くは天理王命に厚く事ふれば骨肉の父母に孝養を盡さずも可なり父母の孝養の爲めに天理王命に事ふること薄くんば災禍に罹りて苦まん」等の口實を以て世の愚人を恐嚇するは彼れ無學なる天理教徒の長所にして彼れの無學なるより根柢なき事を言ふは余大いに彼れを憫れむ

べしと雖も、亦た彼れが無學の長所は反つて默詐の言行あるを見聞せば、余焉ぞ彼れを憫むべけんや畜に彼れを憫むべからざるのみならず、大いに彼れを憎まざるを得ず。然し其彼れを憎むは彼れが妖を傳へ怪を播き淫祠の長伎を逞ふして、以て世道人心を毒すればなり故に余は天下公衆の爲めに彼れを憎むと同時に、彼れが如き不潔なる淫祠を秀靈清淑なる此帝國の外に逐攘せん事を努めんと欲するなり、其此れを企擧するに方りて百難蝟集し來るも亦た余に於て何かあらんや  
又彼れが大祭日等の普通祭日より最も鄭重なる祭日には「ミカクラウタ」と唱ふるものを謠ふを例とす、前に掲げし二六新聞の所謂「勤行第三」に謠ふものは即ち「ミカクラウタ」の第一節に過ぎず故に其下の句は尙ほ十節と外に一下り目より十二下り目までありて毎に最も之を尊崇し、仮令天理教會の信者と雖も亦た未だ信仰の堅固ならざる者には漫りに之を示さざるの規程とす、亦た以て其彼れが「ミカクラウタ」を尊崇する事の太だしきを知るに足る可し  
然れども余が如き天理教外に立つ者が之を謠ふを聴く時は、其句調の野郎なる聴くも鈍

まし、嗟呼野郎なる句調の唄を神聖なる神前に謠ひ、之を以て神を敬信し神を奉慰するものと爲す何ぞ其れ彼れ等の馬鹿氣居るや、餘り馬鹿氣たナ序に彼れ等の最も尊崇する「ミカクラウタ」六下り目一段を左に筆記して讀者に示すあらんとす尤も彼れ等の謠へる所を其儘記憶し居て記せしものなれば或は字音の少異も之のあらん  
一つ人の心といふものは疑ひのあるものなるぞ、二つ不思議な助けをするからに如何なる事もみさめる、三つみな世界の胸の内か、みの如くに寫るなり、四つよをまわ務めにつけてきたこれが助けの本種や、五つ何時も神樂や手踊や、末では珍らし助けする、六つ無性やたらに願へ出る受取る筋も千筋や、七つナンは苦勞をしたとて心得違ひは成らぬぞへ、八つ矢張苦勞せにやならん 心得違ひは出直した、六つ此處まで信心してからは一つの功をも見にやならぬ、十つ此度見なしたれぬぎの伺へこれ不思議  
斯る馬鹿氣たる唄を彼れは「ミカクラウタ」と稱して最も尊重すれども此れ畢竟するに彼れが無學無識なるに坐するなり、試みに此唄の句調野郎に語詞の拙陋なる若し神をし

て、彼れ等一流の鄙陋なる思想を抱持するものならしめば或は此「ミカクラウター」を誦  
 ふて神靈を奉慰するを得べしと雖も否らすして神聖威靈の神なりせば必ず之を聴くを厭  
 嫌し玉ふや得て知るべきのみ、否な彼れ天理教會の馬鹿氣たる「ミカクラウター」其胡說  
 亂道なるは神道の牀面を汚し尙ほ國民の感化を害する事實に大なり、苟くも國を愛し道  
 を重んずる者、豈に彼れが如き野鄙なる唄を減退するを務めざる可んや  
 天理教會の言動妖怪なること大概臆列して論評し盡したりと信すれども、尙ほ一事の云  
 ふべきものあり、何ぞや彼れ等が齟齬や齟齬を齎に入れ其儘土中に埋置くこと五六箇月、其  
 全く腐敗せし頃髪を掘出し其水を半紙に塗り之を八片に切りて教會最寄の紙屋に渡し置  
 く、斯て偶々病に罹り參詣する者ありし時は詰合の教師先達等は其病人は紙屋を差圖し  
 豫て内々預け置ける紙を買來らしむ、教師先達等は紙を買來るや乃ち受取りて神前に到  
 り、其紙を恭しく兩手に持ちフツ、フツと思を三度噴かけ參詣の病者に與へ患部に貼ら  
 しめ、以て病患の癒るものと爲せりこれを御息紙とて信徒の者は尊重するもや何ぞ其  
 彼れ等が思想の單純にして、且つ膚淺なるや

嗟呼彼れ等の無智無識にして思想の膚淺單純なる、人類の生理的作用は彼れ等が荒誕な  
 る考ひを以て左右し得らる、ものと思へる乎、齟齬の腐敗水は靈妙なる生理的作用に何  
 かわる然れども若し之を以て生理的作用を左右し得るの功わりと思ひ都ての病を癒し得  
 べきものと思はば、彼れ等の蠢愚なるも亦た甚だしきにあらずや、彼れ果して斯も蠢愚  
 なりとせば未だ彼れの學識は人々の上に立ちて教導し得らるべき資格具らざる者なり、  
 苟くも彼れ當代の神道部分に列して宗教家の一人たりとせば當代普通の智識と該當せざ  
 る可らず、彼れの言動は果して當代普通の教育を受し者の智識を満足せしむるや否や、  
 當代の智識は疾病を癒すに醫藥の外なく健康を保持するは、衛生の外なきを信するにも  
 拘はらず夫の齟齬の腐敗水を以て疾病を癒すを得ると云ふが如き荒誕を許さざるを如何  
 せん、生理的眞理は彼れが如き荒誕を以て左右し得べきものにあらざるなり  
 知る可し彼れの學識は未だ以て當代普通の教育を受け普通の智識を具する人を教化する  
 の資格あらざる事を、彼れ果して其資格なくんば凡人のみ、人々の上に立ちて人々を教  
 化する教職の任に在るを得べき者にあらざるなり、彼れ當代の神道部分に列し宗教家の

一員たるものは寔に潜稱無禮なるにあらすや  
 彼れ天理教會に今日の社會水平より下らざる人物ありせば仮令妖怪なる淫祠的の言動を爲すに付きても亦た必ずや普通の智人識者を喘着し得べき理化學的作用の平易なるもの即ち歸天齊正一の前藝位は撰擇せしならんに彼れ等の頑陋なるは毫も根柢なき齷齪の腐敗水を紙に塗り其紙を患部に貼せて神徑的作用より病患を癒し得べきものと思ふ其愚昧や太だ笑ふに堪へたりと雖も亦た其愚昧の中に黙譎にして愚人を欺罔し財を貪るの處爲あるに至りては余大いに彼れを憎ますんばあらざるなり  
 否な彼れ天理教會の言動の如き妖怪にして教育的、衛生的、風俗的、行政的の進運を阻却するものは既に政府が法令を以て嚴禁する處なるにあらすや、然るを彼れは教職の位置にあるにも拘はらず自ら現行法令に背きたる言動を爲しつゝあり、何ぞ其心事の陰險にして行爲の驕傲なるや、余及讀者は此國の臣民たる責務として彼れが如き妖怪なる淫祠を撲滅し、以て此國家を清淨にせざるを得ざるを信す  
 淫祠天理教會畢

淫祠天輪教會

蓮 空 伊 東 洋 二 郎 著

神道——神道事務局——轉輪王教會——天理教會——天輪教會

斯教所依の祝詞祝、神式及布教方法等、悉く皆な天理教會に同じ其然る所以のものは、初め天理教會中に容れられざりし不平教師等が該教會を脱し去り該教會に反抗

(せんが爲め更に天輪教會と稱する此一教會を開くに至りしなり、悉く斯教所依の祝詞祝、神式及布教方法等の如何を知らんと欲せば天理教會の部を參看すべし

既に斯教の成立は神道者に之ある間敷我見角執に淵源したるものなり、故に斯教を開きたる者の心中は斯教が神道として人々を教化せんと欲するよりも寧ろ天理教會に反抗して宿昔の不平を洩さんと欲するにあるなり、又不平を忍びつゝ、其能く容れられざる天理教會に在ては甘き生活も出來ざるに付き寧ろ別に天輪教會を興して甘く渡世を爲さんと欲するにあるなり、此他豈に些の殊勝なる志あるべけんや夫れ然り彼れ等の心中には些

の殊勝なる志なし而して尙ほ且つ籍を神道に置き名を教門に稱て衣食を爲さんと欲す其  
 彼れ等が神祇を弄瀆するの所爲を以て人々を惑信せしむるものは是れ正しく淫祠と稱すべ  
 き者ならずや

殊に彼れ等の神事を行ふと稱する所如何と注視すれば攘病除災の爲めに祈禱を施し神水  
 を與ふ、其神道の趣旨に違へるも亦た甚だしきにわらずや彼れ既に神道の趣旨に違ひて  
 攘病除災の爲めと糊塗し盲目見るを得べく臣者語るを得べく地震、雷、火事、水難、飢  
 難、盜難等も免かれ得べき靈驗ありと欺罔して世人を誘惑しつゝ、あり、此れ即ち彼れが  
 淫祠たるの本領なり真相なり然らば則ち余の彼れを淫祠と云ふも亦た彼れは余の言ふ處  
 を甘受せざるを得ざるべし

況んや彼れ等の中には口に神道を説きつゝ、卑劣にも「クマ狐」を使役して愚民を惑はし  
 つゝ、あるを余往々に見聞す、嗚呼彼れ天輪王の神の大靈驗を説くにも拘はらず其彼れの  
 祭る神は「クマ狐」の如き妖獸に據らざれば未だ愚民の信心を惹起さしむるに足らざる  
 乎、而して彼れの使役する「クマ狐」なるものは既に古より世の淫祠的神道家の套用し

來れる所、故に彼れが今日文化燦爛たる世に之を使役して以て淫祠的生活を爲さんと欲  
 するは余彼れ等の爲めに其愚策なるを惜むなり彼れ等何ぞ少しく現今社會の文化如何を  
 觀察せざる、狐憑の妄想に迷ふの人々を歸信せしむるには彼れ狐憑の術を施用すること  
 可ならんも又之を以て哲理に支配さるゝの人々を信服せしめんと欲す何ぞ能く其人々を  
 信服せしめ得べけんや、苟くも今日の哲理に支配さるゝ處の人々を信服せしめんと欲せ  
 ば必ずや電気、蒸氣を賣り或は「エイテル」硫酸、磷酸、消酸、硫酸等の藥品を用ひ総  
 じて造化の秘事を奪ひ來れるが如き不思議なる理化學的作用を施し示すの得策なるを悟  
 らざる可らず、知らず彼れは余の言ふ處を首肯するや否や、余は彼れの據る處偏へに此  
 文化日新の理化學的作用に資りて彼の陳腐なる狐憑の術を擲棄せん事を勸告す、  
 然れども彼れの無學無識なる其理化學的作用を自家淫祠的動作に資る事能はざらん乎  
 然らば則ち「クマ狐」の外に尙ほ古より淫祠的生活を爲せる徒の使用し來れる妖怪動物  
 の種類多くあり、今汝等の心得に示さんが爲め其種類を擧れば

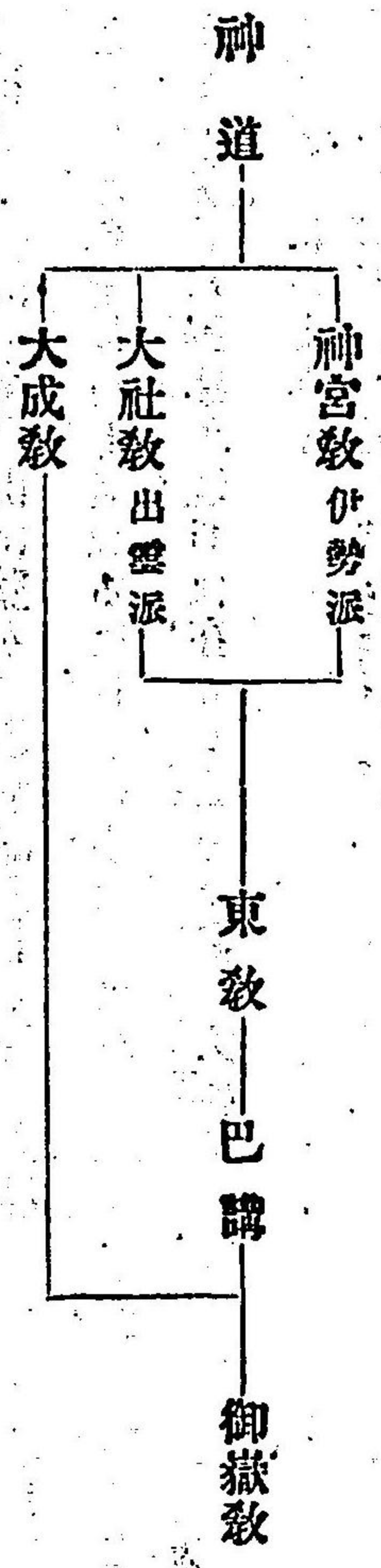
- ひる蛙
- 河童
- 魍魎
- 驚
- 犬神
- すそ神
- キヤシヤ
- 木靈神
- 龜

一 它捨狐 野狐 狸 蛇 等にて此れ等の妖怪動物は古より世に淫祠的動作を爲す者の使用せしものなり、汝天輪教徒よ汝等無學無識にして理化學的作用を爲す力なく止むを得ず古來淫祠的者流の跡を襲用せんとせば「クマ狐」の如き有り振しものを措きて余が前に示せし妖怪動物の中に就き採擇すべし、思ふに汝等の無學無識なる余の前に示せし妖怪動物すら尙ほ且つ採擇使役し得るの力なかるべき乎、解めたり解めたり彼れの「クマ狐」位を使ふが實に其智識の程度に相應の所なることを何ぞ其可憐兒なるや、此れでも彼れ等は籍を神道に置き人々を教化するの任に在り其亂説亂道を以て、人々の智性を毒し施政の針路を妨ぐる所を熟視すれば之を淫祠と稱せずして可ならんや、彼れ既に淫祠たらば之を撲滅せん事豈に等閑に附して可ならんや余は世の志士と共に彼れ天下國家を益毒する淫祠の徒を屠り其肉を醜にして鬻の益に飲むの快を取らん事を欲すもなり知らず天下の志士は如何

淫祠天輪教會

蓮窓 伊東洋二郎著

淫祠御嶽教會



正依は古事記を以てし祝詞は其神前に於て白す時毎に新作するものとし、豫め一定せるものなしとす祈禱には大祓及ひ不動經般若心經を用ふ  
 明治六年下山應助なる者あり御嶽神社が慶安年後に於る由緒を調査して、廣く世人に其靈驗を被むらしめたま旨を述べ、立教開派を教部省に請願して遂に許可を受るに至れるものなり  
 教式として神を祭り神に禮するには必ず六根清淨なるを要す、之を以て時候季節寒

暖なるを否とを問ず、神に向ふ前には裸躰となりて清水を頭上よりかぶり能く身軀を潔ふし全く六根を清淨にしたる後神を拜す、是れ清淨を好み玉ふ神の行蹟に従へ又自ら心を沈め静かにして神を顯齊ひ奉る意なり、其所禱を修行する時に九字を切り或は印契を結ぶは即ち眞言三密三觀の修法に依る

教祖の踐歴は江戸淺草平右衛門町の油業下山應助なる者、文化十一年(今より八十)に巴講を組織す、此講は嘗て江戸下谷阪本に生れ湯嶋眞言宗靈雲寺の徒弟たりし一心と稱せる律僧が御嶽山に登り、斷食潔齋して修行成滿したる後江戸に歸り、種々不思議の祈禱を修行し居たるに幕府の手に捕はれて八丈ヶ島に流刑となり在嶋數年にして赦免され歸來て江戸に在りて盛りに御嶽大神の靈驗を説き弘め、東教を興立したる跡を繼さしなり

斯く下山應助は一心行者の東教を繼さて巴講を組織し席天捲地の盛大を極めしむ、慶應の末に方り關東地方戰雲漠々人心離散して巴講も自ら衰弛じ、明治の初めに至りて全く其後影さへ遺さざりき、後天下戡定政綱を張り民庶を綏撫するの緒に就きたる跡を繼さしなり

て社寺の行政は教部省に掌理せしむ、茲に於て應助は巴講の跡を繼き更に規模を張大にして、御嶽教の闢立を教部省に出願し許可を受け自ら管長となり後應助老衰劇職に在る能はず、仍て退任して鴻雪爪を後任と爲す然れども應助尙は權大教正の職名を荷へ布教しつゝ、ありしが、廿三年の秋より甚だしく老衰し微恙に罹り、漸次重症復た起つ能はず十二月に至り遂に没す

此御嶽教に於る信徒の勸誘法は、専ら大國主宿奈彦那尊即ち御嶽大神の靈驗ある事を説き、人々此神を崇拜信仰せば災禍を除き福祉を享ん、疾病は癒は投機は常り願望は遂げられ未來も亦た天堂の慶福を受ける事を得べし「我御世の事よくこそ神習へ青人草ならはめや」など云へる古代の教語等を引き天地の間、八百萬神多しと雖も特に靈驗著く吾人を助けたまふの神は大國主宿奈彦那尊の御嶽大神より外に之なければ、神の助けを乞へ神習はんには御嶽教を信せざる可らずと説きて、信徒に勸むるを通例とせり然れども細かに彼れの裏面に眼を着ば病者を癒治せしめんとて、孟浪靈驗の祈禱を爲し或は好色嗜慾の男女が心を満足せしめんとて雲雨妖怪の周施

をも爲し、以て神徳の廣大なる事を思はしめ信徒たらしむるの手段と爲せり。前より列擧し來れる處を觀るも亦た能く御嶽教の淫祠と稱して可なるを知られん、蓋し淫祠の意義や廣し、宦に男女間の猥行を媒介し、孟浪虚誕の祈禱を爲して病者を満足するのみならず、總じて人々の言動を放恣蕩逸せしむるもの此れ淫祠と謂ふべきものなり、彼れ御嶽教の教師は其大神を以て靈驗の著しきこと八百萬神に勝れましますと云ふにも拘はらず、又此神を崇拜信仰せされば災禍も除くを得ず福祉も享るを得ず疾病も癒す投機も當らず願望も遂げられずと説く、此の如く御嶽大神は其信否を以て人々の吉凶禍福榮枯盛衰を異にするにせば、則ち其神慮の及ぶ處甲には仁に乙には不仁と差別を附るものなり仁不仁の差別を附る豈に亦た一視同仁なる神徳に違ふことなからんや神の下に在る吾人の中にすら苟くも道義感憤の重んずべき事を知れる者は、友愛温厚とて毫も親疎の差別を立す人を救へ助くるを樂むにわらずや、然るを人間以上の神にして一視同仁なる神徳に關る處あること御嶽大神の如くなりとせば余は未だ之を神と稱して難有るものと想ふ能はざるなり。

余は夙に佛法を篤信し又最も神を信すること敢て衆に讓る處なき者なり、然り而して其余が神を信する處以のものは、帝國臣民の本分として、天皇は、天祖の、神胤萬世一系に坐し國土は即ち、天祖の授傳に係り臣民は即ち、神皇の支裔上下擧りて報本反始の典を重くし秩序を正しくし大義を明かにするを冀ふに由れり要するに余は神の靈なるを信せり、然れども其靈なる神なりと云ふて人間の吉凶禍福榮枯盛衰をも左右與奪し得るものにわらざるを信せり、彼れ御嶽教の教師も常に繙きつゝ、ある處の古事記を看よ、其孰れの處にか神の靈は人間の吉凶禍福榮枯盛衰をも左右與奪し得るといふ事を記載しあるや、祖宗の遺業を重んじ先聖の大訓に従ふべき事を惟神といふ由をこゝろ散見すれ、未だ人間の吉凶禍福榮枯盛衰を左右與奪し得る神の靈を記載しあること古事記中に見ざるなり、其古事記の所謂神なるものは吾人が唯だ報本反始の誠心を以て、崇拜するに止まるもののみ何ぞ或時は貧乏人の債券者となり或時は病人を治療する醫藥となり或時は男女間の猥行を媒介する地獄宿桂庵の代理を爲すが如き事の神にあるべき理わらんや、況んや其神を信否するの如何に依りて、仁不仁の差別を立て人々を待つと云ふが如き偏



(六) 御 嶽 教 會

頗の事に於てをや、余は斯る事の一視同仁なる大徳を具へる神に、決して之なきを信じ  
て疑はず然れども彼れは曰ふ「御嶽大神を崇拜信仰する者は必ず幸福を得る其証據とし  
て徴すべきものは、大同元年（今日より千百年前）殿毛從四位少將が 桓武天皇の 勅使として  
登山せられ大いなる利益を得られし事あるを始とし、其後少將の夫人妊娠され難産の折  
柄、京師より代人を登山し祈願せしめられしに忽ち夫人は安産して令息を擧られにき、  
後夫人定命盡きて逝去し更に夫人を迎へられしに其夫人の令息に對する事頗る慳貪邪見  
なりしにかば、少將も其様子を見るを厭ひ職を辭して御嶽山に隱栖し玉ふの御心組なり  
しに、神靈早くも少將に感應し白鳥に羽化して登仙し白川明神と祠られ玉ひて、現に其  
宮は御嶽山の中腹に在り斯て其令息も亦た御父君少將の跡を慕はされて京師を發足し、  
御嶽の麓まで來たまひしに幼少なる御躰は疲れ果られて覺へず撞と轉げられ、生体さへ  
絶へなんとしけるを御嶽大神の威靈に依りて生氣付き起上りて歩み出し、一里ばかりも  
山に登らる、折柄一天俄に墨を流せるが如くに曇り、篠つく雨を降し之を防ぐに由なく  
雨に玉ふに、忽ち令息の神人現はれ出られ大いなる笠を與へらる、其處を笠の塚と稱し

御 嶽 教 會 (七)

て今尙ほ山中の一靈地と言へ傳へり、又元和年間（今日より二百五十六）に尾張國枇杷嶋の車力  
業源助なる者あり、貧窶にして一家を維持するに苦しみドウセウ源助と通稱する、程な  
りしかば、源助も亦た自ら悟る處あり家を遷み四國靈場巡拜に赴き歸來尾州より登山  
して大神の道を修行すること二年餘に涉り、通力具はり橋なきの大河を渡り楷梯なくし  
て高きに登り、貧窶に苦しむ人に財福を授け疾病に惱める者を癒治する等、幾んど其測  
り知ることを得ざるの通力を具ひ覺明靈神と稱する、に至れり、此靈神と云ひ彼少將御  
父子の靈験を教むられし事と云ひ、皆な是れ御嶽大神の威徳廣大にして、殊勝なる事を  
證明し得べきにあらすや」と  
夫れ然り豈に其れ然らんや蓋し人類なる者は理想に描くの能力なく又社會は客觀的物質  
進歩の場合には姑く措きて論せず唯だ常住不變の主觀的現象に向ひ漫りに社會の好奇心に  
投じ人間の弱点を覗ひ貪婪剛愎なる者共が名を宗教的に借り神道を經節の出しに遣ひ佛  
法を味淋の代りに使ふて以て天下の愚夫愚婦を瞞着する事は今に始めぬ珍らしからざる  
事なりと雖も苟くも名を宗教的に借らんと欲する底の氣品ある者共が空とほけて神聖な

る宗教を濫用し神佛を餌食として奇利を攫取せんと欲するの心事を付度し來れば余焉んぞ彼れ等を憎まざるを得んや

彼れ等が常に説く覺明靈神と云ひ白鳥明神と云ふもの主觀的現象より稽査し來れば固より斯る事あるべきの理なし況んや客觀的物質進歩の理法より論究し來るに無學無智なるどうせう源助が一躍して通力を具し殿毛少將が白鳥に羽化して登仙したるは一に皆な御嶽大神の靈驗なりとするの理なきをや苟くも理想に描く、能力を有する人ならんには此の如き事實の有りしや否やは容易に之を判断するを得ん

若し夫れ理想に描きて神なるもの、果して彼れ等の言ふが如きものなりとせば神の素直なる威徳能く人間の心をも朴直ならしむる處あらざるを疑ふ、試みに彼れ等の説に依れば神は崇拜信仰しさへすると願望を遂げしめ賜ふと、然れば則ち神を崇拜信仰せざる時は願望の遂げられざる事は勿論にして、此れと同時に人心を絶望せしめ又人心を多望ならしむる事あるべきの理なる乎

尙ほ語を換て言はゞ、則ち神は人々の信否如何に依りて一は得意の樂地に進み一は失意の

境に零落せしむる事を爲すとせば人間の心は夫の俚俗に言ふ「苦しい時の神頼み」と思ひなして、少しく其餘裕ありて儉安し得らるべきの日は何の物好きにか神を崇拜信仰せんや、人心此の如く朴直ならずして横着頑冥となる處以も亦た是れ神の處置偏頗にして素直ならざるに因る、故に神が人間の朴直ならざるを憎むも神自ら既に素直ならざる處置偏頗なる者ある限りは是非もなし神若し心あらば唯だ是れ自業自得とあきらめんのみ之を要するに余は彼れ御嶽教なるものを目して一個の淫祠なり、と斷言するを憚からざる者なからして彼れも亦た余に淫祠と稱せらるるも之を分疏するの辭他に無かる可を信せり、彼れ果して淫祠なる乎余は彼れが如き淫祠を宗教として此世に存せしむべき價値なきを認む、彼れが如き者は世の教育の進歩を妨げ世の衛生の發達を害し國の風俗を亂り國の法律を阻む者なり、其彼れを存在せしむるが爲めに社會は些少の利益を受る事なし、社會は一口も宗教なかる可らずとするも彼れ御嶽教の如きは相當に宗教の名を下すべき宗教が、信者に對して有する底の感化力を有せざるなり、御嶽教の如き者をして宗教と認め世を感化せしめ而して是れ宗教の感化なりと言はゞ、無益の感化を以て有益の感

化を妨ぐる者なり御嶽教の有する感化は感化全く無きに劣れるのみ、故に余は御嶽教の如き淫祠を存在せしむるは一利なくして幾多の害ありと断定するに憚らざるなり御嶽教なる者が社會に現はれて以來其爲す所を見るに、一として社會に利益ある動作を認めずして悉く皆な社會を毒害するの言動なり今其事實を左に表す

横濱足曳町一丁目御嶽教會所と書したる一大表札を掲げ、最と壯嚴に構へたる一祠宗あり先達は磐井安尾と名乗り少教正の肩書を持てる者なるが、同人が多く信者を欺罔する悪手段と云へるは、或は御神託なりと稱して醫師を禁断し或は御神藥と稱して、最と怪しげなる煉藥丸藥等無印紙にて密賢し或は御神水と稱して腐敗せる水と興へ、或は御洗米なりと稱して神前に供したる古來を興ふ等、其愚民を惑し衛生を妨げ人命を害ふ事決して彼の進門教に譲らず、尙又奇妙なるは祈禱料と稱へ之を上中下の三等に區別し上等何程と公然大書して、檐頭に貼付し其狀恰かも瀧車の貨錢表か但しは宿屋に於ける、旅籠料の貼紙の如く見るも笑止の限りなり而して尙茲に最も惡むべき一事あり、彼れ磐井なるものは恐れ多くも我國傳來の三種

神器中伊勢の宗廟にあり、八尺の鏡は贖物にして我家に傳はりたる鏡ころ眞誠の寶器なれと公言して憚からず、之を聞きたる横濱病院長須藤鑛作氏の如きは憤怒の餘り彼の面前にて、汝は國賊なりとまで絶叫痛罵したることありと云へるが右の如く彼の奸惡狼藉至らざるなく空しく捨置き難きより同地の中川宗平と云へる人は、變きに無印紙賣藥の廉并びに其他不都合の數々を列擧して其筋に告發を爲したる由にて、目下其筋にても取調中のよし 明治廿七年四月 政況社通信

御嶽教の少教正たる人にして前に言へるが如く誦詐の言動あり、此誦詐なる言動も亦た彼れが學識思想の低きに依ると謂ふと雖も、誦詐の言動を以て良民を蠱惑し國家を毒害す彼れが良民を利益すべき宗教たるにも拘はらず、更に其利益すべき處なくして良民に毒害を興ふる事の大なる以て知り得らるべきにあらすや、彼れは國家を福昌すべき宗教たるにも拘はらず毫も其福昌すべき處なくして、國家に弊害を遺す事の大なる以て知り得らるべきにあらすや少教正とは如何なる職位を多くの講義、多くの訓導、多くの試補の上に立ちて惟神の道を宣揚申明すべき大任を有する者にあらざる乎、彼れは三條の教

憲に違ひ五事の 聖誓を奉じ人々の道徳を扶持し風俗の漓薄を矯正し行政を翼賛する責務ある者にあらざる乎、然るに彼れは自ら道徳を破り自ら風俗を亂し自ら行政の針路を障得し自ら法律に觸る、事を行ふて而して其法網を潜り居れるの状況は既に前に言ふ處に依りて知り得らるべし、堂々たる一個の宗教御嶽教の少教正にして尙ほ且つ此の如し況んや其下に立つ講義、訓導、試補等の人物に於てをや其操行の低くして學識の人々を教導感化するに足らざること、推て判断し得らるべきのみ

夫れ御嶽教の教師に學識を具へ操行の高き人物なさは、畢竟彼れ御嶽教其者が未だ宗教たるべきの特性を具へ居らざるも亦た宜なり彼れは一個の淫祠にして宗教資格の一要件すらも尙ほ未だ具へ居らざる者なり彼れを行ふ祈禱、彼れの爲す禁厭は如何なる感應を現はるべき若し其感應現はるるせば其感應の現はる、理法は如何なるものなりや、彼れの理想は未だ之を稽究し得るの力あらざる者なり然らば則ち彼れを行ふ祈禱、彼れの爲す禁厭は彼れ自らも未だ其利益ある事を信せざるにあらざるや、其自ら未だ利益ある事を信せずして人の求めに應じて

之を行ふ、是れ豈に淫祠的の動作にあらざらんや

今余は彼れ御嶽教徒が人々の求めに應じて祈禱を行ふも、其自ら未だ利益あるを信じ居らざる事、及此淫祠的の祈禱が人々を蠱害するの甚だしきものある事實を左に證據立ん名古屋市東柳町に日雇稼を業として微かに生活居る杉山富三郎の母ツルは、明治廿六年一月廿六日より俄かに發病して言語さへ自由ならぬに至りしかば、早速醫士を御ひ治療せしめしも病狀日に重くなりて其舉動尋常の病人と違ひ奇怪の事多ければ近隣にては狐付になりしならんと噂さし合るを富三郎は聞き疑心を起し、如何にせんと案じ煩へる折しも御嶽教の祈禱にし其付者を落し貰へと獎むる人さへありしかば、幸ひ近所の伊藤與七若山米太郎の兩人を御嶽教の先達にて南瀬宜町に住む岩田吉藏方に遣はし、祈禱に來り呉れるやう頼みしに、吉藏は早速富三郎方へ來て祈禱を行ひ其後再三祈禱を修して遂に無慘にもツルを歐打死致したるが爲めに、吉藏及其補佐人たりし野下金次郎加藤嘉吉等は捕縛されて名古屋地方裁判所の豫審庭に送されし事ありしが、其吉藏が豫審第二回調書の要を擧れば左の如し

(問) 其方カ杉山富三郎ヨリ祈禱ヲ頼マレタ次第ヲ逐一申立ッベシ(答) (上略) 富三郎ノ親類ノ者カ同家ノ母ガ病氣ヲ氣ガ違ツタ様ナ事ヲ申テ暴レテ困ルカラ祈禱シテ貴ヒ度旨申シマシタカラ(中略) 參リテ經ヲ讀ミ獨結ヲ以テ撫テヤリマシタ(中略) 其翌日又呼ニ參リ暴レ出シテ困ルカラ來テクレト申スヨリ加藤嘉吉加藤鉄次郎野下金次郎ノ四人ニテ參リ祈禱シテヤリマシタ(問) (前略) 祈禱シテヤリシハ(答) (答) 中臣ノ稔、與ノ稔ヲ讀ミテ病氣全快スルヤウニト云フ祝詞ヲ讀ミ其上其祝詞ヲ以テ病人ノ体ヲ撫テ其紙ヲ川ヘ流シテヤリマシタ(問) 其次ノ日ハ如何シタリヤ(答) 前日同様ノ事ヲ致シ尙ホ酷ク荒レ廻ル様デアリマシタカラ金次郎ガ弘法大師ノ持テ居ル獨結ト申ス物ヲ以テ病人ノ体ヲ撫テヤリマシタ(下略) (問) 其方等ノ信仰スル御嶽ト申スハ何カ病氣ヲモ癒スカ(答) 必ス癒ルト云フ確ト受合ハ出來マセヌ(下略) (問) 其方ノ祈禱ノ節神様カ乘リ移リタリト申シ他ノ者等ガ經ヲ讀ミ其方ハ其中ニ生氣ヲ失フ様ニ成リ其時講中ノ一人カ當家ノ七十餘ノ老人ハ何デアルト申シ伺ヒタレバ其方ハ神様が乘リ移リタル体ニテ天荒稻荷カ付テ居ルト申セシ由ナルガ左様ナ

リヤ(答) 左様ナ事ハ覺アリマセン(下略) (問) 其方ハ祈禱ヲスルハ硫黃ヲ以テ病人ヲ薰ベタリヤ(答) 夫レハ富三郎力與七カ辛椒ニテ狐ヲ追出サウト申シタルヨリ自分ハ(中略) 硫黃ヲ買テ來テ薰ヘルガ宜シト申シマシタラ買テ來リシ故鉄次郎ガ薰ヘマシタ

豫審第三回調書(前略) (問) 其方歸ル時分ニ病人ノ寢テ居ル坐敷へ行キ見タルカ(答) へイ病人ノ處ヘ參リ魔カ戻ツテハ成ラヌト申シ又物ヲ枕元ニ置キ立戻リマシタ(問) 其時病人ハ如何シテ居リシヤ(答) 自分ガ腰物ヲ枕元ニ置テ來タ時病人ハ眼ヲ開キ生テ居リマシタ(問) 若山米太郎ハ其方ガ腰物ヲ持テ座敷へ行キ出テ來テ申スニモラ大概これヲ戻ツテハ來マイト云ヒシ由ナルガ如何(答) ソレハ(中略) 米太郎ガ左様申タ故自分ガ腰物ヲ持テ行キ枕元ニ置キマシタ(下略) (問) 併シ米太郎ノ申スニハ其方ガ刀ヲ持テ病人ノ傍ニ行キモラ此レデ戻ツテ來ル様ナ事ハ無イト申シ立去リタル故其跡ヲ富三郎ガ病人ノ所へ行キ見タレバ病人ハ死テ居リシト申シ且ツ病人ハ肋骨ガ散々ニ折レ居ル所ヨリ見レバ其方ニ於テ踏カ蹴ルカ致シタモノナラント思ハ

ル、カ如何(答) (前略) 左様ナ事ヲ米太郎ガ申ス以上ハ實際ノ事ヲ申スヨリ外アリマ  
 セヌ實ハ一人テモ罪ニ陷ラスハ不本意デアリマスカラ是迄包ミ居リマシタガ祈禱中  
 米太郎ガ病人ノ頸ニ布團ヲ押當テ兩手ヲ以テ押付ケ又病人ノ上ニ乘リ膝皿ヲ咽喉ノ  
 邊ヘ押當テ力ヲ極メテ押付マシタ(問) 其押付タル爲メ病人ハ如何致シタ(答) 病  
 人ハ眼色ヲ變ヘマシタカ其時死ヌカ否カハ存シマセヌ(問) 夫レハ何時ノ事ナリシ  
 カ(答) 祈禱ニカ、ル時ト祈禱ヲ仕舞フ時分ニ致シマシタ(問) 頸ヲシメシハ何時  
 ノ事カ(答) 祈禱中デアリマシタ(問) 膝ヲ押付タルハ何時カ(答) 祈禱ガ仕舞テ  
 カラデアリマス其時同人ハよし〜シメマツヨト申シ居リマシタ(下略)  
 尙ほ外に吉藏の豫審調書第四五六回分及金次郎、嘉吉、米太郎等の口供もありと雖  
 も、此れは主犯吉藏の従犯たるが故に其主犯吉藏の口供中より緊要なる部分を摘録  
 せば他は之を省略するの煩はしからざるに勝ると信ず、故に他は全く省略して吉藏  
 外數名に對する當時の豫審終結決定書を左に抄録せん

豫審終結決定書

名古屋市南蒲宜町六十三番戸平民

岩田吉藏

三十八年

(外七名省略)

右被告八名ニ對スル毆打致死被告事件檢事起訴ニ依リ遂豫審處

富三郎實母杉山つるハ明治廿六年一月廿六日俄然發病シ言語稍自由ナラサリシヲ以  
 テ(中略)富三郎ハ(中略)近隣ノ風評吉藏ノ詐言ニ誘惑セラレ母つるノ病症ハ全ク狐  
 狸ノ所爲ナルヲ信シ、更ニ米太郎等ヲシテ吉藏ニ狐狸狼散ノ祈禱ヲ依頼セシメタル  
 ニ被告吉藏ハ豫テ自宅ニ御嶽大神ノ神坐ヲ設ケ、自ラ其先達ト稱シ祭神ノ靈驗ナル  
 ナ誇稱スルヲ以テ、直チニ其依頼ニ應ジ同年二月十九日講中ナル被告嘉吉金次郎ト  
 共ニ富三郎方ニ至リ先神坐ヲ設ケ祝詞ヲ讀ミ或ハ讀經ヲ爲シタル末全ク狐ノ所爲ナ  
 ルニ付其狐ニ負サル様手強ク取扱フベシト申シ其日ハ立去リ然ルニつるノ病勢ハ  
 益々甚クシキチ加ルニヨリ同夜更ニ祈禱ヲ依頼セシニ、元來疾病ノ事ナル醫療ノ外

神明佛陀ノ功力固ヨリ治ス。其毒達ナキ。勿論抑又人類ニシテ。狐狸ノ爲メ。其身心ヲ狂  
惑セラルベキ道理ナキ。事理ニ於テ明白ナルノミナラズ。被告吉藏自身モ亦此ノ如キ  
道理ナキヲ知ル。然レモ平生活路ノ手段トシテ。祭神ノ靈驗ナルヲ誇稱スル者ナリ。其  
ノ疾病ニ於テ靈驗ナカリシト云レ。將來ノ信用ニ關係スルヲ慮カリ。寧ろ其意ヲ告  
殺害セント決意シ。同月廿日午前八時頃。中ナル被告吉藏。先白布ヲ以テ自己ノ兩  
タルニ何レモ此レニ同意シ。共ニ富三郎方ニ至リ。被告吉藏ハ先白布ヲ以テ自己ノ兩  
眼ヲ縛シ。神前ニ對シ。默唱スルコト稍久ラシテ。殆ント正氣ヲ失シタル体ヲ示ス。此時被  
告吉藏。金次郎等ハ富三郎ニ對シ。今神靈ノ乗移ラレタル所ナレバ。此際宜シク神慮ヲ伺  
フベシト。詐稱シ。吉藏ハ富三郎ノ問ニ應シテ。此病人ニハ天荒稻荷ト云ヘル天地ノ中間  
ニ立ル。狐ノ所爲ニシテ。本人ノ生命ハ既ニ死去シ。只狐ノ所爲ニ依テ。僅ニ活動スルノミ  
若シ其儘捨置クキハ。其狐ハ家内中ノ者ヲ喰殺シ。終ニ親類中ニ及ボシ。其身ハ成佛スル  
ト能ハス。然レモ此狐ヲ取放セバ。其放ルト同時ニ。病人ノ活動ハ直チニ止息スベシ  
ト申欺キ(中略)祈禱ニ托シ。硫黃ヲ煮シ。つるノ鼻口ニ押當テ。或ハつるヲ坐セシメテ背

部胸中ヨリ撫テ。或ハ押シ。此間叫聲ノ戸外ニ徹スルナカラシメ。ノ爲メ。故サラニ高聲ニ  
讀經ヲ爲シ。終ニつるヲ其場ニ臥セシメ。力ヲ極メテ。其胸部背部ヲ押付ク。其胸部肋骨ヲ  
挫折シ。其肺臟ヲ壓迫シ。窒息死ニ至ラシメタルモノトス。  
以上ノ事實ハ各被告人ノ供狀、證人ノ陳述、醫師ノ鑑定ニ依リ。證據充分ナリ。  
右吉藏。吉藏。金次郎。鉄太郎ノ所爲ハ刑法第二百九十二條ニ該當スルヲ以テ。刑事訴訟法  
第百六十八條ニ照シ。當裁判所ノ重罪公判ニ附ス(下略)

明治廿六年七月三十一日

名古屋地方裁判所  
豫審部

百島一八

書記 寺澤 薫

斯く御嶽教先達岩田吉藏の杉山ツルを毆打致死せし被告事件も豫審終結決定して名  
古屋地方裁判所重罪公判廷に附せられしが現今衆議院議員たる辨護士國島博氏の精  
細周到なる辨護に依て無罪放免に遣ふの慶を得るに至りきと  
讀者上讀者余が彼れ御嶽教徒が人々の求めに應じて祈禱を行ふも、其自ら未だ利益ある

を信じ居らざる事、及此淫祠の祈禱が入々を盛毒するの甚だしきものあるの事實を示すこと、既に前如くならば、其れを認る者にあらざる事を知り得らるべし。且夫れ讀者は余が前に摘録せる吉藏の豫審調書と同決定書とを、参看するならば、彼れ御嶽教なるものは妖絶怪絶なる事を行ふの外、一の根據とすべき教理なき事を知り得らるべきにあらざるや、既に然らば彼れが動作の荒誕なる事怪じに足らずと謂ふと雖も、彼れ苟くも宗教に藉口して妖絶怪絶なる事を行へ、以て當代の智識を無くし、以て天下の愚民を欺く、其罪や最も大にして決して許すを得べからざる者なり。若し余をして三百代言の心わらしめば、健訟の心わらしめば、余は彼れの惡事奸行、彼れの宗教たる御嶽教に藉口せし金箔附の犯罪を告發するに難からず、唯た余は操觚者を以て、宗教批評家を以て、文壇に立つが故に及ぶべき限りは、批評を以て彼に當り言論を以て彼れに對するの正當なるを信するが爲め、批評の區域を脱し、言論の範圍を超えるを好まず、萬止むを得ざる最後の手段として、暫く其餘地を存し置んか爲め、從來見聞せし所の累累たる彼れ等が惡事奸行は、尙ほ録する事を止めんのみ。

御嶽教なる者が社會に存在して其動作の余が見聞に觸れしものは、感化の利益にあらざりして詐偽の罪行なり、教誨なる詐術を行ふて巧みに法律を潜りし言動なり、故に余が從來見聞せし所の彼れが惡事奸行を一々録せんとせば、滾々として盡る無らんとす。唯だ彼れが惡事奸行の一二事實を擧て他を暫く省略する所以のものは、寔に余が大慈悲心に出るものなれば、彼れ等は余の情深きを難有く思ふて可なり。余が御嶽教を淫祠なりと認め、且つ社會に利益を與ふる事少くして、反つて害毒を與ふる事多しと認め、將た宗教たる神道に藉口して金箔附の犯罪あるを認むるにも拘はらず、余は飽くまでも批評の區域に於て言論の範圍に於て彼れに對し、彼れに當らんとするものは、彼れ自ら宗教家たる徳義の制裁恐るべき事を反省せしめんが爲めなり、彼れ宗教家たらば、其教理の以て批評に當るは古今皆然りと感じて、自ら信する所堅くんば、非難敢て恐るるに足らず、批評を受けるは偶々以て自教の眞理を顯はすの好機會として、堪忍辛苦批評の衝に當るの覺悟わらしめんが爲めなり。然れども御嶽教なるもの執拗にも余が注文を容れず、驕傲にも依然として妖絶怪絶なる事



會 教 嶽 御

○行○ふ○で○當○代○の○智○識○を○無○み○し○天○下○の○愚○民○を○欺○か○ん○ど○す○る○乎○若○し○夫○れ○御○嶽○教○徒○の○如○な○ら○ば  
 ○余○豈○に○彼○れ○を○許○す○を○得○ん○や○尊○嚴○無○上○な○る○神○道○の○汚○辱○を○洗○雪○し○神○聖○無○比○な○る○帝○國○の○敗○醜  
 ○を○清○淨○な○ら○し○め○ん○が○爲○め○に○最○後○の○手○段○を○施○す○に○至○る○は○勢○ひ○止○む○を○得○さ○る○處○な○り  
 ○記○憶○せ○よ○御○嶽○教○徒○、○記○憶○せ○よ○余○が○汝○の○奸○兇○罪○惡○を○認○め○つ○、○あ○る○に○も○拘○は○ら○す○、○之○を○告○發  
 ○し○て○法○律○の○罪○人○た○ら○し○む○る○事○を○爲○さ○す○穩○當○に○汝○を○懲○戒○す○る○の○手○段○を○取○る○も○の○は○寔○に○余○が  
 ○大○慈○悲○心○に○出○る○こ○と○を○、○故○に○汝○に○し○て○宗○教○家○ら○し○さ○徳○義○の○心○あ○ら○ば○其○必○す○自○ら○反○省○し○て  
 ○改○悔○す○る○に○至○る○べ○き○を○信○じ○試○み○に○思○へ○古○よ○り○何○れ○の○宗○教○に○ま○れ○批○評○を○受○さ○る○は○な○し○、○甚  
 ○だ○し○さ○は○政○治○的○よ○り○由○來○さ○る○迫○害○に○遭○逢○せ○る○事○す○ら○尙○は○多○し○、○左○り○乍○ら○宗○教○家○な○る○者○は  
 ○之○を○辨○解○す○る○事○は○得○べ○き○も○批○評○さ○る○、○を○拒○む○を○得○ず○、○其○然○る○處○以○は○何○れ○の○宗○教○と○雖○も○苟  
 ○く○も○宗○教○と○し○て○世○に○存○立○せ○る○限○り○は○必○す○當○代○の○智○識○を○充○し○普○通○の○官○學○に○契○ふ○の○教○理○な○く  
 ○ん○ば○あ○ら○す○、○學○は○智○に○由○て○立○ち○教○は○信○に○由○て○立○つ○而○し○て○教○理○の○以○て○世○の○批○評○に○當○る○に○足  
 ○ら○ば○、○千○人○伍○を○整○ひ○万○人○隊○を○成○し○て○攻○撃○し○來○る○も○亦○た○之○を○恐○る○、○に○足○ら○ん○や○、○自○己○の○所  
 ○信○の○爲○め○に○は○仮○令○千○万○人○の○攻○撃○と○雖○も○尙○は○能○く○之○を○獨○肩○に○擔○ふ○て○社○會○の○大○公○堂○に○立○ち

會 教 嶽 御 (三)

○堂○の○道○に○由○て○以○て○其○攻○撃○を○排○し○其○批○評○を○辨○し○以○て○自○教○の○教○理○を○顯○は○し○以○て○其○自○信○の○強○硬  
 ○を○證○し○自○教○の○感○化○を○弘○通○す○る○の○機○會○を○作○り○出○す○は○是○れ○宗○教○家○の○宜○し○く○勤○む○べ○き○處○な○ら○す  
 ○や○夫○れ○然○り○余○は○彼○れ○御○嶽○教○徒○の○俗○物○共○に○向○へ○前○に○言○ふ○が○如○き○高○邁○殊○勝○な○る○宗○教○家○當○然○の  
 ○動○作○あ○ら○ん○事○を○冀○望○す○る○も○到○底○其○詮○な○き○を○知○る○、○然○れ○ど○も○彼○れ○も○宗○教○家○の○一○た○り○而○て○御  
 ○嶽○教○も○一○個○の○宗○教○と○し○て○存○立○す○る○處○の○者○な○る○限○り○は○、○教○理○の○以○て○攻○撃○に○堪○へ○得○る○丈○の○者  
 ○に○完○成○し○、○孰○よ○り○批○評○を○受○る○も○其○之○を○辨○解○し○得○る○者○と○な○ら○ん○事○を○冀○望○せ○さ○る○を○得○ず  
 ○彼○れ○御○嶽○教○徒○が○多○少○氣○品○を○高○邁○に○し○て○社  
 ○會○の○崇○敬○を○受○ん○ど○欲○せ○ば○夫○の○火○渡○り○劍○渡  
 ○り○の○如○き○妖○怪○な○る○事○を○速○か○に○懲○す○可○し、  
 ○火○渡○り○劍○渡○り○の○妖○怪○な○る○事○を○行○ふ○は○惟○神  
 ○の○大○道○を○申○明○す○る○所○以○の○修○法○に○あ○ら○ず  
 ○て○寧○ろ○之○を○衰○頹○せ○し○む○る○に○至○る○の○邪○法○な  
 ○り○看○ふ○、○御○嶽○教○徒○が○愚○民○を○瞞○着○し○て○奇

御嶽教のつるさるのり



利を攫取するの詐術は此火渡り劍渡り等に於て而して彼れ等が御嶽教の醜状を露出し且其淫祠的なるを自證するも亦た實に火渡り劍渡りの修法に在ること、然らば則ち此妖怪なる修法を廢し真正なる神事を行ひ社會より自救が崇敬を受けるに至らん事を務むるは其最も忽かせにす可らざる所なり

夫れ然り御嶽教徒が現今の賤むべく厭ふべき氣品を多少高邁にして、社會の崇敬を受けるに至らんとせば火渡り劍渡り等廢せざる可らざるは勿論なりと雖も、亦た火渡り劍渡り等の些末なる修法よりも寧ろ其根本の教理に於て能く人々の心性を扶持し道徳を培植するの力あるものたらしむるを要す、余試みに御嶽教の教理如何を查察せしも未だ其教理と認むべきものあるを知らず彼れ等は

神徳皇恩ニ報スベキ

人倫ノ道ヲ全フスベキ

本業正紀ヲ怠ラサル

政治ヲ否議セサル

良心ニ取ル事ヲ爲サル

の五條を御嶽教の教理なりと云へども此の如き趣味膚淺のものは、普通一個の倫道に過ぎずして未だ宗教的の教理と謂ふを得べからず彼れ或は云ふ

御嶽山かみのゐかきにしでかけて、萬代かけてたのむゆくする

しなのなる御嶽の神のみるづにて、みな人ことにまがことぞなき

御嶽山ちとせの松をすみかにて、萬代をへむらいの鳥かも

ちはやふる神のしづめし御嶽山、みねのわらしにまがふきはらふ

等の御嶽大神の御歌即ち是れ教理なりと余此に於て此歌が果して宗教的の趣味あるや否やを查察するに、未だ彼れ等の言ふが如く此歌を以て御嶽教の教理なりと認むること能はず嗟呼御嶽教は教理なき乎曰く然り彼れは未だ全く教理あらざるなり余憶ふに御嶽教に教理なきも亦た固より理の當さに然るべきものなるを知る、現に余は彼れ等が常に神前に誦誦する祝詞を聴くに

御嶽教祝詞

開闢祝詞

清淨祓

百体清淨太祓

陽祝詞

天津諄詞

大祓之詞

三種之太祓

神道不動祝詞

産生神祝詞

三靈神祝詞

祖先祝詞

等なるが御嶽教祝詞の始めに 崇神 光仁兩帝の詔語を掲記したるは何の緣由ぞ、是れ

思ふに要さ 詔語を仮りて其威靈と御嶽の神靈とを並べ揚んと欲するもの乎、開闢祝詞中に

(略)道トハ常ノ道ニ非ズ乾坤ニ越テ乾坤ニ行ルチ誠ノ道ト言フ神性不動ニシテ動キ無形ニシテ形ヲ顯ハス是レ則チ不測ノ神牀天地ニアリテハ神ト言ヒ万物ニアリテハ靈ト言ヒ人倫ニアリテハ心ト言フ(略)此眞源ヨリ一天四海大千世界トナリ一心ヨリ三千大千ノ形牀ヲ分ツ故ニ森羅万象蠢動含靈スベテ一心ヨリ始メテ産靈神ノ妙用ニ依テ生成無碍ナリ(略)一水ノ徳ヲ以テ万品ノ流レテ育スルガ如シ孔聖釋迦ノ教ヘト雖、此一心ヲ教ルニ外ナラス(下)

の語あるが此心性の分限を述る所は幾んど我佛法の華嚴經起信論等に言ふ處と酷肖せるの豈に奇怪にあらざらんや殊に死んや惟神の道と孔聖釋迦の教へとを一束せんとするが如き處あるに於てをや、余は昔より傳教弘法の首唱せし神佛兩部を立る神道一派あるを知る、天人一牀説にるを知る、卜部吉田の唱道せし天人唯一を談する神道一派あるを知る、天人一牀説に宋儒の理學を加合せし垂加流の神道あるを知る、然るに御嶽教の開闢祝詞の如く孔聖釋

迦の教へと惟神の道とを一束せんとするもの余未だ神道中に之あるを見聞せざる處なり夫れ然り此神儒佛三部神道なるもの唯獨り御嶽教の新發明に係り一手專賣、外へは決して漫りに安く卸し賣りせざる處のもの歟

清淨祓の語中にも「天津神八百萬七曜九星二十八宿ヲ清メ奉ツル」と云へるが其七曜九星二十八宿の語は御嶽教が正しく宋儒の理學を神道に混じ牽強附會したる事を証するに足るなり、又彼れが百牀清淨太祓と稱するものは即ち六根清淨祓の事にして此祓は昔時奸賊なる神道家が佛教を剽竊して作修したるものなる事は、古來識者の看破せる處なり現に「諸ノ法ハ影ト形トノ如シ」の句より以下「皆因ヨリ業ト生ル」と云ふまでの二十字は金剛禮讚文の偈なれば彼れにして之を知らば此六根清淨祓を神前に讀上るの當らざる事を知るならん、蓋し彼れも茲に反省する處あるに至りしものは六根清淨祓の首頭「天照し在于皇太神の宣く」とありしを「掛卷も畏き皇太神の宣く」と改め又「六根清淨なるが故に」とあるを「百牀清淨なり百牀清淨なるが故に」と訂し又結文「成就せすと云ふことなし」とありし下に「慎み敬へ白す」と加増して其祓名を百牀清淨祓と改稱した

り彼れの横着なる亦た以て知るべきのみ  
陽祝詞、天津諄辭に至りても彼れが小刀細工の痕に就き扶摘すべき事多しと雖も姑く此  
に省筆すべし唯だ諸祝詞中に傳承の最も正確なる中臣祝の語詞を數ヶ所改修したるは抑  
も亦た解す可らず、其祝中に

(上) 罪ト云フ罪ハアラシト科戸ノ風ノ天ノ八重雲ヲ吹放ツコト如ク朝ノ御霧、夕ノ  
御霧ヲ朝風夕風ノ吹拂フコト如ク(略)斯ク持出ナハ荒擧ノ擧ノ八百路ノ八路路ノ擧  
ノ八百會ニマス(略)

とある語は天然美妙の詞、鼓打ちて舞すといふべきもの非乎殊に意味の深重にして神代  
の古事を寓し未發已發默識神會の貴重なる此祝に次ぐもの亦た他に之わらざる底のもの  
なるを、彼れ御嶽教は漫りに其祝中の詞を刪正す何を其驕傲不遜なるや、彼れは神道と  
して世に動作する以上は其最も尊崇せざる可らざる處の中臣祝すら尙ほ漫りに小刀細工  
を爲せしこと此の如し然るを況んや此中臣祝に包括さる、種々の祝詞祝に於てをや彼れ  
が其漫りに改刪訂正するも亦た深く怪むべき程の事にわらざるべき歟

左り乍ら彼れは神道御嶽教と稱し其祭る處の本尊は國常立尊、大己貴大神、少彦名大神  
等ならずや此三神に對し奉りて左の佛說不動經を讀む所以は如何、是れ余が彼れに向ふ  
て詰問せんと欲する所なり

爾時大會有一明王是大明王有大威力大悲德故現青黑形大  
定德故坐金剛石大智慧故現大火焰執大智劍害貪瞋癡持三  
昧索縛難伏者無相法身虛空同體無其住處但住衆生心想之  
中衆生意想各不同陷衆生意而作利益所求圓滿爾時大會聞  
說是經皆大歡喜信受奉行

此佛說不動經は之を佛前に誦し其前後に佛式の作法を施せばこそ不動の利益を現すなれ  
之を神前に讀み神事を其前後に行ふて利益を現はす事余未だ保する能はざるを如何せん  
否な此の如き神佛の限界を混亂し惟神の大道を破壊せんとするが如き事は余之を神道の  
爲めに惜むと同時に彼れ御嶽教の奸黠なる行爲を憎まざるを得ざるなり  
斯く論せば彼れ或は曰ん「我御嶽教徒中に佛說不動經を誦する者もあらん、然れども是

れ鄙陋なる先達輩の用ゆる所に係り苟くも我教職の一部に在る者にして佛説不動經を用ふるが如き者ある事なし、我御嶽教には佛説不動經を用ふるも既に神道不動祝詞のわるあり」と是れ唯だ彼れの遺辭のみ、其所謂神道不動祝詞なるものを仔細に點檢せば一明王の三字を一眞神の三字に改め大威力の上に鎔造化育福善禍淫之の九字を加ひ、其下は鎔造化育の徳と福善禍淫の威とを和魂の仁と荒魂の義とを配する九十字を挿入して原字四十四字を刪削し、衆生とあるを吾人と改め其下の衆生意想と云へる四字を吾心魂一而不二從其所發の十一字に變更し各不同隨の下七字を削りて所發而現妙用與眞福の九字を入れ以て其祝詞の結繳を成せり然らば則ち其名は題して神道不動祝詞と稱するも亦た其實は佛説不動經を剽竊したるものなり彼れは正しく神道に藉を有する者にわらずや神道の何の處に不動の典據ある乎、余は未だ神道に不動の文字を發出し來るべき處あるを知らざるなり彼れ等は世の愚民を瞞着するの手段を案じ佛教中不動の靈驗に富み且俗耳に入易きを見て不動經を剽竊したるものなるや必せり否らされば彼れ何ぞ覺明、普寛、一心の三行者以來既に百數十年間讀誦し來れる佛説不動經を用ふる事を止めて尙ほ且つ

佛説不動經に紛似せる神道不動祝詞を誦用する乎、論じて此に至れば彼れ自ら既に佛説不動經を神前に讀用するの不可なるを知るも、尙ほ佛説不動經に紛似せるものを仮設せずんば世の愚民を瞞了し得すとすものにあらざるなきを得んや、彼れが世の俗物に向ふて自教の店飾りを廣やかに見せかけ一人にても多く迷信者を引入れんと欲するの意なるのみ、又彼れは左の三條錫杖經を用也

手執錫杖當願衆生設大施會爾如實道供養三寶設大施會爾  
如實道供養三寶以清淨心供養三寶發清淨心供養三寶願清  
淨心供養三寶當願衆生作天人師虛空滿願度苦衆生法界園  
繞供養三寶值遇諸佛速證菩提常願衆生眞諦修習大慈大悲  
一切俗諦修習大慈大悲一切衆生一乘修習大慈大悲一切衆  
生恭敬供養佛寶法寶僧寶一體三寶

此三條錫杖經なるもの細かに指點し來れば一字一句悉く皆な佛法の理趣を包括し居るを見るも、其未だ神道の教旨を含蓄し居る所を見ざるにわらずや、然るに彼れは之を神前

に讀む所以のもの即ち神佛混淆せる荒唐不稽の式を設け以て世人を迷信せしむるの便を  
圖るの意に外ならんや、彼れは既に神道にして前より續言し來るが如く佛教の經典を剽  
竊襲陷しつゝ、あり、又其神事を行ふ式に至りても佛式を摸倣しつゝ、あり、其彼れが仮設  
捏造荒唐不稽の動作是れ豈に淫祠として排斥すべきものにあらざらんや  
彼れ御嶽教なる者が表面に誦用すべき祝詞祓の確然古典を稽查討駁せしものある事なし  
其常に執行しつゝ、ある神式に至りても亦た然り、然らば即ち其根本の教理に於て能く人  
人の心性を扶持し道徳を培植するの力あるものなきも亦た固より深く怪むに足らず、而  
して其教理なく祝詞祓の古典に據りしものなく神式の穆肅なるものなきは、即ち御嶽教  
徒の世を欺き人を瞞する淫祠的言動あるに至る所以なり、尙ほ語を替て之を言ば余が彼  
れの淫祠たる事實に由て根據あるを示すを待す彼れ自ら余に事實を自白し奸惡を告知し  
つゝ、ある者にあらざるや  
彼れにして眞實に徳義を重んじ廉耻を知らば余が此非難の言は彼れに取りて詔褒賞さる  
るに幾千万倍せん故に彼れ宜しく余が難詰に服し自ら改むる所あらば彼れは實に人を導

くの本義に於て欠る所なく且其鄙陋なる氣品も亦た高邁に赴きて全然社會の崇敬を蒙る  
に至るを得べき乎、余豈に彼れを憎みて此言を爲す者ならんや實に彼れを敬愛するに至  
り此言を爲すのみ、彼れ深く余が厚意を感佩して可なり

淫祠御嶽教會畢

淫祠金光教會

蓮窓 伊東洋二郎著



神誠即ち「真の道の心得」に専ら依憑して神を崇敬し祝詞を唱へ喚祓、大祓等を誦し一に神を崇敬し其神の威徳を以て吾人の不能を充すを金光教會の旨趣とす然れども其此に至らしむるの初めは専ら神に對して懺悔せしむるにあり金光教會と公稱するに至りしは明治十八年四月六日附を以て神道事務本局の認許を得たるに因るものとす、而して此教會公稱の申請を爲すの初めに方りて最も力を盡したるは教祖の男金光眞一郎、佐藤健雄、近藤藤守（皆な現今少教正）の三名なり管に此三名は

教會創業の功多きのみならず其創業の日既に過ぎ萬緒に就き今や保守の基本を定むるの運に至るまで與かりて力ある處の人なり、故に此三名を金光教會の三尊掌と云教長は中教正理地某が之に當る此教會の初め公稱允許さる、や先備中國淺口郡吉備村宇大谷に其本部を設置し岡山、廣嶋、香川、愛媛、佐賀縣等に分教會を開設し布教を試み居りしが漸次信者を増殖し布教費等の支辨を填補すべき餘裕を得るに至りしかば、則ち布教の規模を擴張して今や三府四十縣下に金光教會の開設あらざる處なきに至れり、最近の調査に依れば各府縣下に在る同教會の總數二百七十六個所にして信者の總數七十餘萬人を有すと云ふ

教式は「乾坤初メテ分レ參神造化ノ首メテ作ス」と云へる造化の三神と其三神の眞の道を開き玉へし金光大神とを畏み齊く祭り奉るにあり之を祭るには即ち神誠に依り誠心誠意を以てする事は敢て論を俟ず、拍手は古制八開手なるを吉田家に至り大小、小大等の謂れなき説を爲せり金光教會は前の兩者に拘はらず普通三拍手を例とす、祝詞を讀む時は尻を少し立て小音にて讀む年號月日を讀む時は尻を外へ向け神

前へ背きて讀む是れ其讀み畢るを知らしむ、散齋三日、致齋一日とは月の十五日前後に依りて齋の儀なり)の濟むべき時を云ふ即ち其祭日十五日以後は致散齋齊皆な此内に濟むものと爲し、若し或は齋日十五日以前ならば前日即ち其月の一日より致齋に入りて凡る其日數は四十餘日に渉るものと爲せり、然れども節略宜しさに從ふものとすなり

教祖は備中國淺口郡吉備宇大谷の農民藤井文次郎と云へる人にて其性質固陋狹見、神道の理趣如何なる處にありやを知らされども之を信するの厚きは熟醉せるもの、如き狀ありき、嘉永五年十一月中一夜其關はなるに方り神文次郎の枕頭に出現し頻りに他を搖動かざる、者の如し、文次郎は但看る其已を搖起されしは神なるに依り乃ちち衣容を改めつ、平伏したり、神は徐ひるに文次郎の敬信厚きを嘆賞されし後ち金光大神の稱を與へ玉ひて其儘神は退ぞかる、文次郎大いに喜び藤井の姓を金光と改姓せんと欲つするの義を藩廳に出願し許可を受く、然かるに國中玉嶋の山伏某は文次郎が神より金光大神の稱號を賜まはりしことを羨嫉して文次郎の宅に到り



號を賜はりし神に返上するか、若くは已に與ふるか二者其一を疏決せん事を恐迫す  
 文次郎即ち答ふるに「我れの既に神たるは神の既に認め居らる、處なるのみならず  
 我れ自ら神たるを信す金光大神の稱號の有ると否とは我れの神たるを証するの如何  
 に關するなし、乃ち汝の需めに應じて金光大神の稱號は汝に與ふべし」と其淡泊無  
 慾なる言葉は反つて山伏の剛愎なる心を抉制し大いに他の敬意を起さしむ、此に於  
 てか其山伏は正坐し文次郎を生神と稱し拍手拜禮して去る爾來文次郎生神の稱呼甚  
 だ高く文次郎も亦た自ら神と稱し貧民を恤れみ窮者を救へ、或は山野の榛莽を鏟  
 し或は瘠地を沃田に改良する等、公利公益を計りて膏澤を被ひらしめたる處頗る  
 多し、明治五年近藤藤守大阪に在りて神道大家白張翁の門より出で一頭角を顯はす  
 文次郎は其事を聞き近藤に自己の志業協贊せん事を需む乃ち近藤も文次郎の需めに  
 應じ他の爲めに助くる處多かりき、明治九年より文次郎が金光教會を公稱せん事を  
 欲して爾來四五年間周旋奔走したるは文次郎の男貫行の力も少なからずと雖も亦た  
 近藤の功其多きに居る、十六年夏偶々文次郎老衰病を發し九月十一日没去し貫行系

統を承ぐ廿六年春貫行も亦た遠逝す、此に於て其男拙固紹系す其年漸く今十五、既  
 に神より四神（祖父文次郎ハ二神、父貫行ハ三神ニ當ルガ故ナリ）と贈らると云ふ  
 神の教へ玉ふて人々が日々夜々に行ひ勤むべき道を眞の道と云ふ今や神道と稱して  
 種々に教派を分つ其數多しと雖も眞の道を説き教へるものは金光教會より外に之な  
 きなり、啻に眞の道を説き教へるのみに止まらず其眞の道を説き教へると同時に人  
 人を救へ助けて人々に幸福を與ふるものも亦た金光教會より外に之なきなり、金光大  
 神は他の神達と違ひ靈驗最も著しければ能く之を信する人は決して災危兇禍に罹  
 るの憂ひなし、若し未だ金光大神を信せずして疾病に悩み災禍を受け居る人などが  
 一たび金光大神を信じて看よ忽ち病は癒は禍をも消去らん、職業は追々に繁昌して  
 金錢も漸次に富殖し家門益々榮ゑて快樂愈々多かるべし斯る靈驗の著しき神ある事  
 を知らずして他の靈驗もなき神を信じ或は既に金光大神を信じつゝ、あるも、未だ之  
 を信する事深からざる者は皆な神の冥罰を受け災危兇禍を被むる事免かれざるべし  
 と是れ其布教方法の一斑なり

既に金光教會の實狀を擧る時は先此の如し然り而して此教會をも余が目して淫祠と稱せざるも得ざるものあるは、既に前に擧るが如く妄誕にして毫も根柢なきに由るなり、彼れ神道の一部分なりせば宜しく我國惟神の道に由らざるべからず、其惟神の道とは何ぞや曰く他なし、日本書紀孝德天皇の三年四月に臣連及天下御民の素姓を御正しなざる、時の詔に

惟神我子治すべし故さし玉ひさはを以て天地の初めより君の臨す國なり

と宣はされ且其註には左の如く之あり曰く

惟神とは神の道に隨ふて亦た神の道あるを謂ふなり

此註は 天皇親から御下し遊ばされしか或は撰者舍人親王の成し玉へしものか、若し天皇の御親註なりとせば此上なく難有き仰せにて又親王の成されしものとするも實に我國古道の精神を明瞭したるものと謂ふべし、神道と云ふことは此大詔と註語との外に之のわらざるなり其神道と云ふことの意味此の如く前の大詔と註語との外に之なき所以は、實に神道と云ふもの、出じ所、前の大詔と註語とに出たればなり

夫れ然り茲に余は謹みて惟ふに前の大詔と註語との御意は

天皇ノ御祖神ノ御依ノ通りニ御オキテ遊ハス御法令ヲ畏マリ奉リ儲君々々モ神ノ産靈ノ御靈ニ依テ生レ出タルモノ故、各々ソレノ自カラ神ノ道ガアリテ、ソレハ神ト君ト親トナ敬ヒ妻子ヲ惠ムナドヲ始メ儒者ノ所謂五倫五常ノ道ハ生レ乍ラニ具ツテアル故ソレナリニ曲ズゆがめズ隨ヒ行ク神道ニ隨フト云フ (中) 若シ此道ヲ彼レ是レ云ハットナラハ此國ニハ居ラヌガ宜シイ眞ノ神道トハ此事ナリ

と既に平田篤胤翁の解釋したることの至言なるに感せり、故に余は彼れ金光教祖と稱する文次郎なる者が眞實なる敬神家なりせば宜して古道の精神を存續發揮する事を務むべき等ならずや、古道の精神を存續發揮する事を務むるには亦た何ぞ自ら潛越にも神なるの違わらん否な自分の金光教會を開設する事に苦心するよりも、寧ろ古道の存續發揮せん事を務むべきにわらずや

斯く言は、彼れ金光教徒は必ず云ん我教祖の神となり玉ひしは神が教祖を神と爲したるなり、其神が教祖を神と爲せしは即ち神が教祖をして古道を存續發揮せしめん爲し玉ふ

にありと果して然る乎、然らば則ち彼れは何ぞ惟神の道に據て之を顯揚する事を務めざる乎、惟神の道に祓や祈禱などの事を行ふは決して惟神の道にあらざるなり、夫の祓や祈禱などを行ふを以て神道と思ふは神聖なる惟神の道を紊亂する者と謂ふべし、彼れ金光教徒の如きは即ち其一なり若し否らすと云ば惟神の道になき祓や祈禱などの淫祠に似たる事を行ひつゝある乎、自分の淫祠を流行し奇利を攫取せんか爲めに祓や祈禱などをするは古道を存續する所以にあらすして反つて之を破壊する者と謂ふべし、否な彼れ金光教徒は正しく惟神の道を紊亂しつゝある者なり、乞ふ先左の記事を讀め

芝區愛宕下町邊にあるヒカヒカ教とか金光とか云ふ教會本部に居る中講義園生八重子(三)とか云ふ別嬪は名前前から云へば公卿の落胤とも貴き人の遺族とも思はる、か名は實を現さず如何して其様身の上の女でなく處定めぬ狗猫同様、其生れさへ定かならぬに吉原角町の馬骨界に腕達者尻達者と評判取つた局女郎のなり上り、是なん權少教正中田東藏(三)とか云ふ紙屑拾ひをして居た頃互互に可愛がつた戀女にて年期が明けて共に彷彿ひ歩行く内、中田の國の者なる芝區南佐久間町二丁目の銘酒製造

家天木太助と云ふを頼り天木の二階に假住居をして居ると、此家へ毎夜兜をかぶりに来る南佐久間町の大工木本入五郎當時權少教正木本景時とやら云ふに懇情になり互に行つたり來たりする内、中田は或る日、木本の處へ行くと木本の女房が勿体らしく御幣を振り何やら拜み居り其傍に一人の人が居て有難さうに十銭を紙に包み置て歸つたから如何云ふと聞て見ると、木本の女房の話に「東京は眼明千人眼盲千人徳利の中へ幣を立て籠を二三疋入れて置き拜ひまねして神酒を滴すと籠が苦んで動く左様すると御幣も動くので參詣に來た人は驚ひて金を置いて歸る、ソレで金光は強勢なものだと思つて此徳利の名を〇〇様と付たり」云々との笑ひ話を聞き中田は「ハハ」と膝を打ち其より種々工風をして今の如きヒカヒカ教會と云ふを拵へた處、一種の流行神となつたは去る廿年の夏頃であつた其後其ヒカヒカ教數派に分れたので中田は前の處へ本部を擧げ盛大なる大殿堂を建立するに至り、今は中々昔しの紙屑拾にあらず、處で中講義の八重子殿局女郎の其昔めくりを引て茶碗酒其樂みか仕度なり、信者の世話役鳥森待合某の女將藝者では〇〇〇〇を教會の一室に招

三光四光の光争ひ、とんだ金光の出来損ひに入重子は本年になつて三百餘圓敗北  
したを中田教正の耳に道入り、メツクモンメの大立廻り遂に中田より二百圓を右の  
女將と二拍子に支拂ふて内済は納まつたが、こんな妖怪に証されて居る信者の注意  
に例の罪遣り恐ろしや、  
明治二十七年一月十八日

嗟呼神道を顯揚せんと欲しつ、誠心を以て神の教へを説き弘むる教職の位置にある者に  
して此の如き醜汚淫猥の行事あるとは何ぞや、如何に季世澆々、法は未となり人の心は  
益々浮薄に人の行ひは愈々野郎になるものとは云々、其浮薄野郎となるの極處に惡魔の  
洞中に沈淪せんとする運命の拙者救ふは神の本懐にして神道の理趣も亦た此に外な  
らざるべし、果して神道の理趣此の如くんば其教職の任責ある者の首行も神聖なる神道  
と共に神聖なる處あるべき筈なるに反つて醜汚淫猥の行事あること彼れが如きは實に自  
身既に惡魔の洞中に沈淪し、亦た他人の運命拙者を救ふこと能はざる者にあらざらんや  
然れども彼れ等は自身の惡魔たる本色を装匿し天下の愚夫愚婦を眩惑す、若し神にして  
靈あらば今日彼れ等が言ふ處行ふ處を見聞し何ぞか言ふべし、否な彼れ等の常に難有か

る金光大神は八百萬の神に勝れ玉ふと云ふにあらすや、而して其靈驗も亦た一切諸神に  
倍して著し、云々にあらざる乎、然るに其神職に在る教正、講義等が妖魔の言行あるこ  
と彼れが如きも何は且つ之を嚴罰すること能はざるとせば金光大神の靈驗なき事も亦た  
推知し得べき事なるにあらざる乎、彼れ等は既に神聖なる神道に反したる妖魔の言行の  
るに拘はらず、神靈を説き神徳を談し神の信せざる可らざる理由を言ふも雖も彼れの言  
ふ處を信し彼れの説く處に服せんや、天下具眼の人士は皆な既に彼れ金光教會の淫祠な  
る事を一掃しつ、あり彼れ等が惡魔たる本色を装匿しつ、天下の愚夫愚婦を眩惑しつ、  
ある事は、真目一視同認する處なり、  
彼れ等は自ら淫祠にあらすと分疏するも余豈に之を許さんや、今や進門教會は萬朝報紙  
生に其淫祠とて妖絶怪絶なる行爲をメツクハ抜れつ、あり、而して社會の大半は皆な萬  
朝報の言ふ所を擁護して進門教會を非難するにあらすや、金光教會よ汝も亦た進門教會  
とは同穴の狐にあらすや其同穴の狐として妖絶怪絶の行爲あることは進門教會と取て軒  
軽なし、衆が冷汝に對ふて淫祠の宣告を爲すもの豈に毫も不常ならんや

然れども若し彼れ余が宣告に對して不服の處あらば來れ金光教會、來りて正々堂々の争ひを爲せ余微力と雖も獨肩を以て汝と争ひ尙は餘裕あるを覺ゆ彼れ寔に正々堂々たる争ひを爲すの勇氣あらば余は喜んで汝と神道の議論を上下せん、然れども思ふに汝の無學無識なる余が前に來りて正々堂々たる争ひを爲すこと能はざらん歟、左り乍ら汝は今余より淫祠の宣告を受しが爲めに、其店の暖簾を汚され商賣上に一大損害を來すに至るべければ汝は決して黙止するを得ざるべしと信す、正々堂々進みて余が前に來り共に神道を論じて是非曲直を決せん乎、汝は自身の無學無識なる未だ余が前に來り正々堂々神道の議論を上下するの力あらざるを如何せん此に於て乎、汝は極端の非常手段として誹毀の訴へを起さんか是れ反つて籤蛇患を學ぶが如き事は深く慎むべし、殷鑑遠からず既に汝と同穴の狐なる蓮門教會が萬朝報を法術に被告取りて自ら手を焼かし先例あるを反省せよ、

且夫れ彼れ金光教會の教義の杜撰なるは神道と神事との差別を混淆し居れる事是れなり、往時本居平田翁等が世の俗神道家を排撃して措さりし所以のものは、實に今の世に在る、

彼れが如き俗神道家の古今輩出して、神聖なる惟神を汚濁するを慨歎せるの餘に出しに外ならず、

夫れ然り何をか彼れは神道と神事との差別を混淆し居れりと云ふ乎、曰く他なし彼れは毎に信者を教諭するに神誠(眞の道の心得)なるものを以てし、而して金光大神の信者は其神誠に依りて一切の云爲に充用すべきものなりと云ふ事是れなり、然れども神道の神事との區別は苟くも混淆するを得ずして必ず此れが區別は割然たらしむる處なかる可らざる筈なるに彼れは倫理道德の事も神に仕へ奉る事も同一に看做し、神誠に據て諸般の云爲を指示し且つ疾病及其他の災禍を攘ふ祈禱等の利益も亦た之に據て現はるゝものも爲す、何ぞ其道と事との區別を混同することの甚だしきや、況んや惟神の道は他の儒道や佛法の如く言痛く教へを立す、唯だ神々の行跡に従ひ行く中に自から存なるものなるを彼れは神誠十二箇條を文字に寫し出して其信者に遵守せしむるをや、今左に彼れの神誠を記載せん

- 一 祖國の人に生れて神と皇土との大恩を知らぬ事

- 一 天の恩を知りて地の恩を知らぬ事
  - 一 幼少の時を忘れて親に不孝の事
  - 一 眞の道に居ながら眞の道を履ぬ事
  - 一 口に眞を語りつゝ心に眞のなき事
  - 一 我身の苦難を知りながら人の身の苦難を知らぬ事
  - 一 腹立ちは心の鏡のくもる事
  - 一 我心の角で我身をうづつ事
  - 一 人の不行状を見て我身の不行状になる事
  - 一 物毎に時節をまたす苦をする事
  - 一 壯健なる時家業を疎かにして物毎に驕る事
  - 一 信心する人の眞の信心なき事
- 讀者今此金光教會の神誠を讀みなば、言々句々悉く皆な鷹揚に神の行跡に従ふべき美德を具せる人々の言動を強制するの嫌ひなしとする乎、言痛く人々の自然の美德を強制す

るは決して神の本懐にあらざるなり、神の本懐は吾人をして神の行跡に従ひ行かじめ其中に道ある事を知らしむるにあり、是れ惟神は道なくして自然に道存すと云ふ所以なり、然り惟神は道なくして自然に道存す何ぞ彼れ金光教會の神誠成文を設くる事の惟神の道に反せるや、殊に夫れ彼れが神誠なるもの、言々句々鄙陋にして文字に嫻はざるは神聖なる惟神を、いせざる處あるも敬神尊崇の意を圓滿に發揮する所なし、然るも尙ほ此神誠を遵守せば諸般の云爲を正鵠にし得らるゝのみならず、夫の疾病及其他の災禍を攘ふ祈禱等の利益も亦た之に據て現はす事を得ると謂ふ乎、何ぞ其虚誕を以てするの甚だしきや

況んや彼れの神誠を讀み又彼れの説教する所を聴く時は、神道と神事との區別を混同せる處を見るに於てをや、其此の如きは未だ身木と枝葉との區別ある事を知らずして樹木の成長を、冀ひ又其果熟を望むと何ぞ擇ばんや、愚も亦た甚だしと謂ふべきのみ、試みに思ふ今樹木の成長を計らんとせば其身木に培ひ且つ肥料せざるを得ざる事を、而して其枝葉伸ひ繁らば之を切るは鉄を以てし或は鋸を以てして身木と枝葉と平均力を全ふ

し、以て其成長と果熟とを期圖し得らるべきに、身木と枝葉との兩者其區別あるを顧みず、漫りに培へ肥料するも、亦た決して樹木の成長と果熟とも期圖し得らるべきものにはあらざるなり、彼れ金光教會よ汝奚ぞ此に反省せざるや

彼れ等は此の如く道と事との區別を知らず、故に神祕を以て祈禱の靈驗をも圖融するの功あるものと思へるも、亦た其無學無識なる彼れ等には敢て理なき事にあらざるべき乎然れども世の識者は豈に此の如く謂れなき事に承認すべけんや、嘗に其承認せざるのみならず此の如きの妄見虚誕は排撃し去らん事を勤めて怠ることなかるべきのみ、既に平田翁は自者の「俗神遺大意」中に左の如く記し置かれたり曰く

(上) 後人ノ作シタ被テ眞ノ祝詞ト同シク思フ人アルガ夫レハ神ノ道學ヲ人ノ所爲トモ覺ヘス、トウシテ斯ル諸ラヌ物ニ眞ノしるしがアリマセウグ此レ等ニしるしがアルナラバ、ろりや又チ、シムい〜撰ひ給へ清メテ給フト云フテモしるしがアルへば爰ニ病人ガあつて其相應ノ藥ヲ吞シテ其病ノ直ルノハ此レヤ當リ前々夫レハ直ルベキ筈デ直ルノデ眞ノ祝詞デしるしノアルノハ是ト同シ道理デヤ久シイ以前ニ見

タ金桂談ト云フ俗書ノ中ニ、或所テ急ニ腹痛ヲ痛メル人ガアツテ早速藥ハナク困ツタ所ガ傍ニ氣轉ノ利ヲ者ガ居テ給首ノ垢ヲ丸メテ此レハ「ゑんりん」のわんかん丹」ト云フ貴キ藥デヤニ依テ載キテ吞ガ可イト云ヒツ、尊氣ニ與ヘタ所ガ、其腹痛ミガ即時ニ直ツタト云フテアツタガ後人ノ作シタ被テしるしノアルノハ此「わんかん丹」ノしるしがアツタト同シヤ、何ト斯ル物ヲ眞ノ祝詞ト同様ニ仮合しるしがアツタレバトテ持扱フト云フハ此リヤ拙イ心ト云フ者デヤ、左様ノ人ハ煩ツテモ眞ノ藥ト「わんかん丹」ト同様ニ吞ルカモ知レヌト思ハレル(略下)

彼れ金光教會なる者も亦た豈に此眞の藥と「アンカン丹」を同様ニ吞むの愚人なるを免かれんや、彼れは無學無識にして未だ道と事との區別あるを知らざる者なり寔に平田翁の奇警なる眼孔より似而非神道家を彈呵したるの言は、余探りて以て彼れ金光教會の妄言非行を、一打するの鐵鞭と爲すに足るを信するなり

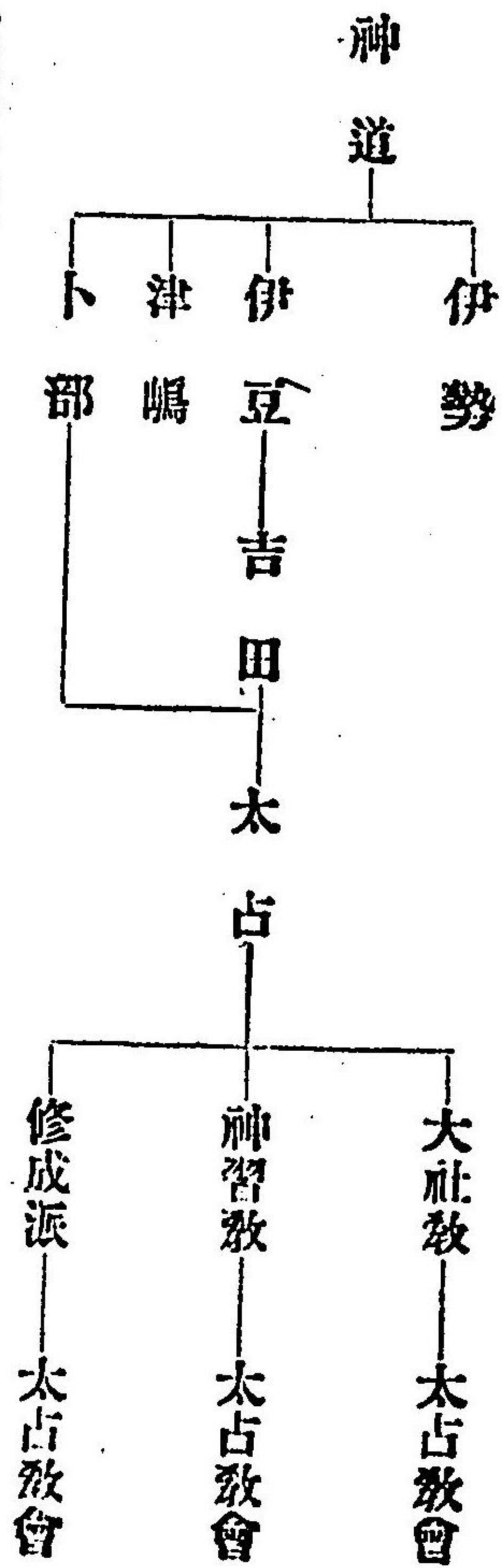
嗟呼彼れ金光教會は何者ぞ惟神に背反せる妄言非行を以て巧みに奇を傳へ怪を播き世道を塗毒する者、之を淫祠と云すして何と云んや、彼れは既に金箔附の淫祠なるにも拘

はらず、宗廟社稷と同一公衆に祀られんと欲す彼れが傲慢無禮なること、何を其れ此の如く甚だしきや、天祖の授傳し玉へし此帝國に生れ、神皇の支裔たる吾人、臣民報本反始の典を重くし秩序を正しくし大義を明かにし、皇室の尊嚴を維持し國脉の金甌を保有せんが爲めに安んじ、彼れ金光教會の如き淫祠を攘逐するを勤めざるを得べけんや、

淫祠金光教會畢

淫祠太占教會

蓮窓 伊東洋二郎著



太占教會は元來龜卜と稱して龜の甲を燒き占ひする卜部吉田の末流なるが故に、天兒屋命より唯受一人傳來したる太淳辭を讀み又六根清淨祓を誦し大祝等をも用ゆるなり其般若心經をも用ゆるものなり、是れ吉田家は夫の垂加流(即ち今親派)が兩部説に對して唯一説を立んと欲し、反つて佛法を採用せしが故なりとす

太占教會の淵源は初め卜部に在り而して吉田興れるなり、吉田興りて天下の太占徒



聖を統管するや年富に久しかりしが、明治維新百度更革に際し太古流の易占及禁厭  
 祈禱等が風教并行政上に障礙する處多きに依り、斷然政府より之を禁止せしめら  
 る、に至る左れば太古徒輩の狼狽錯愕幾んど名狀すべからざるものありて、或は大  
 社教統管の下に属するあり或は神習教監督の下に附けるあり、或は修成派統治の下  
 に立つありて漸く其徒輩は神職たるを得しも、亦た太古の名稱を公呼するを得ざり  
 き然るに明治十二三年頃より内務省が社寺に對する行政は、舊教部省の如く苛酷な  
 らずして幾許の寛裕を與へらる、に至りしかば、太古徒輩も教會組織の協議を遂げ  
 追次申請して各自の所屬を定むるに至れり、太古教會の稱此れより公けに知らる而  
 して此教會や其初めの成立既に前に述るが如く他の金光、丸山、蓮門、天理、喫等  
 の教會成立と趣きを異にすること甚だしき徑庭あり何となれば、彼れ金光、丸山以  
 下の各教會は教會的の運動を爲さんと欲して成立したるものなるも此太古教會は教  
 會的の運動を試みんとして成立したるに非ずして神祕的の經營を目的と爲し成した  
 るなり言を換ていはゞ法令のうへに對し種立の事情ありて一法一祠を守護するもの

なる事を、公認さる、を得ざる神職等が其所屬を定むるの便宜上より、此太古教會  
 を成立したるものなり、故に此教會は個人的生活の爲めに成立したるものにて彼れ  
 金光、丸山以下の各教會の如く教會的運動の爲めに成立したるものと固より同一視  
 するを得ず、左れば太古教會の教勢は他の種々なる教會の如く某地方と某地方と地  
 方をこことにするが爲めに振不振、盛不盛の差別あらざるなり、喻へば金光教會は九  
 州を以て最も盛んなりとし次に關東に及び其他の地方は金光教會設置せるも特に教  
 勢振へりと謂ふべからず、丸山教會は信越地方を以て太だ振へるものと謂ふべく此  
 れに次くは相模駿河の兩國なり、其他丸山教會を開設せる地方多しと雖も、亦た前  
 に言ふ地方の如く盛んなりと謂ふを得ざるが如く然り、知るべし何れの教會と雖も  
 地方の有縁無縁の差別に依りて又其振不振、盛不盛の差別あるを免かれざることを  
 然るに太古教會は個人的、社祠的より成立せるものなるを以て各地方に其教會在る  
 ことなし、然り其教會ころなければ太古教會が統轄する社祠及教師等は、各地方如何  
 なる處にも其之れ在らざるはなきなり、彼の一個人の家に社祠的の裝飾を以て稻荷

を祭り或は春日明神を鎮坐し或は祭神なきも易占の看版を掲げ、或は和歌俳諧狂俳等に従事する者は皆な太占教會に屬するものなり、故に一個人たる太占教徒は全國行く處到る處に之のわらざるはなしと謂ふ可し

太占の卜事を以て神事の宗源を主とせしは天兒屋尊が其解除の大諍辭を掌りて我れに之を宣はさるゝものと思ふべし、而して神籬の齋(天津)は吾國の神寶祖神の眞跡と尊敬する之を太占の教式と爲せり

太占教祖は誰と單獨に指定し得べからず其然る所以は、往古卜部吉田の兩家代々太占を傳授し來りたればなり其世に我れころは太占を創開せし者なり、否な太占を主唱せし人は彼れなりと異議すと雖も、古くより卜部吉田兩家は龜卜の家として朝廷

に仕へ從五位丹波守吉田某と稱し、或は正六位龜卜得業卜部宿禰某と稱しつゝ、世の太占徒輩を管理せし事は史籍に徴し知るを得るなり、然らば則き如何に他の異議を唱ふ者あるも太占教の淵源は卜部吉田の兩家なること、毫も疑ふに足らざるべし

堤ゆゑ我影さひし寒念佛

「のとかさや紙衣干たる尼が家」

此二句の俳句一讀すれば自から一は寒威厲を刺すの荒涼なる玄冬を思ふ心を起し、又一は暖律跡を和すの悠揚たる春光を願ふ情を催さしむるに至る所以は何ぞ、曰く他なし是れ吾人の理想の精妙なる諸般の感情と事物とを描き出すの力あるに由ればなり、斯る靈活なる理想を有する吾人の徳義を扶殖し行爲を指導する宗教は、其最も完全にして吾人を満足せしむるの價値なくんばあるべからざるなり

彼れ太占教會は何者ぞ稻荷大明神や春日大明神を祭るもの、み、彼れ太占教會は何者ぞ宇賀神や犬神を祭るもの、み、即ち世の頑陋貪婪なる黠人佞者が奇利を攫取せんと欲する所より名を神聖なる神祠に仮りたるのみ、言を換て云は其祭祠は詐偽の一器械に過ぎざるものなり、嗟呼彼れ等が名を宗教的に仮り又神靈に仮りて吾人が靈活なる理想の作用を障碍せんとす、其教育上の發達を妨げ衛生上の進歩を害し風俗の矯正を阻むの大いなること豈に多く論するを須るんや、況んや彼れ狗狐蛇跡の妖怪動物を神と爲して、皇祖 皇宗の威靈と併せ祭るものは即ち其威靈を詐偽の一段に供するものなるをや、此の如き淫祠は余豈に國家の爲めに之を排斥して、以て自家操觚者たるの責務を盡さざる

を得んや  
 彼れが神靈と稱して祭る處のもの多くは皆な狗狐蛇豚の妖怪動物なり、斯る妖怪が靈妙なる人間の理想を左右し得べしとする乎、何ぞ夫れ然らん靈妙なる人間の理想は窮理格物捷慧なる智識を活動し來りて、山を鑄り海を煮る造化の秘奥を奪取せんとするが如きものあり、夫の蒸瀝の如き電機でんきの如きものは是れ皆な僅かに人間の方寸より出て造化の秘技を抉明したるにあらざらんや、斯る慧銳なる理想と智識とを具する處の人間が、何の充さざる處ありてか又狗狐蛇等の動物に用あらんや、然るを彼れ等は狗狐蛇豚の妖怪動物を神に祭りて奇を傳へ怪を播んとす、何ぞ其れ彼れ等が人間を輕侮する事の甚だしきや、世の智識を有する人々は彼れ等の言ふ處に惑はさる、事なかるべきも、他の愚夫愚婦に至りては必ず彼れ等に欺誘さる、を免かれず  
 彼れ等は藉口を美にし醜を蔽ふて、世の愚夫愚婦を欺誘する始めは卜占より引入る、を遁例とす、今其狀況の一斑を云ば災危兇禍に罹らんとする人若くは既に罹れる者が其心に安んせざるが爲めに「稻荷様いなりさまに先伺へ見ん」とて彼れが所に到り卜占を頼めば、彼れ

は起きて口を嗽ぎ手を清め白衣を牀の上に被り、依頼者と共に神前に赴き燈明を點し線香を焚き神前に坐し鈴を振りつゝ、ウニヤ〜と譯も分らぬ詞を唱へ終りて、九字を切り印契いんけいを結び幣を振りて牀を反向し其伺へ人に「何なりとも尋ねべし」と云ふ茲に於て伺へ人は其思ふ所の次第を述べて彼れに尋ねれば彼れは伺へ人の尋ねる件々を相應せる答へを爲すものとす之を喩ふれば宛かも世の醫者が患者の診察を乞へに來るに遇ふて「ドコが如何か悪う入つしやりますか」と問へし後ら患者の手脈を診し又其腹部を檢したる上、初め患者の告し處に似たる病性に斷定するが如きものなり  
 初め伺へ人より子細を聞きて之に相應したる答へを爲すは苟しも先天的是非の觀念を有する者誰か之を爲し得ざらんや既に先天的是非の觀念を有する者ならんには何ぞ亦た劣等なる狐獸に伺ふが如き愚狀を爲すものならんや仮令狐獸は點智に長ず妖術に精しと言ふと雖も吾人に比すれば劣等なる動物なるものなり吾人に劣る狐獸が焉ぞ人類の未だ知らざる事を知り又人類の未だ爲し得ざる事を爲し得るとすべけんや宜なる哉彼れの所謂卜占なるものは眞實なる卜占にあらずして不稽妄誕のものなる事を、否な彼れ稻荷の伺



トひし玉へしに始まれるものなる事疑ふ可らざるに於てをや、彼れ等の無學無識なる此れ等の典據を知らずして、根抵なき事を云爲し愚夫愚婦を惑はして以て奇利を攫取す、是れ豈に詐僞取財にわらずと謂ふを得んや

余は試みに彼れが卜占若くは祈禱を行ふ時に神前に於て讀む祓を聴くに曰く  
高天原爾神留座須皇親神漏岐神漏册乃命乎以豊葦原乃瑞  
種國五穀乃種津物乃神靈飯成五社大明神邊鎮座須稻耨魂  
命大己貴命太田命大宮姬命保食命五柱乃大恩神天與利五  
穀乃元祖止之豆普久種乎降之千代萬代未豆秋乃垂種八握  
爾莫々上者帝乎奉始頭主蒼生乎養之心乃儘爾潔人生乃子  
乃八十續未豆生成給布止祓申奉敬禮婆立春乃秋風通氣自  
在乃德波明安正家乃住爾能風秋乃神道爾奉出光皆稻里五  
社大明神乃德奈利止恐美恐美申世婆十穀乃種津物五穀成  
就世致止云事奈之祈處願處守幸給比無上靈室神道加持

とあり今此祓の意味を阻礙するに人間の吉凶を卜ふに的中する處あらしめ玉へと神に請ふの意味は毫もなし、況んや疾病に罹れるを癒治し玉へ商業上に利益を得せしめ玉へと請ふの意味に於てをや、況んや此祓は全く後人の作りしものにして古典に之あらざるをや、夫れ彼れ等は根抵なき處のものを讀みて神の威靈を仰被せんと欲するも亦た何の感應かある可んや、況んや彼れ狐獸を神として崇仰するに於てをや、仮令狐獸は黠智に富める處ありと謂ふと雖も之を人類に比せば劣等動物に過ぎず、劣等動物の狐獸が稻荷と祭られたるにもせよ知らず其祓を讀むを聞きて感應するの理あるや否や、又狐獸が祓を讀むを聞き分けて種々の人事を左右處理し得るの能力ありや否や、余は彼れ太占教徒に向ふて此事を質さんと欲するなり

憶ふに彼れ如何に勘考するとも、余が前の難詰に對し余をして満足せしむるの答へは爲し得ざるや必せり、其答へを爲し得ざるは固より其處なり然れども彼れの答ふる處他にありと云ば、則ち乞ふ之を爲せ余は眉毛に唾を附て聽んのみ  
太占教會に屬しつ、般若心經を讀誦し若くは九字を切り印契を結ふば亦た何たる意

思ぞ、彼れ神道家たらば祝詞と祓とを讀誦して既に足れるにわらずや然るを彼れは未だ何の足らざる處ありてか祝詞と祓とを讀誦し尙は般若心經を讀誦し九字を切り印契を結ぶ彼れが其神佛兩道を混淆するも亦た太だしと謂ふ可し古來神佛兩道を併せ説く兩部神道の古典に照考して非なる事は既に本居平田等の論辨せし所なるのみならず多くの神道家も亦た之を是認し居るにわらずや然るに彼れは神道の古典に反して祝詞と祓と讀誦し尙は般若心經を讀誦し九字を切り印契を結び神佛兩道を混淆して貴重なる神道の古典を紊亂せんとす若し林道春が昔時神社考を著作したる筆法を持ち來りて彼れ太占教徒を評せば彼れは佛を飾りて神を削ぎ遂に神典をして殆んど絶せしむるに至らしむる者ならずんばわらざるなり

嗟呼彼れの神道に對して不忠不義なる事前に言へるが如きものあり自身既に神職に在りつ、神道に對して不忠不義の言動あらば是れ即ち自ら欺き人を欺き尙は神を欺き者にわらざる平果して然らば是れ詐偽の罪人なり否な獅子身中の蟲と謂ふ可し彼れが心の正直ならざる事此の如し何ぞ其れ正直ならず神秘に入らざる者が卜占の術中すべき理あらん

や況んや古代の太占なるものは 天皇が天神地祇を鎮ひ祭りて然る後ち政治を行はせ玉ふ前に豫め神祇の祭事を卜占せしめらるゝに止まりて決して後代の如く人々の吉凶を卜占判断するもの、如くにわらざるをや

且夫れ彼れが般若心經を讀誦するも彼れ果して摩訶般若の眞理を了解し居るや否や色即是空々即是色の理趣を會得し居るや否や又九字を切るも彼れ果して臨、兵、闘、者、皆陳、列、前、行に眞言秘印を加ひて功力を現はす道理を知れるや否や又印契を結ぶも彼れ果して印已印他皆成本昧三昧耶の身と成り一切現成の密趣を知れるや彼れは自家の神道の一班すら尙は未だ知り居らざる者何ぞ我佛道の事を知り居る理わらんや夫れ然り彼れ我佛道の事を知らず而して自家の營業上に都合よき部分を剽掠す嗟呼其所爲や幾んど窃盜の類ならずや

若し夫れ余が言を誣たりとせば彼れ太占教徒は舉證の責に任せざる可らず彼れ舉證の責に任するの義務わらば神道家が般若心經を讀誦すべしと云ふこと彼れの古典に在る乎、又九字を切ること彼れの古典に在る乎、又印契を結ぶこと古事記、書紀、古語拾遺中教

れの所にか記載せるや偶々吉田家の秘書中には三光の印と稱して日、月、星の三印と八尋殿の印、オノコロ嶋の印等を祈禱の時に結ぶの例ある事を記載すれども此れは吉田廿代の兼俱か巧みに我佛道中真言の印契法を剽掠したるの証憑は歴然たるなり抑も吉田家が兼俱に至りて我佛道の長所を神道中に採擇するの便宜を得たる所以如何と云ふに他なし其男九江が大和國の神龍院(真言)に住し父兼俱の爲めに真言法の妙所を神道中に採擇せしむる勞を取りしに由れり此に於てか獨り吉田家のみならず卜部家等に至るまで神道護摩、宗源行事、十八神道の三科を創め之を兼學せし者を三壇行事と稱し尙ほ外に神道灌頂、神道加持、火焚行事等の修行を爲し始めしも是れ皆な我佛道中真言の殊勝なる法要に基かざるはなきなり又彼れは神前に御圖を備へ人々何事に依らず吉凶を卜はんとせば其御圖を上げて貰ひに来る、抑も彼れ等が此御圖を上げて貰ひに来る人に如何なる事を爲して待遇ふかと云ふに其妖を唱へ怪を説くに至りては毫も亦た前に言へる小占と異なる所あらざるなり、今之を証せんが左に其事實を示すべし

(略) 千住南組邊に油店を開き可なりに商業を営み居る遠藤某は此頃其母の病氣に罹り那れ是れと心配して醫藥の手を盡し居たる折柄不圖或人より淺草福富町の太占明神へ往て御圖を上げて貰うが宜らうと勧めを受けしにぞ早速遠藤は其勧め通り太占明神に参詣し教師先生に請ふて御圖を引で見ると半凶といふ御圖なれども根が足ら無い遠藤ゆゑ其御圖を氣付ぬ様子にて眺め居るを教師先生は早くも夫れと見て取り、モシれ前さん只今の御圖の符號は、ナニ二十一番ですとヘドレ〜二十一番と云へつ御圖本を手に取り抜き見て、モシ是れは大變ですぞへ、貸金の苦情なれば負と成り色情の紛争なれば身を亡はすに至り病人あらば九分通り助かる事難し、とあると聞きたる遠藤は、ヘエ、と吃驚して二の句をも出さざるを教師先生は彼方を種々に慰めたり悲しがらしたりして徐ろに太占明神の利益を語り、祈禱をして早く神の利益に預り玉へと甘く説伏せ一圓の祈禱料を出させ尙ほ、今日の祈禱の利益は向ふ七日間に現はるべければ其間は日参を至されよ、と云へるゆゑ遠藤は眞に受け翌る日より照降の厭ひなく日参する事十日餘にも及べど少しも神の利益現はれず、反つて

母の病は重くなる様子なれば遠藤は或日參詣に往し時教師に其由を語りしに、彼方は尙ほ澄した面にて、夫れは祈禱の利んのでは無い全く未だれ前さんの信仰が足らんからの事です、と云へし上尙ほ此後とも神の利益を受なざる思召ならば、御膳料を奉納なさるころよけれ斯くなされやアれ前さんの信心も神に通じて速かに利益も現はる事受合なり、と云れ或は左様かと遠藤は思ふて再三彼方に金錢を騙されし甲斐もなく、兩三日前悲しや母は病苦に悩みぬきて遂に死去しければ、遠藤も始めて太占明神の教師に誑かし居られし事を心附きて、口惜がりしとは遅かつた、(略)

明治廿三年十月二日、大同新聞

讀者よ讀者は此れを讀みて彼れ太占教徒等が妖絶怪絶なる淫祠の特色を言動の上に現はし居る事を知り得らる、ならん、而して彼れ等の古典には御圃なるものある事なきにも拘はらず其之を備へされば彼れ等の營業上不利なる所あるに依り彼れ等は我佛教の死天神策經中に出る神策若くは觀音籤の卜法を剽掠したるものなり然れども彼れは未だ能く此卜法に休咎圓融の理趣あるを知らず唯だ胡說亂道して蠢愚を眩惑す其所爲や啻に神

道の罪人と言ふべきに止まらず又佛教の一大罪人と稱せざるを得ず  
又彼れは禁厭を行ふ時の發言に「無上靈寶神道加持」と唱ふれども斯る詞は神道の古典に無し、總じて神前に於る唱へ詞は延喜式中に規定されて而も其詞は莊重典雅なるものなり、蓋し彼れ等の唱ふる中に「加持」の語あれば或は我佛教の眞言經中より「加持」の二文字を取りて上に好加減の字を附しものなるを信ず、然るに彼れは曰ん「神道の加持は武藝樵命より始まれり何ぞ佛道の眞言を眞似しものならんや」と然れども其彼れの云へるか如く加持の事を古典中に、記せる處わらずとせば彼れの云ふこと焉を信ずるに足る可んや、啻に彼れの云ふ處信するに足らざるのみならず、神道に加持の始まれるは香取の社より思ひ付き、牽強附會して我佛道に摸擬せざるもの、如く言へ紛らせしも、其實我佛道を摸擬したるものに外ならざるを如何せん  
太占教會の禁厭なるものに付き其唱へ詞の胡亂なる事既に此の如きものあり、而して彼れ等は其胡亂なる唱へ詞を胡亂と思ふ色なければ、尋常の愚人が其胡亂なる禁厭も亦た尙ほ功驗ありと信すること固より其所なり、斯る愚人の世間に多ければこそ彼れ等も亦



た其れ蔭で渡世を爲し得らるゝと謂ふと雖も、彼れ等が無邪氣なる其愚人を毒害する事の甚だしきを見聞する時は、實に彼れが剛惡の言動は憎まざるを得ざるものあり、乞ふ讀者よ左の文を看よ

上(略) 鱒の頭も信心がらで呪咀だからとて利ぬにはあらねど、之を呪咀ふ人、呪咀はれる人にもよりて色々其利めに違ひもある様に思はるゝが(中)こゝに天王寺横西の或町にてお利巧連の一人中に算へらるゝ長兵衛とか云へる者は、先頃から脚氣を煩ひ兩足は勿論兩手の指尖まで太々に腫し困り居る由を、ツイ其向ふの白山権現を祭りて太占八門通甲術を練る教師とか、長兵衛宅へ見舞に来て、れ見受け申せば御難症な御病氣らしいが脚氣には極能う利く呪咀を爲て進せやう私が呪咀をして進せれやア隣者に診て貰はんでも藥を呑まんでも忽ち快う成ります、と話し了つて彼方は蹄り去り間もなく一足の新草鞋を手に提來りて長兵衛に向へ、コレなる草鞋を奇麗な半紙に包み水引をかけ前年の年を書き名を記して盆に据ゑ大陽さまに備へると平日はかりして後ち此包みの年と名との背てある上へ大きな灸を一火する之を川へ流し

成されば、屹度早く癒りますから私しが今申す通りに成さります、と云れて長兵衛は其通り遣て見た所が幾日経ても其驗なければ、如何した事かと長兵衛は隣りの人等の見舞に訪ひし折話しかけると、となりの人々は長兵衛さんも舊弊なこと開けなさらんにも程がある呪咀や何かで病が癒つてたまるものか、と一番に冷笑されしかば長兵衛は漸く悟りしと見え病の重くならぬ内に醫者に見せて癒さんものと思ひ明治橋邊の脚氣醫者田村に往き診察して貰ふと、此脚疾は上進の氣味で勿々手重い方になつて來た、最う二三日早く見せに來られたなら斯なに手重く爲んでも宜つたのに、併し氣永に療治しなざるが可いと云れ長兵衛も今更後悔しても詮方なく、藥を貰うて歸宅したりし由なるが(中)兎角一經地に呪咀などを信用し過ぎると、誰も皆な斯な馬鹿な目に逢ひますぞよ(明治二十三年四月三日 東雲新聞)

余は此の如き事の壘運盛んなる今世に見聞して世に尙ほ愚人の多きを慨歎す、然り愚人の世に多きを慨歎すると同時に、又此愚人を毒害する事に汲々たる怪き教會の世に行はるゝを歎息せり、否な音に愚人を毒害する事に汲々たる怪き教會の世に行はるゝを歎息

するのみならず、斯る淫祠が愚人を益感して以て自己の生活に資せんとするの心事を憎むなり

殊に夫れ彼れ等の行ふ禁厭なるものは元來神道の古典になき事にして、蓋し吉田家の中興より淵源せしものなるべきを知る、而して其吉田家の憑依したる所は何所にありやと探究せば則ち密教神呪の理趣にある事を疑ふ可らず、然れども古來神道家中陋俗なる輩は禁厭の佛道に淵源せし事を知らずして、呪咀の創始は國常立尊なりと云ふ而して其細説する所を聞けば曰く「天既に開けて圓かなるもの現す是れ即ち國常立尊にして、尊は天の御主なる北辰尊星と稱す此御星より日月を生じ、又五星と化し五行と成り五行生じて人間生ず、根元は一點の星、太一の靈光天降りて人に命じ一身を守り玉ふを運と云ひ又一身の主を心と云ふ其太一五星を列ねて一身に具はる、故に一心に具はる仁義禮智信を五常と云ふ儒道の明德又は佛教の佛性など云へるも皆な神道を洩れざるものにして此五行五星太一靈光天命運心の道理に基きて、轉凶遷吉の法を修するを道神禁厭の目的と爲す」と其説や一應聞けば尤らしく思はるれども、亦た神道の古典に此の如き事なきを

如何せんや、是れ余が彼の禁厭は佛道密教神呪の理趣を探りし者と斷言する所以なり

然るも尙ほ且つ彼れは執拗にも分疏せば、余は復た彼れに詰問して言んとす「汝太占教徒よ汝が行ふ所の禁厭果して神道の古典なりと云ふ乎、然らば則ち其禁厭の由來は汝の古典何所にか記載せるや、且つ汝の行ふ禁厭果して神道の古典ならば汝が之を修行する時天上自在諸天歡喜符神呪娑婆阿太と佛道に於て開眼に唱ふる呪文を讀む乎、又古典中にある祝詞禱等を讀ますして佛道の「巖莫三曼陀縛日羅陀戰拏」の不動眞言「唵阿盧力迦娑婆訶」の觀音眞言「唵三摩耶沙沮鑿」の普賢眞言を唱ふる乎、此れ等の呪文眞言は皆な佛道より剽竊せしこと明かにして且つ佛道の眞言呪文を神道に應用すべきこと古典中に記載しあらざる限りは汝の言動は明白に淫祠の言動なり否な漫りに捏造仮設して愚人を眩惑するもの豈に詐偽取財の用に供するものにあらざるなきを得んや」と彼れ太占教徒等は知らず余が此詰問に答ふるの言ありや否や

又彼れは病人に神符を與へて香しめ、或は災禍に罹り罹らんとする者に護符を授くれど



が甘く當りて金が儲かり女惚がするものなら、ろんな甘い事は又と此外世の中に甘

い事はあるまいけれども(下)明治廿四年十二月九日 福井民報

嗟呼彼れ太古教徒は神道の古典に全く有る無きの神符守符を捏造仮設して、愚人を眩惑し財を貪るの詐術と爲すこと此の如し、彼れの言動は正しく是れ淫祠の言動なり彼れが女惚の神符の中に「我戀はいはねはこると頼みても」の一首は彼れの自作か否や其「テニサハ」の法式に契はさる處あるに依れば、彼れの作に恰當し兎に角戀歌の意味を含めるものなるを知る、而して彼れは斯る戀歌を神聖なる神より見玉ふあらば、不潔の最も太だしきものにあらざらんや然るも尙は彼れは之を神符と爲す其胡說亂道なる所爲は即ち淫祠なる事を証すべきにあらすや相場に利益を得らる守符の如きも亦た然り殊に此守符中の「陀迦迦法羅耶婆娑訶」と云へるは我佛教中に於る諸天總呪なるにあらすや斯く佛教中に於る諸天總呪を以て彼れは神符守符の用に充つ其神佛兩道を錯綜して妖絶怪絶なる言動を爲す即ち是れ淫祠なる事を彼れ自ら証明するにあらすして何ぞや又彼れは御夢想と稱し御託宣など、稱する事を行へり蓋し彼れ等の行ふ御夢想若くは御

託宣と稱する事は衆庶の方向を誤らしめ朝旨に乖戻し政治の障礙と成り不都合なれば嚴禁されしものなる事は彼れ等の既に熟知せる處なるにも拘はらず太古教會に屬せる教徒の中には今尙ほ之を行ひつゝ、あるを見聞す而して其言ふ處を聞き行ふ處を見るに神聖なる神道に許す可らざる男女の私誦を教唆し或は僥倖の博利を慫慂し以て大いに人心を浮華蕩逸ならしむるも亦た荒誕の極にあらすや

然れども彼れ或に曰ん我神道に於て夢想託宣の事あるを荒誕とせば汝の信する佛道に行ふ夢想託宣も亦た荒誕なるにあらすや況んや汝の佛道に於ても現に稻荷、宇賀神等を祭り居るにあらざる乎と彼れが此言たる未す自ら奉せる造化を宗とする神道に比して我佛教を視るが故に彼れは斯く我佛教を認むべけたとも若し夫れ彼れにして我佛教の因縁を宗とするものなる事を知らば因より業生し一切諸法は五蓋の所作、六根の造成にして心外無法の眞諦に夢想託宣等の決してある可らざる事を悟るを得ん乎

稻荷、宇賀神等は佛教に祭るべきものにあらす唯だ昔し傳教、弘法兩大師が兩部神道と云ふ事を主唱され其本迹二門の見解より托枳尼天を稻荷と仮稱し辨財天を宇賀神と別稱

し以て俗耳に入易からしめ玉べし。に過ぎざれば夫の太占教會の稻荷、宇賀神と云へるが如き劣等動物を指して直ちに神と稱するものとは固より其差霄壤なりと知る可し何をか本迹二門の見解と云ふや他なし佛を本地と爲せば神を垂迹と爲すの差排是れなり本迹二門の差排此の如し之を以て大權塵に同ふするものを權現と名つけ結縁物を利するものを菩薩と言ふ故に佛が神と垂迹して稻荷と現はれ宇賀神と化し玉ふ事ありて是れ皆な佛の大慈大權化現の機用なり固より太占教徒等の狐獸白蛇を直ちに此れ神なりと尊崇するが如き荒唐妄誕なるものと同一の論にあらざるものならずや、善し我佛教に於て佛の大慈大權化現の機用より狐獸白蛇を佛の垂迹と觀する場合ありとするも是れ「施設形像心存目相生正憶念」の眞理なるを信じて其狐獸白蛇を尊崇するものとせば太占教徒の猥に狐獸白蛇を信仰するものとは大いに彼我其趣きを異にするにあらざる乎  
又彼れ太占教會に屬する教職中には未だ其教職たるべき學識徳望を具へ居らざる者多く之あり例せば俳優、軍談落語家、狂俳家等是れなり俳優何者ぞ一個の河原乞食のみ一個の男地獄のみ多くの俳優皆な眼に一丁字を知らず品行の修まらざる者のみにあらずと謂

ふと雖も氣格の低くして思想の鄙き到底神聖なる神道の教職に任する器局ある者に非ず軍談落語家何者ぞ彼れが一個の藝人として聽客の意を迎ふるに汲々とし、諂諛匍匐する俗々たる根性は前に言ふ俳優に比して毫も軒輊なし、此の如き者焉んぞ能く人々の上に立ちて其頑陋を教化し其徳義を啓沃するを得べけんや、此事にして爲し得べからざる者決して教職の任に在るを得るの理なきにあらずや、狂俳家何者ぞ彼れは漸く「節川いろは字引」と「歳時記栞草」の引方搜し方位を覺へて  
「無鹽の鱈」 風呂敷嫁る弦鳴らぬ 「天狗さま」 遊んどつても成田引く  
「忙」 然 樂む花の日にあらぬ  
など、前句附合して威さうに獨り宗匠とか大人とな天狗然として居れども其學問の淺膚にして見識の氣高き所なく其口調の野鄙にして用字の杜撰なるを見れば、未だ其教職たるに適應なる者にあらざるなり殊に夫れ狂俳家が教職に在るにも拘はらず其教職の本分たる祭祀に従事し或は説教に出席する事毫も無く、唯だ其狂俳の宗匠と呼ばれて初心の人を引寄せ或は斯道初心の人等が金錢物品を賂して前句附合の擇拔を乞ふの需めに應じつ

ある時、警吏闖入して訊問を受ける場合に答辨する好口實となるに付き狂俳家は斯く教職を受居る處以なりと云ふ、果して然らん乎、其敗徳汚操も亦た寔に太だしきものと謂ふ可し敗徳汚操彼れ狂俳家の如き者にして教職に在りとせば、神聖なる神道豈に不潔ならざらんと欲するも亦た得べけんや

然れども彼れ狂俳家或は曰ん「凡る歌の性質は文字の理に非ずして、自然の理を言葉に顯はし訓の語を國風とするが故に、動きなき國道の教へ元なり其歌の中にも我狂俳は用字口調に束縛せられず實の有の儘を顯はすを旨とすれば歌の法如何を知らざる處の人と雖も其感情を發する處即ち神明と神明との通する處にして之を狂俳の徳と云ひ且つ狂俳家が神の道を現揚しつゝある所以なり」と其言や一應開きし處にては尤もに思はるれども、其實は大いに然らざるものあり何となれば日本歌は動きなき常磐堅磐の國道しるべと稱し、人の心を種として萬の言葉と成り用を呂聲に訓み躰に實の律を含むを國風とせば、彼れ狂俳の如き常磐堅磐の國調べに契はざる杜撰のものにあらざる事得て知らるべきなり、杜撰の狂俳は反つて神意に逆らう處ころわれ其此れを顯揚し得べしとは信する

事能はざるなり、殊に況んや彼れ等が狂俳に遊ぶは眞個に神道を顯揚せんと欲するの心あるにあらざして、生活の上に利用せんと欲するの爲めなるをや否な彼れ等が狂俳に遊ぶと云ば仮令神道顯揚せんとせざるとは姑く措き、兎に角其心は風雅に見ゆれども其實は決して然らざるものあるなり、彼れ等の狂俳の宗匠と呼ばれつゝあるにも拘はらず毎に斯道初心の者共を教唆して前句附合の撰擇會を開かせ、其會席に賭したる金銭物品の幾割を収めて生活に資しつゝあり而して若し警吏の闖入に逢ば訊問を受ける場合には自己の肩書教職を濫用して其場を瞞着し了るの利器と爲せりと

然らば則ち彼れ等は人々を教化して淳善ならしむる任責あるにも拘はらず反つて人々を賤謫に養成せしむるにあらざや彼れは自ら誠實方正にして人々の模範となるべき地位に在るにも拘はらず反つて自ら奸兇佞惡にして神意に悖るの言動を爲しつゝある者と謂はざる可らず彼れが如き者の教職に在るは其最も謂れなきの甚だしきものなり

又夫の大道に出張れる易者の如きも大抵此太古教會に屬する者にして、其無學無識なるは前の俳優、軍談落語家と毫も異なるなし要するに此徒も通行人を呼かけ根柢なき太古

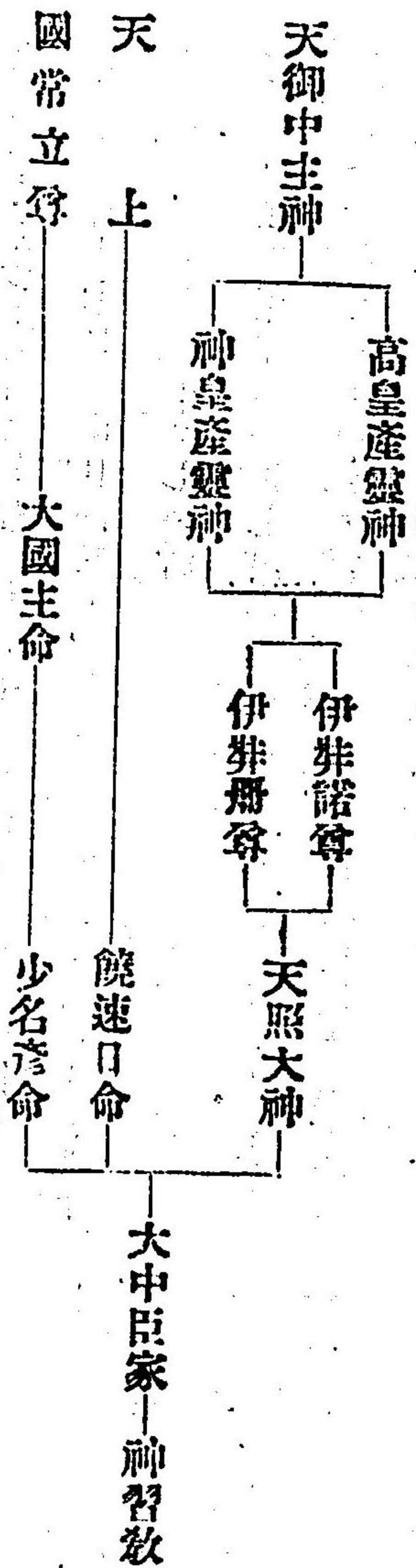
をして備かに一〇二錢の古錢を賣ひ辛く生計を立て居る者なれば其教職として人々を感誨す  
 るの學識力量共に乏なり者なるや敢て論を俟す  
 嗟呼彼れ俳優、軍談落語、狂俳家、大道易者の大半は人間社會に在て一片德義の心なき者なり人間にして賤行を爲すも耻とせざる者なり、此の如き不徳不誠の者を教職に任する彼れ太古教會は假令不徳不誠なる處の俳優、軍談落語家、狂俳家、大道易者と雖も亦た此れより來るの所得は其最も甘しとする處なり現に其請ふて教職に任せられん事を欲し、一ヶ年金六拾錢より一圓五十錢迄の教會費を負擔する趣を申出なば、彼れ太古教會は早速に教職に任する辭令書を與ふる手續を計らふ、彼れ太古教會の心中其何人たるを問す其人より來るの所得に意あるの外は神道てふ殊勝なる觀念ある者にあらざるなり彼れが教職に在る者の無學無識にして且つ敗徳汚操なる者多きも亦た宜なる哉、嗟呼此敗徳汚操なる教師の言動彼れ淫祠の言動其訓化する處、教育的に衛生的に風教的に事の國家全局面に繋る今や時事日に非なるに加へて彼れ淫祠が法律の制裁を僥倖し徳義の制裁を無視し驕傲を逞ふし妖怪を播く、余は神聖なる此の帝國の隆替或は彼れ淫祠の驕傲妖

怪を行ふに基因するなきや否やを慮かり、爲めに悲涙を衣襟に澱ぐを覺へざるなり  
 自ら身を顧みれば明治の奎運に遭ふて不肖ながらも探觚者を以て任せり、曲を矯め直を起し惡を排し善を擧るは固より其任務なり、彼れ太古教徒の如き淫祠の言動を爲す者を撲滅し、以て神聖なる神道の汚辱を洗雪し光輝ある 帝國の文華を發揚する事焉之を勤めざる可んや、又況んや余は生れ難き生を人界に稟け値ひ難き法を佛祖に承る者なるに於てをや、夫の昔し如來が降魔成道の後ち四魔の相を説き慧命保養の方法を示されし事を思ひば夜叉の如き淫祠を大黒福神の如くに認め毒蛇の如き淫祠を辨財天女の如くに認め感溺沈淪する處の者何ぞ之を救はすして己む可んや否やな啗に彼れ淫祠に感溺沈淪せしめられつ、ある處の者を救ふは大權化現の佛勅を奉する余の勤めなるのみならず破邪顯正も亦た佛弟子たる余の任責なり其任運騰々として余の任責を盡し余の勤行を全ふせんと欲せば彼れが如き淫祠を勤絶し以て佛光を輝揚せざるを得んや、

淫祠太占教會界

蓮窓 伊東洋二郎著

淫祠神習教會



天神地祇の神律、古事記、書紀、大中臣家の遺訓等を所依と爲す  
 明治維新の初め芳村正乘の首唱する所にして神道神宮教に附屬し、東京麴町區有樂  
 町三丁目二番地に教院を開設し教務を所理し居りしに、明治十八年十二月廿五日  
 務大臣の認可を得て獨立し、更に神習教本祠と其大教廳とを東京神田區今川小路に  
 新設し芳村正乘管長たり、而して各府縣下には本祠出張所及分祠、直轄教會所



分支部會所、講社事務所を設置し其事務を掌らしむ。毎朝早起盥嗽洗眼し神氣を鎮定し自家の神前に向ひ太諱詞を唱へ敬拜し、本祠産土神を遙拜し祖先歴代の靈を拜し以て安全幸福を祈るものとす、而して各教會及本祠に於ては毎月九日廿七日兩度に小祭を行ひ、又毎月十五日には祓除修行して説教を開廷せば教子(即子信)は必ず参拜すべきものとす、若し當日参拜する能はされば必ず自家に在て遙拜せしむ、其大中祭と稱するは例年四月八日九日十日の三日間と九月十六日十七日の兩日間なり、凡そ斯教の教子ならんと欲するには初め神文(余カ群論中ニ掲ル所)を提出せしめ神前に於て入教式の祭典を執行し幽顯守護神系を授與し之を其自家の奥座に奉揚し神鏡を襟端に掛け門標を門戸に掲げ以て教子たる事を表彰せしむ、若し教子の家に葬儀靈祭を行ふ場合には本祠靈舎へ鎮靈を乞へ、又諡號の撰定を申出さしむ之を斯教の教式とす

神習教は惟神の道を飾りも改めも何もせず神の傳を其儘神習ふ教へなれば、他の幾干もぬる多くの神道諸教に較べると最も貴く高き地位に居る者なり、斯く貴く高き

地位に居る神習教なれば、之を神習には最も物忌祓除法を勵行し食慾飲酒を節し嗜欲を屏け洗心養氣以て天地の御柱と對峙し、天地の神氣と來往し神人和融するの神機を默契するが斯教子の務めと云ふべき者なり、其教子が此世に在る間は神人和融する程の自在力を得、又逝去した時は天神地祇を鎮祭せる本祠へ鎮靈して貴ひ詮號の授與にまで恵みを受るとは此上もなき難有き事と申す可し箇様に難有き教へを信仰し得らる、も畢竟は諸氏が教への善惡邪正を見分る力があるからの事なり、故に諸氏より他の邪惡なる教へを妄信しつゝ、ある人々を見られなば、嘸氣の毒に思はるるならん果して然らば斯く人々を邪惡の教へに入らしめぬやう、善良なる神習教に入らしめて幽顯守護の神系を授からせるやうに務められなば、諸氏は即ち神徳を播きて神習の教子たる本分を盡されたものと云ふて可なり諸氏に對しては更に神徳を加被さるゝに至る事知り得べしと是れ神習教か信徒を勧誘する様子の一斑なり

くもりなきあめの御神の道にひらく、ろわたすみなももらしたまわす

回顧するに天地未だ割れず陰陽分れざる時は渾沌たること鷄子の如く、溟溟て牙を含み

一物として轉動する事なし名つけて空無大元尊と云ふ、後ち天地分れ時節に及びて陰陽混雜の牙動き須臾も息む事なし名つけて國常立尊と云ふ、此時既に牙を綻び陰陽の餘性は上下に別る、陰陽の極性は日月と顯はれ天地の神靈を主り天照大神は東に顯はれ陽徳廣大無邊にして、萬物の心性を賜ふ故に天御中主と云ふ御饌都大神は西に顯はれ、陰徳廣大無邊にして萬物の形質を賜ふ故に天賀々見尊と稱し、次に諸の星を出現す故に高天原に神留まり坐す第一番の出生とす、次に日月精神殘氣を受け始めて水の變動を作す名つけて國狹樞尊と言ふ、次に火の變動を作す名つけて豊樞尊と言ふ、次に木の變動を作す名つけて泥土燹尊と沙土燹尊と言ふ、次に金の變動を作す名つけて大戸道之尊と大苦邊尊と言ふ、次に土の變動を作す名つけて面足尊と惶根尊と言ふ、功を積むこと八百億萬歳にして東西南北中央を蘇息し五行の形を成し海中の鱗を出生す是れ第二の出生とす、然れども未だ海上に國顯はれず之を以て伊弉諾伊弉册兩尊出現し天浮橋に立ち天璣矛を以て滄海を畫し玉ふ、其引上る時に鋒尖より垂落る沫さ上りて嶋と成る是れ假馭廣嶋と稱するものなり、之より海原を割て大八嶋國海上に生じ葦原中津國と名づけ此時

より萬物生ず、伊弉諾尊は日向國樞原にして祓除し日神に向ひ御子を冀ひ大日靈貴日神に向ひ御子を冀ひ、止由氣太神首を回し水に遷り日月願祈りに素戔嗚尊を所在す是れ地神後天の始めなり時に天照太神光華明彩なる六合の内を照徹し久堅の天清く荒金の土和きて曇りなく、慈みは四方の國までも炳然に遍く御恵み華の時を違ひず皇孫の徳を顯はして、敷嶋の道明らかに分れるに至れり

此の如く諸神の徳や威烈なり而して其神孫皇系の威徳に至りても、亦た之を尊敬し奉らざるを得ず、茲に於てか諸神皇系の威徳を尊敬し報本反始の禮を盡さしむるをこそ神とは云ふに至れるなり、但し諸神皇系の威徳を尊敬し報本反始の禮を盡すは惟神が強て吾人に盡せとは命令せず吾人神孫たる者は神の威徳を感慕し居れるが故に敢て他の命令を受ざるも其素直なる特性を有して自然に諸神皇系の威徳と尊敬し報本反始の禮を盡すの當然なる事を知り居れるなり是れ豈に前の所謂「くもりなきあめの御神の道ひろく」の歌の意義を自然の特性と爲せる吾人の美德と謂はざらんや

然るに此に余が最も疑ひ最も怪むべきものは神習教是れなり、何ぞか神習教を疑ひ怪む

(六) 神習教會

乎曰く他なし其神事細規と種せるものに奇怪なる事多くあるを以てなり彼れの神事細規を仔細に視察せば其天津、國津兩神を祭祀する神事のみにも幾んど五十項目の多きあり、此五十項目の中より惟神の趣意に違へりと思はる、ものを撰み出せば

- (一) 吐普加美依身多米の傳
- (二) 太占の傳
- (三) 地球外の傳
- (四) 息吹の傳
- (五) 左右洗眼の傳
- (六) 八足堂清米の傳
- (七) 祈禱禁厭の傳
- (八) 探湯式の傳
- (九) 鎮火式の傳
- (十) 御符神祕符の傳
- (十一) 降神昇神の傳
- (十二) 物忌の傳

等の多きに至る抑も惟神は嘘と道を設けざるも其自然に道存する處を尊しとするものなるに彼れ神習教の如く多くの神事を設けて神を祭祀するものは豈に反つて尊き惟神の古典に背戾紊亂するの甚だしきものにあらざるなき乎況んや其多くの神事中には既に前に掲ぐるが如く十有二項の荒誕なる事あるに於てをや但し前の十有二項中、吐普加美依身多米、太占、祈禱禁厭、御符等の事に就き荒誕なる事は既に禊教會、太占教會の評論中に批評し盡したれば今復た此に之を批評するの煩はしきを避け評論する事を止むべしと

神習教會

(七)

雖も、其他の五六の荒誕なる事に至りては少しく之を批評せざるを得ず先彼れが行ふ息吹と云ふ事は惟神の古典なるや否や、余の多年神典を討究したる所に依れば此息吹の事僅かに「寶基本紀」に見ゆるの外、未だ古典中にあるを見ず而して此寶基本紀は弘法大師等の加剛されしものに係りて、我古典を經と爲し佛法の密教を緯と爲せるものなる事は、既に本居平田等先輩の看破したる所なるを思ひば、彼れ神習教が此寶基本紀より他に未だ之をあらざる息吹の事を立て古典と趣ゆ、其心事や實に憎むざるを得ざるにあらざるや彼れが息吹は敬肅の義、肅如の意なるは敬神の觀念より來れる事得て知られ其意善なりと謂ふと雖も、其漫りに惟神を誣ひ古典を亂るの言動あるに至りては余彼れを目して一個の淫祠部類に加ひ以て鐵槌一打せざるを得ず

又洗眼の事に至りても彼れが行へるが如き至難なる事は未だ古典に之をあらざるなり神は元來清淨なるものと爲すと將た人の神に對するには肅敬の意を表すべきものと爲すとを以て、人皆な神を拜する前には豫め盥嗽洗手するを例とすれども未だ彼れ神習教の如く洗眼を嚴重に勵行せしむる事の古典中にあるを見聞せざるなり、然るに彼れは曰ふ「洗

神習教會

眼して神を拜せば能く神を認め神に交はるを得るなり」と嗟呼彼れが理想の念の乏しくして信仰の度の低き事何ぞ其れ此の如く甚だしきや余は實に彼れが固陋を憫笑せんばあらざるなり管に彼れが固陋を憫笑するのみならず其彼れが固陋なる中に一種虚妄詭譎なる處ありて古典を糊塗し人々に洗眼を勵行せしめ瞞着するものは是れ豈に淫妖なる處爲として憎むべきにあらざるや偶々古傳中に伊弉諾尊が凶目穢き國に在りしと思はされ日向の小戸立花の阿波岐原に禊の爲め左眼を洗ひ玉ふ時に天照太神出させられ、右眼を洗ひ玉ふ時に月夜見命出させられしと云ふ事あれども、今日神習教の行ふ洗眼の意義理趣は古傳と背反するものなるや論なきのみ

又八足盞清米の事は彼れの行ふ處全く吉田家の名法要集より取りしものにして延喜式等に出る處と甚だしき相違あり彼れは惟神の古實を神習ふと自稱するにも拘はらず我佛教眞言の修法を剽竊せる吉田家の名法要集に取りて以て得々たる者は抑も亦た杜撰と言ん乎、將た横着と謂ふべき乎

又探湯式と稱し神前に於て其身の清淨を檢せんが爲めに、熱湯の中に肢軀を入る事は應

神習教會

神天皇記に見ゆる外は、中古以後俗神神家の行ふが如き湯立と稱するもの未だ古典に出るを見ず、而も應神天皇記に出る湯起請も其淵源する所は邇々藝命が國津神の女を娶りて火須勢里、火遠里の兩命を擧させられし時、其出産の速かなる或は國津神の子にあらざる乎と疑はせられしかば后其疑ひを晴んと欲し其兩命を火中に生落せし事に由來せらるなり蓋し古昔の探湯式は唯だ其身の清淨を表彰せんが爲めに行へるものにして神習教徒の行ふが如く神に祈請する時に當り「手を此通り熱湯に浸しまするゆゑ信願成就せしめ玉へ」と誓約を爲し或は「神よ神願ふ處の事柄は成就せしめ賜はりませうや如何」と試験の爲めに探湯するは古典に於て謂れなきものと稱すべきなり

又鎮火式は元來白川家傳にして後世諸社に此例行はるゝに至りしも、悉く皆な白川家傳を取り或は加茂行事を採りしものなり、故に諸社に行ふ鎮火式多くは皆な白川家傳にも定據せず加茂行事にも依憑せず支離矛盾せる事を行へつゝ、ありて識者の嘲笑せる處なり

神習教は自ら「中臣家の遺訓相傳に則りて神事を行ふ」と云ふにも拘はらず其神系紹介の異なる白川家傳の鎮火式を行ふ其首尾貫徹せざることを何ぞ一に此に至るや